

『美浜町都市計画マスタープラン』 (案)

2020 年 2 月

美 浜 町

目 次

第 1 章 都市計画マスタープランの概要	1
1.1 都市計画マスタープラン改定の概要	1
1.2 改定の背景と目的	1
1.3 都市計画マスタープランの位置づけ	2
1.4 都市計画マスタープランの役割	3
1.5 計画期間	3
第 2 章 都市の現状と課題	4
2.1 都市の特性	4
2.1.1 広域的な位置づけ	4
2.1.2 上位計画	5
2.1.3 地域区分	7
2.2 現状と課題	8
2.2.1 人口動向と見通し	8
2.2.2 住民アンケート調査	12
2.2.3 都市づくりの現状と課題	17
第 3 章 都市の将来像	48
3.1 都市づくりの理念	48
3.2 都市づくりの目標	49
3.3 将来推計人口	50
3.4 全体構想	51
3.4.1 将来都市構造の方向性	51
3.4.2 将来都市構造の構成	52
3.4.3 土地利用ゾーニング	53
3.4.4 将来都市構造図	55
3.5 分野別都市づくりの方針	59
3.5.1 土地利用の方針	59
3.5.2 交通体系	61
3.5.3 市街地整備	65
3.5.4 都市施設	67
3.5.5 都市防災	70
3.5.6 都市景観・環境	71
3.5.7 その他の都市施設	72
第 4 章 地域別構想	73
4.1 地域別の現状及び課題の整理	73
4.1.1 地域区分の設定	73

4.2 布土地域	74
4.2.1 地域の概況	74
4.2.2 地域の課題	76
4.2.3 まちづくりの目標	77
4.2.4 まちづくりの方針	77
4.3 河和地域	79
4.3.1 地域の概況	79
4.3.2 地域の課題	81
4.3.3 まちづくりの目標	82
4.3.4 まちづくりの方針	82
4.4 河和南部地域	84
4.4.1 地域の概況	84
4.4.2 地域の課題	86
4.4.3 まちづくりの目標	87
4.4.4 まちづくりの方針	87
4.7 野間地域	89
4.7.1 地域の概況	89
4.7.2 地域の課題	92
4.7.3 まちづくりの目標	93
4.7.4 まちづくりの方針	93
4.6 奥田地域	95
4.6.1 地域の概況	95
4.6.2 地域の課題	97
4.6.3 まちづくりの目標	98
4.6.4 まちづくりの方針	98
4.5 上野間地域	100
4.5.1 地域の概況	100
4.5.2 地域の課題	102
4.5.3 まちづくりの目標	103
4.5.4 まちづくりの方針	103
第5章 計画の推進	106
5.1 計画改定及び策定の進め方	106
5.1.1 まちづくりの推進方策	106
5.1.2 多様な主体による積極的な地域づくりの推進	106
5.2 スケジュール	107
参考資料	108

第1章 都市計画マスタープランの概要

本章では、都市計画マスタープラン改定の背景や目的、計画期間、構成等について整理します。

1.1 都市計画マスタープラン改定の概要

近年、全国的に少子高齢化や人口減少等が進み、地方都市を取り巻く社会情勢は大きく変化しつつあります。美浜町においてもこの状況に対応していくため、都市計画に関する基本的な方針である「美浜町都市計画マスタープラン」の改定を行います。

1.2 改定の背景と目的

平成4年の都市計画法改正により、同法第18条の2に、市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）の策定が義務づけられました。この市町村都市計画マスタープランは、市町村が都市の問題や課題を踏まえ、都市計画的観点から目指すべき都市の将来像を明らかにし、その将来像を実現していくためのまちづくりの方針を定めるものです。

現行の「美浜町都市計画マスタープラン」は、こうした都市の可能性を具体化に結びつけるため、行政と住民の協働によって、実現を目指すまちづくりの方針について、平成22年度を基準年次として定められました。また、「美浜町都市計画マスタープラン」では、概ね20年後の美浜町の姿を見据えた計画としていますが、土地利用や施設整備などの施策においては、10年の計画を定めたものとしています。

計画基準年次（策定年次）の平成22年から約10年が経過し、全国的に人口減少や少子高齢化が進行、社会経済情勢は大きく変化しつつあります。美浜町においても平成17年をピークに人口が減少に転じており、策定から10年が経過した「美浜町都市計画マスタープラン」について改定を行います。

【主な社会情勢の変化】

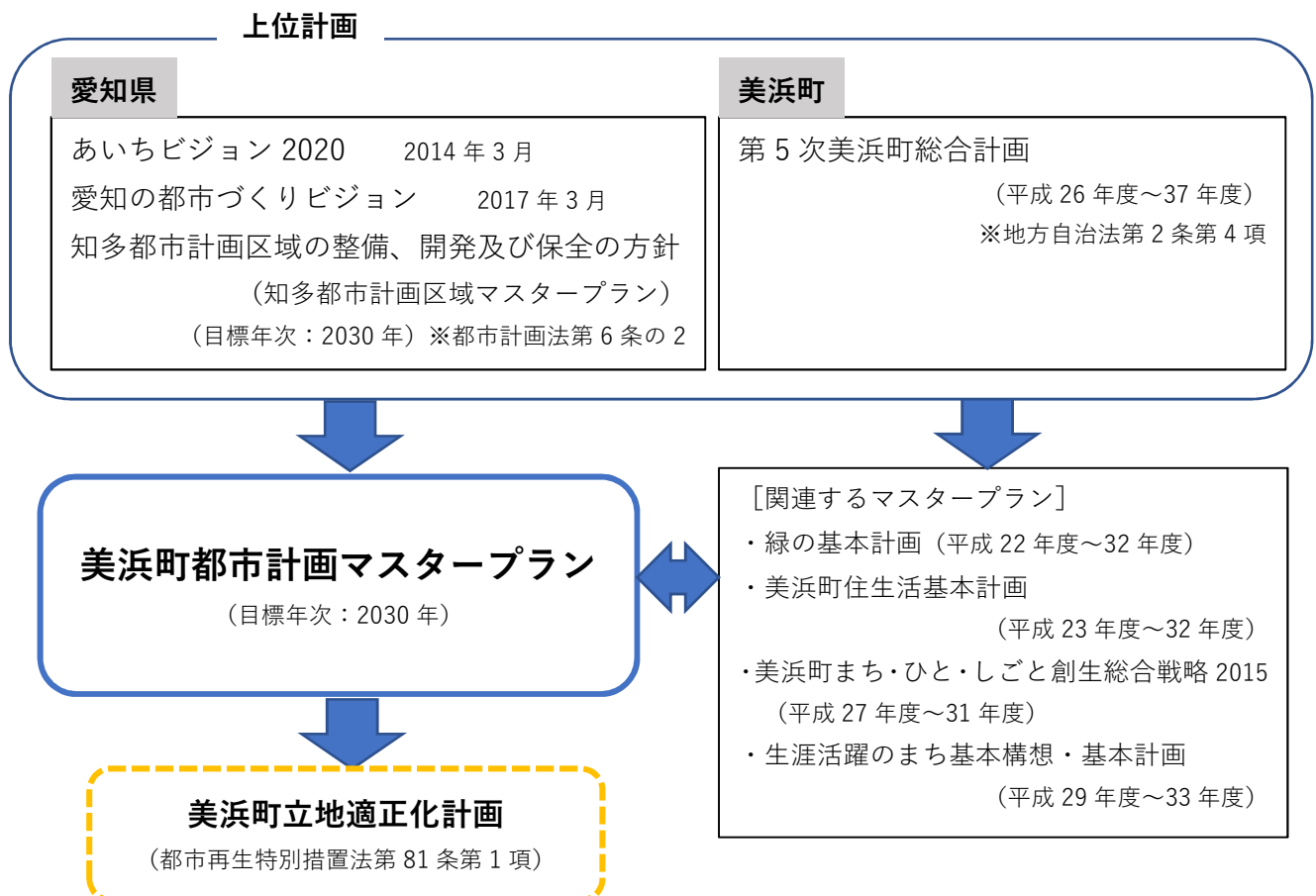
- ◆急激な人口減少、超少子高齢化への対応
- ◆拠点ネットワーク型都市づくりによるコンパクトで利便性の高い都市づくり
- ◆南海トラフ巨大地震、大型台風による災害等、大規模災害への備え
- ◆町内経済の停滞、商店街の衰退による地域活力の低下
- ◆自然環境の保全、配慮を重視した環境共生型都市づくりや低炭素型都市づくり

1.3 都市計画マスタープランの位置づけ

土地利用や建物の建て方のルール、道路や公園等の都市施設の計画を定めるものが「都市計画」であり、より良いまちづくりのために総合的な指針としてまとめたものが「都市計画マスタープラン」です（都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」）。

本計画は、「あいちビジョン2020」「愛知の都市づくりビジョン」「知多都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（愛知県策定）や、「第5次美浜町総合計画」といった上位計画に即するとともに、本町における各種関連計画と整合・連携を図りながら策定しています。なお、本計画の改定と同時に検討する「美浜町立地適正化計画」は、住宅及び都市機能施設の立地の適正化を図るための計画として位置づけられます。

【法体系における都市計画マスタープランの位置づけ】

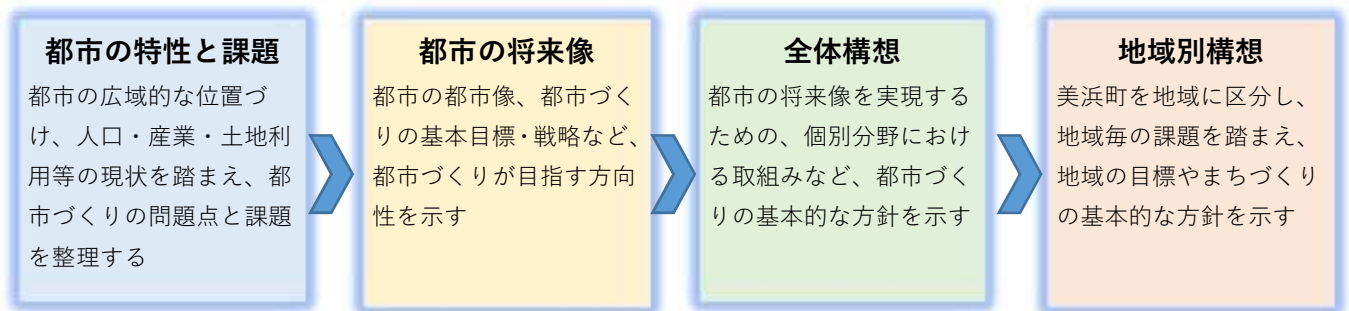


1.4 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、以下の役割を担います。

- 1) 実現すべき具体的な都市の将来像、町が定める都市計画の方針を示します。
- 2) 土地利用、都市施設（道路、公園等）の配置など、個々の都市計画の相互関係を調整し、総合的かつ一体的な都市づくりを進めます。
- 3) 都市づくりの課題や方針について町民の理解を深め、都市計画の決定・実現を円滑に進めます。
- 4) 都市づくりの目標を町民と共有することで、まちづくりに町民が参加する機会を促します。

【都市計画マスタープランの構成】



1.5 計画期間

本計画は、概ね20年後の都市の姿を展望することとします。また、土地利用や施設整備などの施策は10年の計画を定めます。そのため目標年次は、2021年を基準年次として、計画策定から10年後の2030年とします。

基準年次：2021年 目標年次：2030年

【都市計画マスタープラン関連スケジュール】

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
都市計画マスタープラン	→									
立地適正化計画	検討					計画の策定				
総合計画	5次総合計画						6次総合計画			

第2章 都市の現状と課題

本章では、本町の特性や現状・課題について整理します。「美浜町都市計画マスタープラン」の改定にあたり、「都市の現状」を整理し、「人口動向と見通し」、「住民アンケート調査」、「分野別の現状と課題」を分析、美浜町の現状と課題をとりまとめます。

2.1 都市の特性

2.1.1 広域的な位置づけ

本町は名古屋市から 50km 圏内にあって、三河湾と伊勢湾に挟まれた知多半島南部に位置しており、半島の各市町と広域的な連携がなされています。

また、三河湾側の都市(大府市、東浦町、阿久比町、半田市、武豊町、南知多町)と伊勢湾側の都市(東海市、知多市、常滑市、南知多町)の連携軸の結節点となっています。

知多半島の北部・中部に位置する都市では、名古屋港や衣浦港を抱えた産業ゾーンを形成していますが、本町を含む三河湾と伊勢湾に挟まれた半島南部においては、農業や漁業、自然等の地域資源を活かした海洋レクリエーションや観光による振興が図られています。



【愛知県都市計画区域】

2.1.2 上位計画

(1) あいちビジョン 2020

【あいちビジョン 2020 の基本目標】

「日本一の元気を暮らしの豊かさに」

◆2030年の社会では、大都市圏への人口や企業等の集中がさらに進んでいることが想定される中、当地域としては、リニアの開業による三大都市圏の役割の変化も見据えつつ、我が国の成長をリードする強い大都市圏をめざしていく必要がある。

◆2030 年に向けては、「リニアを生かし、世界の中で存在感を発揮する中京大都市圏」「日本の成長をリードする産業の革新・創造拠点」「安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会」の3つの愛知の姿の実現をめざしていく。



【地域別取組方向】

【尾張地域の目指すべき将来像】

尾張地域には、首都圏から中京圏に及ぶリニア大交流圏の西の拠点となる「中京大都市圏」の中核として、高い求心力と世界的な交流拠点性を持つとともに、リニア開業の効果を圏域全体に波及させていくことが求められる。

世界につながる玄関口としての機能を高めつつ、大都市の多様な魅力や次世代産業の育成、利便性の高い居住環境の形成を通じ、世界に開かれた、人・モノ・情報が活発に行き交う大都市地域をめざす。「リニア開業のインパクトを受け止め、世界に開かれた人・モノ・情報が活発に行き交う大都市地域」

(2) 愛知の都市づくりビジョン

【都市づくりの理念】

『時代の波を乗りこなし、元気と暮らしやすさを育みつつづける未来へ』

【都市づくりの基本方向】

- ① 暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換
- ② リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進
- ③ 力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進
- ④ 大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保
- ⑤ 自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進

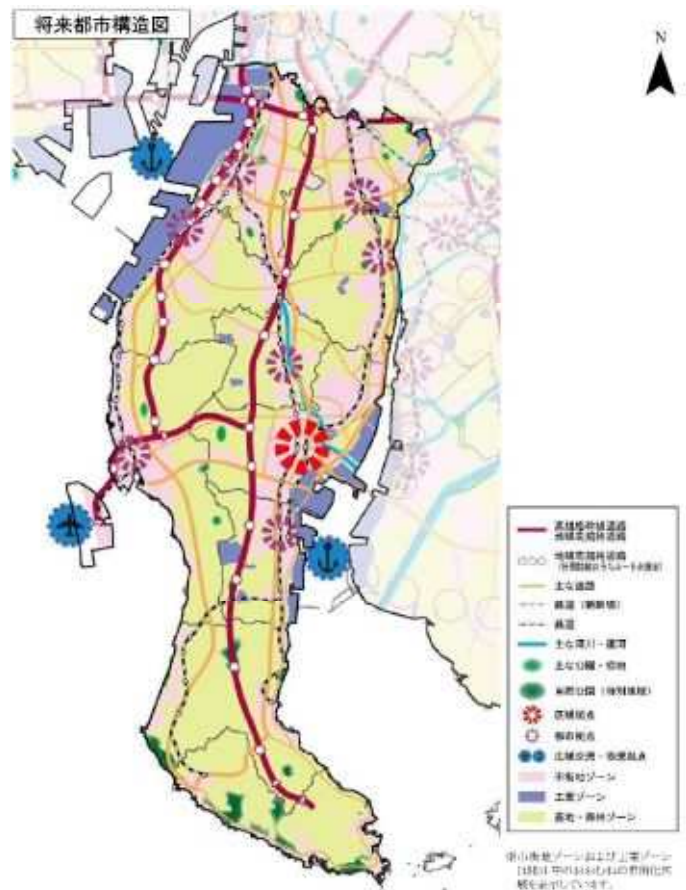
(3) 知多都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

【基本理念】

広域交流拠点や地域特性を活かした特色ある産業が充実し、魅力ある暮らしを支える都市づくり

【都市づくりの目標】

- ① 暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換
- ② リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進
- ③ 力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進
- ④ 大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保
- ⑤ 自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進



【将来都市構造図】

(4) 美浜町第5次総合計画

【基本理念】

『ひと・まち・自然、健康に輝くまち みはま』

【基本計画】

- ① 自然を活かし、快適に住み続けられるまちづくり
- ② 安心・安全な暮らしができるまちづくり
- ③ 産業経済に活力のあるまちづくり
- ④ 支え合いに満ちた、人にやさしいまちづくり
- ⑤ 人が学び合い、育ちあうまちづくり
- ⑥ 参画と協働によるまちづくり

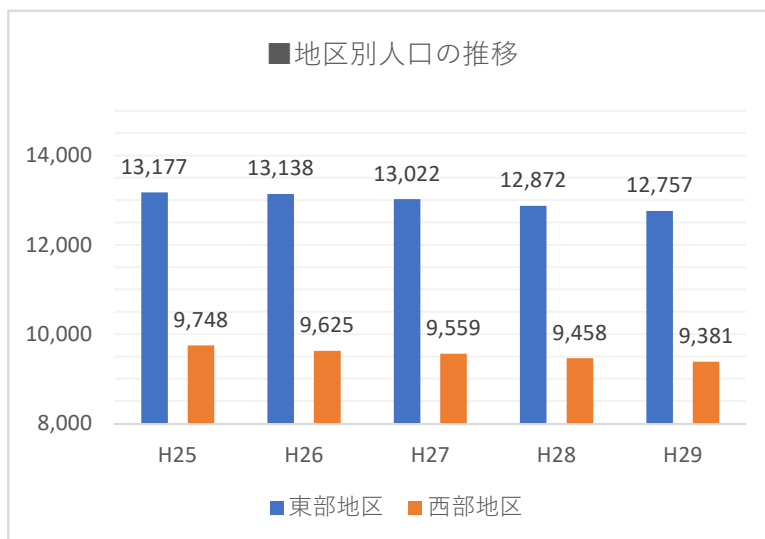


2.1.3 地域区分

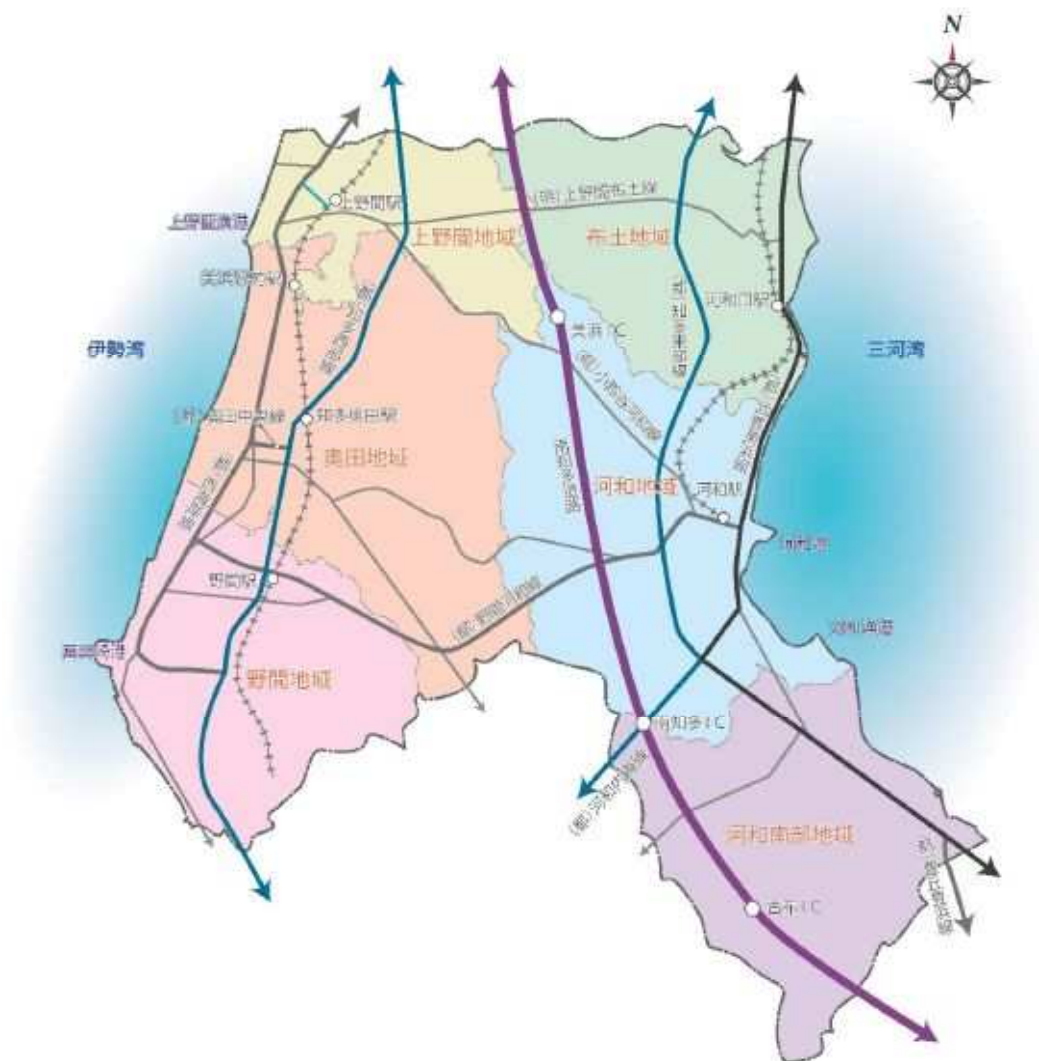
本町は、以下のとおりの地域を区分します。地域別構想では地域別に現状と課題を整理、まちづくりの目標等を設定します。

【地域別一覧表】

地 域	
東部	布土地域
	河和地域
	河和南部地域
西部	野間地域
	奥田地域
	上野間地域



資料：住民基本台帳人口



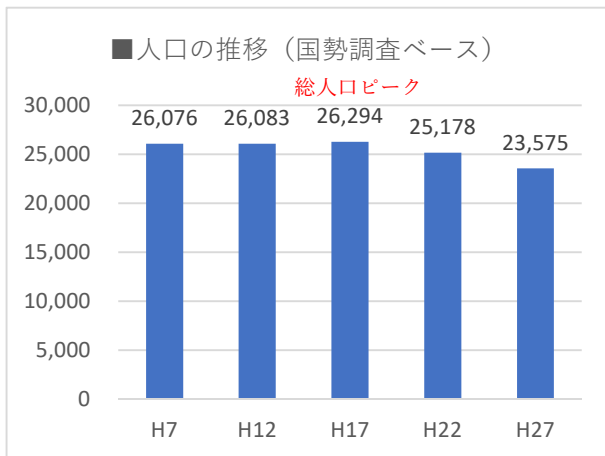
【地域区分図】

2.2 現状と課題

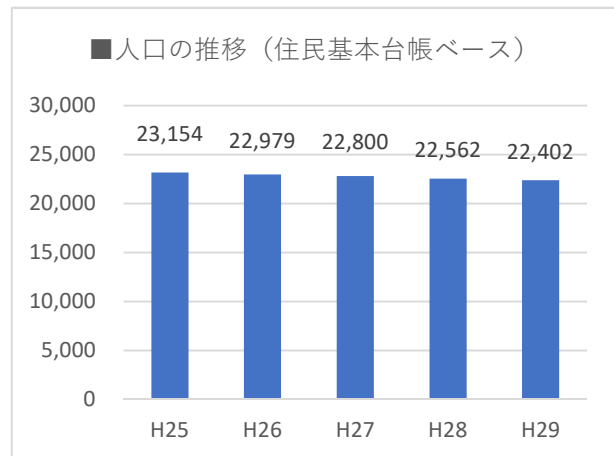
2.2.1 人口動向と見通し

(1) 総人口と世帯数

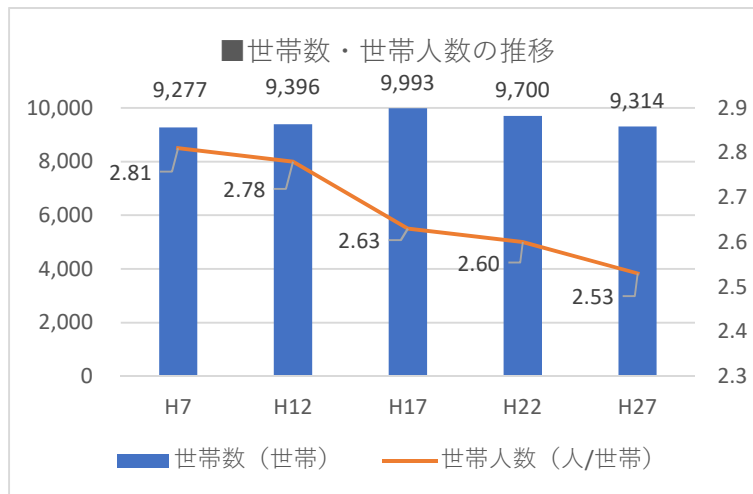
本町の総人口は、国勢調査によると平成27年現在、23,575人、世帯数は9,314世帯となっています。また、平成7年から平成27年までの20年間の推移をみると、平成17年をピークに総人口、世帯数ともに減少傾向にあります。また、1世帯あたりの人員が減少していることから、核家族化など世帯人数の少人数化が進行しています。



資料：国勢調査



資料：住民基本台帳人口＋外国人登録者



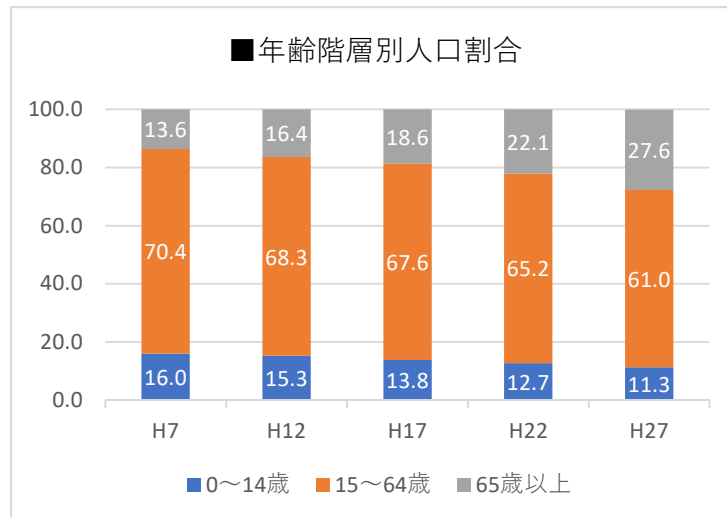
資料：国勢調査

【参考—国勢調査と住民基本台帳の人口の違いについて】

国勢調査は本町に住んでいる方、住民基本台帳は本町に住民登録を行なっている方を対象としています。本町には日本福祉大学の美浜キャンパスが置かれ、多くの学生が生活しているため、20歳前後の年齢層の住民が極端に増える一方で、住民登録をしていない学生が多く住んでいることも大きな乖離の要因のひとつと考えられます。

(2) 年齢階層別人口

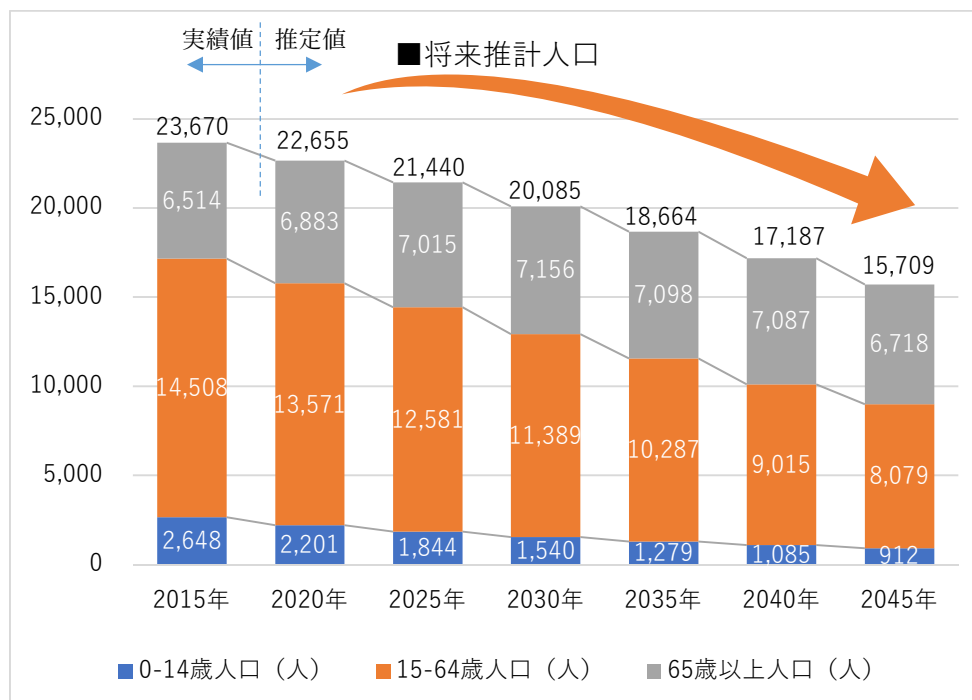
本町の年齢階層別人口割合は平成27年現在、年少人口(14歳以下)が11.3%、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が61.0%、老年人口(65歳以上)が27.6%となり、少子高齢化が顕著となっています。また、平成7年から平成27年までの20年間の推移をみると、平成12年において年少人口と老年人口が逆転しており、少子高齢化は愛知県平均(年少人口比13.8%/老年人口比23.8%)よりも進んでいます。



資料：国勢調査

(3) 将来推計人口

第5次総合計画の中間見直しにおける将来推計人口では、2015年から2045年まで5年ごとに10%前後の減少と推計されています。加えて15～64歳の生産人口が激減し、さらに少子高齢化が顕著になっていくと予想されています。



資料：『第5次美浜町総合計画』中間見直しによる将来推計人口

(4) DID 地区（人口集中地区）の変遷

平成 22 年以前は、河和駅を中心として北方から新浦戸にかけて地域の市街地が DID 地区でありましたが、平成 27 年には、人口減少と共に DID 地区ではなくなっています。

【DID 地区】

区 分	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
人口(人)	5,306	5,192	—
面積(km ²)	1.2	1.2	—
人口密度(人/km ²)	4,349.2	4,326.7	—

(資料：国勢調査)



平成 22 年 総務省統計局

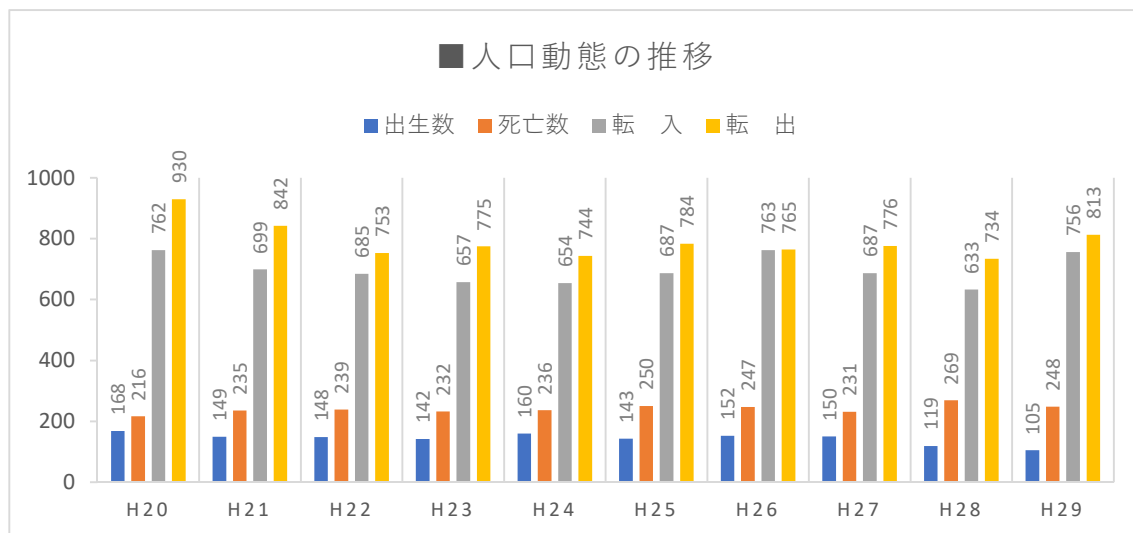


平成 27 年 総務省統計局

資料：国土地理院地図（電子国土 Web）

(5) 人口動態

平成20年から平成29年までの人口動態の推移をみると、年次による変動はありますが、自然動態（出生数-死亡数）、社会動態（転入-転出）ともに減少傾向にあります。平成29年では200人減少（143人の自然減、57人の社会減）であり、これは本町の人口の約1.0%にあたる数値です。



資料：住民基本台帳（H20～H24年は住基ネット）



【人口動向における課題】

平成17年から人口減少が始まり、急速な少子高齢化が顕著となっています。人口減少、少子高齢化の一層の進展により、空き地・空き家の増加などが懸念されることから、都市機能の適正な配置や公共交通の充実等により、子育て世代の流入促進や高齢者が暮らしやすい環境の形成を図る必要があります。また、地域コミュニティの衰退等による地域社会の空洞化を防止するため、地域ごとの特性に応じた対応が必要となります。

2.2.2 住民アンケート調査

(1) アンケート調査の概要

都市の現状や将来のまちづくりに対する住民の意見や要望を把握し、都市計画マスタープランの改定を進める上で、課題を明確化にするための基礎資料とすることを目的に、18歳以上の一般住民を対象に、アンケート調査を実施しました。実施内容及びアンケート調査結果の概要は以下のとおりです。

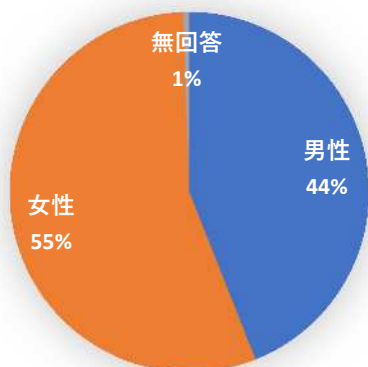
【住民アンケートの実施内容】

項 目	内 容	摘 要
調査期間	平成30年8月8日～9月3日	
調査方法	①インターネットによる方法 ②書面による方法	
対象	美浜町住民1,000名（18歳以上）	無作為抽出による
回収状況	有効回収数…366 回収率…36.6%	

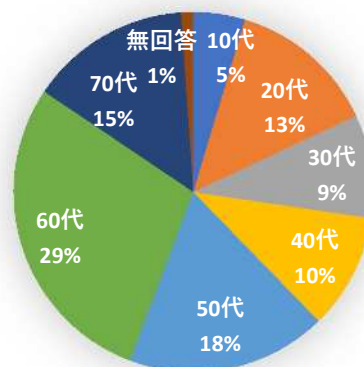
(2) アンケート調査の結果

実施したアンケート調査の結果は以下のとおりです。

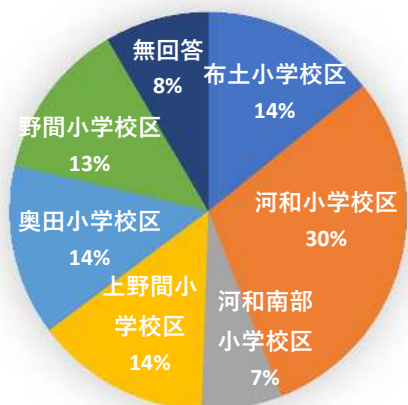
■男女比



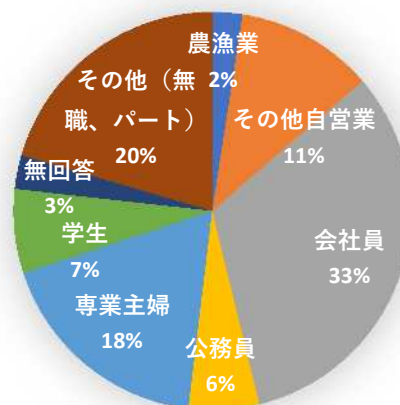
■年代別



■小学校区別



■職業別



■現在の居住地の生活環境について

【美浜町全域】

■居住地の生活環境（美浜町全域）

地震や大火事、津波、高潮、がけ崩れ等の自然災害からの安全が確保されている。

バス（循環バスも含む）は、普段の生活の中で便利な交通手段である。

鉄道は、普段の生活の中で便利な交通手段である。

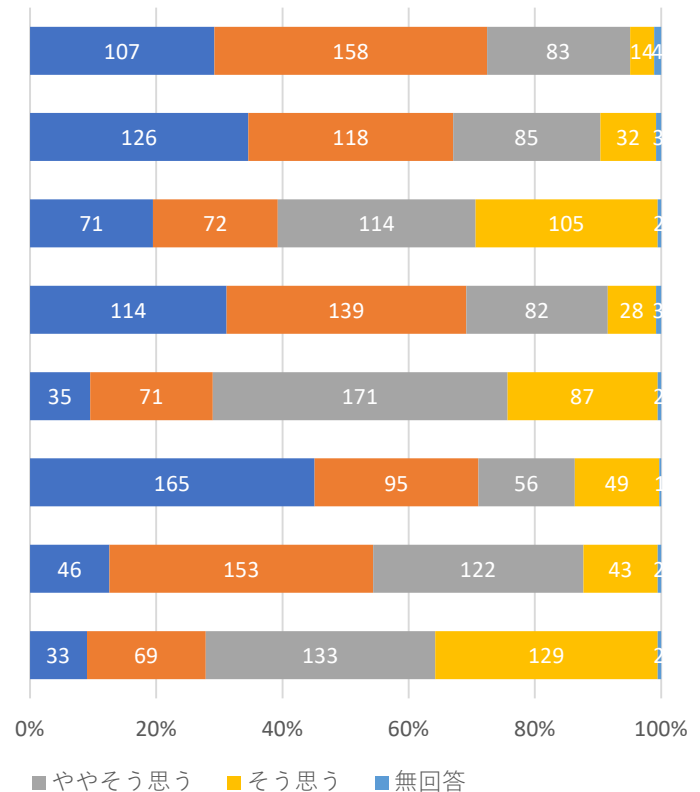
生活道路は、十分な道幅で通りやすく、歩行者の安全が確保されている。

国道・県道などの幹線道路は整っており、車での通勤・買い物に便利である。

歩いて行ける距離に食料品などを扱う店舗があり、日常の買い物は便利である。

教育、医療、福祉に対応する健康・文化施設、交流余暇施設の利用がしやすい。

騒音、振動、大気汚染、悪臭等、日照などの問題も少なく快適に暮らせる住環境である。

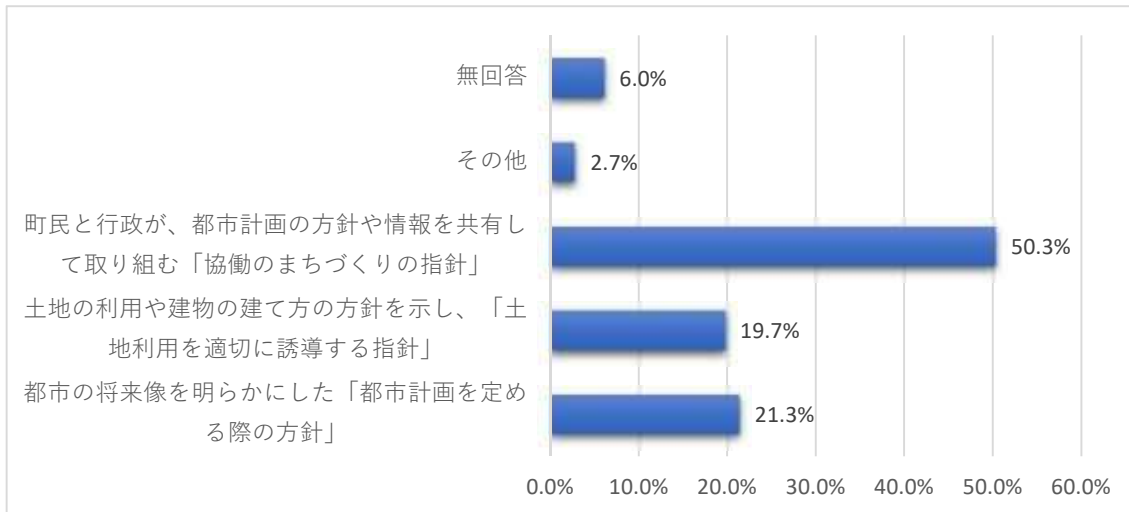


【住民アンケートからの課題】

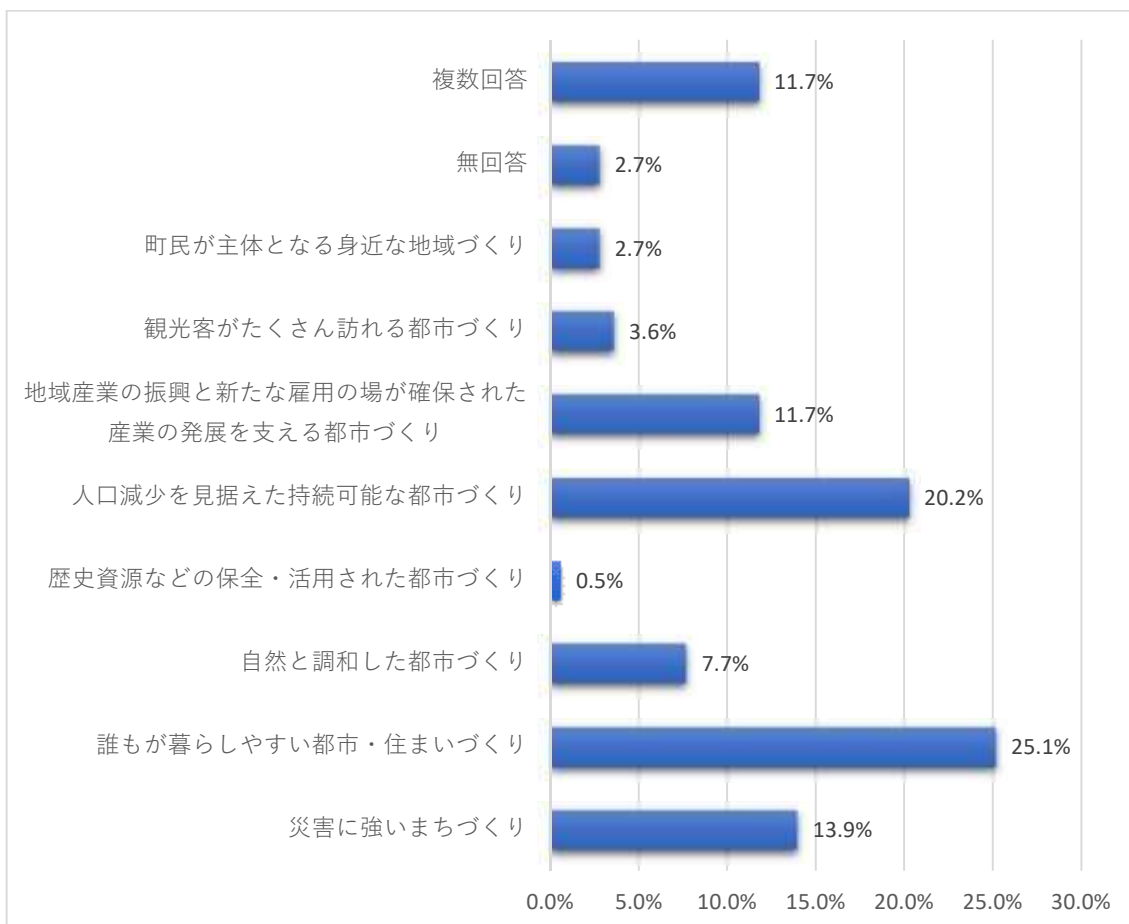
「居住地の生活環境」についての住民アンケートの結果から、美浜町全域と各小学校区での結果に若干の違いはありますが、総じて以下の傾向がみられました。

- 1) 大規模な自然災害への不安がある
- 2) バスよりも鉄道に利便性がある
- 3) 生活道路に対する安全性に不満がある
- 4) 国道県道を利用した自動車の移動に不満は少ない
- 5) 徒歩圏における買い物の不便さがある
- 6) 教育・医療施設、文化施設が利用しにくい
- 7) 住環境は一部地域を除き、不満は少ない

■都市計画マスタープランの役割として、最も重要なこと



■都市計画マスタープランを見直す上で、重要なテーマ



【自由記述の主な意見】

(土地利用)

- 住宅地が多く住民が多いにもかかわらず、近くに買い物できるスーパーや飲食店が少ない。
- 観光も大切ですが美浜町が子育てしやすい、住み良い環境だということをアピールすることが必要ではないでしょうか。
- 自然豊かで安全で子育て支援が充実していて美浜町に住みたいと思えるような街になってくれると嬉しいです。
- 若い世代の人たちが住みたいような街を作ることが町を活性化させる事に繋がると思う。
- 空き家対策をもっと積極的にして、使える物件は貸し出し、倒壊の危険がある建物の早期撤去。持ち主のわかっている建物に対しては、積極的に働きかけてほしい。
- 子供たちが大人になっても、美浜町に住み続ける、住みたいと思える、魅力ある街づくりをする。町内に働く場所があり、遊ぶ施設があり、買い物も映画も楽しめる環境がほしい。
- 観光地としての土地開発よりも、人口減少を食い止める方法をとるべき、町外からの若者の移住者を積極的に迎えられよう、子育て支援の充実、補助金制度の増設等、美浜町に引っ越してきたくなるようなまちづくりを。
- 町外からの企業誘致、大学等新たな風を入れなければ地元で育った子供たちが自宅から通勤できない所に行ってしまうのを避けなければならない。

(都市防災)

- 海、山に近い場所に住んでいる人が多いにもかかわらず地震、豪雨に対しての安全対策が不足していると思います。
- 近い将来起ると言われる大地震の訓練や防災対策をやってほしい。特に津波が来るとされる箇所は、わかりやすく周知できるようにして頂きたい。
- 災害に強い町づくりを目指してほしい（地震、大雨）買い物難民の地域が多くなってきている。車のない方には住みにくい町のため、高齢になってきたらと不安です。
- 水害、土砂災害・大規模地震・他最近の災害に学ぶべきことを町民に知らせ、実施してほしい。

(都市施設)

- 子供たちが遊べる遊具のたくさんある公園が必要。休日は遠出をしないと遊べる場所がない。

(協働まちづくり)

- 町がもっと積極的に住民を引っ張り、ワークショップや検討会を実施してください。
- 町民がまちづくりに対して意識的に情報を取り込める環境があるといいと思います。まずは意識を持ってもらうこと、知ってもらうことが大事だと思います。
- 行政から町民へ、毎年まちづくりの経過報告とプランを教えてほしいです。自然と調和した町づくりを希望します。
- 行政から案などを出し、地域の回覧板などで情報共有、それについて町民が意見できる説明会の開催、行政と町民とが一体となっていけるようにしてほしい。
- 日々の生活の中で町づくりに対して考えることが無く、アンケートをもらって初めて考えることをさせてもらいました。少しでも地域活動に参加できるようにしたいです。

- このような町のことを考える機会を増やせると、町のことを考えられると思う。美浜町はとてもいい町なのにもったいない点があるように感じる。新しいものを作るよりも、古くからある良いところをアピールして、伸ばしていけるといい。

(交通体系)

- 若い人たちが美浜から出て行ってしまうのはやはり不便だからだと思う。
- 公共交通機関を充実させて人の集まる街づくりをしていただきたいです。
- 道が狭いので、自転車や人の歩く道がほしい。
- 若い人たちが移住したくなるような、魅力的な町にしてほしい。企業誘致の推進、工業団地の整備、道路交通網の整備、大きなトラックが通れて渋滞しないバイパス道路をつくる。

(都市景観・都市環境)

- 「美浜」の名の通り美しい海を取り戻し、里山と農業を中心に都心から訪れる町として整備されたい。
- 町全体をきれいに整備し観光客が訪れた時、「また来たい」と思ってもらえるようにしたいと思っています。
- 海、山が近く、学校、公共機関も近くにあるので子育てしやすく、暮らしやすいまちだと思っています。自然を活かした町づくりで移住して住みたくる人が増えたらいいなと思っています。



写真：河和南部 商業施設

2.2.3 都市づくりの現状と課題

都市計画マスタープランにおける分野別の主な項目について、現状と課題を以下に整理します。

また、次頁以降に現状や推移などを把握するために、分野別の概要及び統計データ等を掲載します。

【都市づくりの現状と課題】

分 野	現 状	課 題
(1)土地利用	① 東西沿岸部に市街地が形成される ② 市街化区域での空き家、住宅以外の利用が増加している ③ 観光農業による農地の活用がされている ④ 工業地の土地利用が停滞している	① 住宅地での住環境の維持向上 ② 商業地での商業機能や都市機能の向上 ③ 里山や農地、ため池などの自然環境の保全・活用 ④ 産業誘致の促進、用地確保・基盤整備
(2)交通体系	① 都市計画道路の整備進捗率は10.9%、主要幹線道路にも未開通路線が残る ② 高齢化により交通弱者が増えている ③ 主要な道路の歩道整備率が低い ④ 巡回ミニバスの本数がすくない	① 歩行者、自動車の利用に応じた計画的な道路整備 ② 高齢化社会に向けた公共交通の維持・確保 ③ 都市計画道路等の早期整備及び見直し ④ 巡回ミニバスの拡充・連携
(3)市街地整備	① 既成市街地で狭あい道路の割合が高い ② 社会情勢の変化に伴い区画整理事業の計画見直しが必要となっている ③ 空き家、住宅以外の利用が増加している	① 既成市街地における狭あい道路の整備改善 ② 区画整理予定地の暫定用途地域の見直し ③ 空き家対策、低未利用地の利活用
(4)都市施設	① 市街地や丘陵地を中心に21箇所の公園・緑地が整備されている ② 町内各所に各種公共公益施設がある ③ 公共施設の維持管理が厳しい状況となっている	① 公園・緑地ネットワークの構築、維持管理、老朽化対策 ② 公共公益施設の維持管理、老朽化対策 ③ PPP/PFIの活用、民間活力の導入検討
(5)都市防災	① 東海地震・東南海地震の地震防災対策強化地域に指定されている ② 市街地で狭あい道路が多く災害時の避難経路が確保されていない ③ 災害時に支障となる空き家が増えている ④ 豪雨災害が増えているが、河川の整備が進んでいない	① 大規模災害に備える都市防災のあり方、地区防災力の向上 ② 狭あい道路整備による避難経路の確保 ③ 空き家対策及び空き地の利用、防災拠点の整備 ④ 豪雨災害に備える河川整備
(6)産業・観光	① 第1次産業の経営が安定していない ② 海浜ゾーンなどの観光資源が豊富にある ③ 丘陵地、農地などの自然資源が多くある ④ 歴史文化的な資源が多くある ⑤ 商工業の事業所数が減少傾向である	① 第1次産業の活性化、担い手の確保 ② 海浜ゾーンにおける新しい観光資源の創造 ③ 自然環境を生かした新しい観光資源の創造 ④ 歴史文化的な町並みの保全・観光資源の創造 ⑤ 戦略的な企業誘致の推進、雇用の確保
(7)都市環境・景観	① 海浜ゾーンなどの自然資源が豊富にある ② 山林、里山、農地などの自然資源が多くある ③ 歴史文化的な資源が多くある	① 海浜ゾーンの自然環境の保全 ② 山林、里山、農地など自然豊かな環境景観の保全 ③ 歴史文化的な町並みの保全及び環境美化による美しい地域づくり
(8)その他	① 都市計画マスタープランの認知度が低い ② 町民のまちづくりへの参画体制が確立されていない ③ 民間企業のまちづくりへの参画する機会が少ない	① 町民と行政の協働によるまちづくり ② 町民や企業のまちづくりへの参画及びまちづくりNPOなどの市民団体の活動支援 ③ PPP/PFIの活用、民間活力の導入検討

(1) 土地利用

本町は、地形的には、東側の三河湾沿岸部及び西側の伊勢湾沿岸部の平地と、内陸部の丘陵地とに大きく分けられます。平地では住宅や商業施設、工場などの都市的土地利用がされており、丘陵地は農地などとして利用され、緑豊かな環境が残されています。

町全域が都市計画法による都市計画区域となっており、無秩序な市街地を防止し、計画的な市街化を図るため市街化区域が約 517ha、市街化調整区域が約 4,103ha 指定され、8 種類の用途地域に区分されています。市街化区域では良好な都市的土地利用を図るため、住居系、商業系、工業系の用途に区分されています。

【土地利用規制の状況（都市計画区域、市街化区域、市街化調整区域）】

区 分		面積(ha)	容積率	建ぺい率	高さ限度	構成比
行政区域		4,620				
都市計画区域		4,620				
市街化区域	第一種低層住居専用地域	5.9	5/10 以下	3/10 以下	10m	1.1%
	第二種低層住居専用地域	72	15/10	6/10	10m	13.9%
	第一種住居地域	372	20/10	6/10	—	72.0%
	第二種住居地域	10	20/10	6/10	—	1.9%
	近隣商業地域	25	20/10	8/10	—	4.9%
	商業地域	7.0	40/10	8/10	—	1.4%
	準工業地域	12	20/10	6/10	—	2.3%
	工業地域	13	20/10	6/10	—	2.5%
	計	517				100.0%
市街化調整区域		4,103				

※容積率、建ぺい率は数値以下

(資料：町政概要)

農業振興地域の整備に関する法律により、農業の健全な発展を図り、国土資源の合理的な利用に寄与するための農業振興地域(4,102ha)が指定されており、そのうち1,455haが農用地等として利用する農用地区域に指定されています。

【土地利用の状況（農業振興地域）】

区 分	面積(ha)
農業振興地域	4,102
うち農用地区域	1,455

(資料：町政概要)

【土地利用規制の状況（自然公園地域）】

区 分		面積(ha)
自然公園地域		4,073
三河湾国定公園	特別保護区域	12
	第2種特別区域	186
	第3種特別区域	118
	普通区域	80
	計	396
南知多県立自然公園		3,677

(資料：町政概要 環境保全課)

自然公園法により優れた自然の風景地を保護するとともに、生物の多様性の確保に寄与するため、三河湾国定公園と南知多県立自然公園が指定されています。特に、三河湾国定公園のうち鶴の池周辺は、国の天然記念物に指定されている鶴の山ウ繁殖地を保全するため、特別保護区域及び第2種特別区域に指定され、様々な行為が厳しく制限されています。自然公園地域の面積は約4,073haであり、行政区域面積の約88%に相当しており、うち沿岸部を中心とした三河湾国定公園が約396ha、内陸部を中心とした南知多県立自然公園が約3,677ha指定されています。

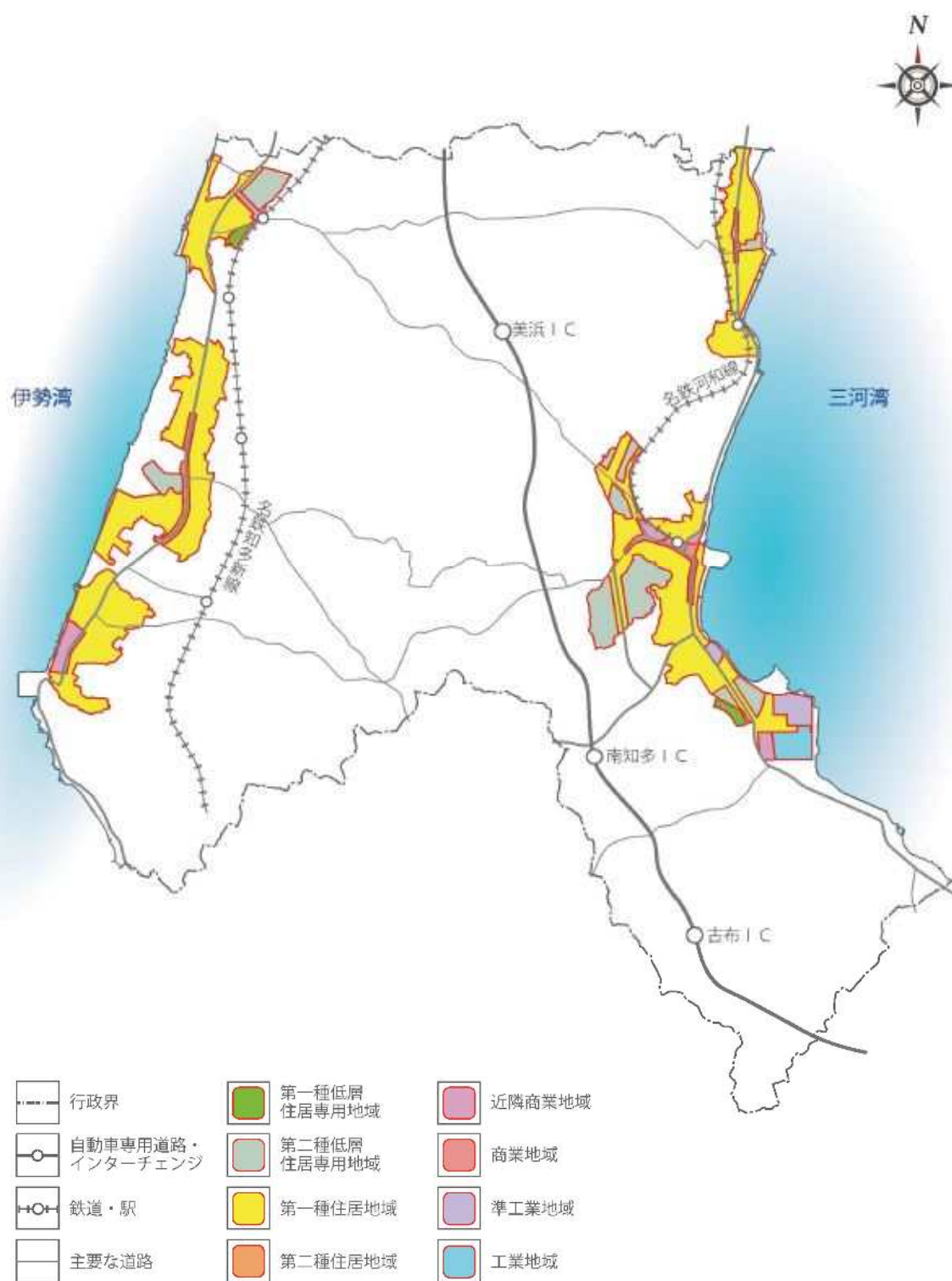
平成30年時点で市街化区域内における土地利用は、住宅用地が最も多く45.22%を占めています。次いで道路用地が13.11%、畑が7.40%、公的・公益用地が5.67%となっています。また、平成25年から平成30年にかけては、工業用地が増加し、低未利用地、農地等が減少しています。

なお、市街化区域内に見られる農地や山林等においては、地すべり及び急傾斜地、住宅予定地（将来の分家住宅用）や農地などが数多く点在しているため、土地区画整理事業予定地を除き、相当規模の開発が困難な状況にあります。

【市街化区域内土地利用現況】

地 目		H19		H25		H30	
		面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)
農地	田	9.22	1.78	6.24	1.21	5.09	0.98
	畑	44.59	8.62	47.85	9.26	38.24	7.40
山林		22.66	4.38	24.22	4.69	22.58	4.37
水面		5.45	1.05	5.67	1.10	6.48	1.25
その他の自然地		13.00	2.51	19.97	3.86	26.53	5.13
住宅用地		228.67	44.23	232.61	45.00	233.73	45.22
商業用地		14.57	2.82	20.70	4.00	20.00	3.87
工業用地		40.34	7.80	18.44	3.57	36.69	7.10
公的・公益用地		23.23	4.49	26.73	5.17	29.30	5.67
道路用地		67.89	13.13	66.00	12.77	67.78	13.11
交通施設用地		2.42	0.47	2.28	0.44	2.19	0.42
公共空地		5.86	1.13	6.92	1.34	6.95	1.34
その他の空地		39.10	7.56	0.00	0.00	0.00	0.00
低未利用地		—	—	39.27	7.60	21.34	4.13
統計		517.00	100.00	516.90	100.00	516.90	100.00

(資料：都市計画基礎調査/平成19年、25年、30年調査)



【土地利用状況図】

(2) 交通体系

a) 主要な道路配置状況

本町の中央部を南北に走る南知多道路は、伊勢湾岸道路や名古屋高速大高線に直結しており、広域的な人の交流や物流などを担っています。本町においても、インターチェンジが3箇所開設されており、特に美浜インターチェンジ、南知多インターチェンジは、町の広域的な玄関口として観光や物流において重要な役割を担っています。

本町の主要な幹線道路として、三河湾・伊勢湾の沿岸部に沿って国道247号が配置されています。国道247号は、知多半島の沿岸部に形成される都市の連携軸として南北に縦断しており、本町では市街地の骨格軸となっているため、多種多量の交通が集中し、慢性的な交通渋滞が発生しています。また、東西沿岸部を結ぶ東西連携軸として、(県)上野間布土線、(県)小鈴谷河和線などの複数の県道が担っています。

b) 道路整備の状況

本町の道路の整備状況は、実延長471,232mのうち3割が未舗装となっています。未舗装区間の大半は利用者が少ない丘陵や山林内の町道で、町道の実延長の約3割にあたる116,142mが砂利道ですが、市街地や集落内など主要な部分は簡易舗装が施されています。沿岸部の市街地内に集積する昔からの生活道路は、自動車のすれ違いが困難な狭あい道路が多い状況です。

また、本町中央には、農業の交通機能を高めることを目的とした知多広域農道が整備されています。

【道路整備状況】

区分	実延長 (m)	舗装済状況					
		本舗装		簡易舗装		砂利道	
		延長(m)	率(%)	延長(m)	率(%)	延長(m)	率(%)
国道	18,654	18,654	100	—	—	—	—
県道	37,070	34,597	94	2,381	6	92	0
町道	415,508	—	—	299,366	72	116,142	28
計	471,232	53,251	11	301,747	64	116,234	25

(資料：町政概要 建設課/平成29年4月現在)

【道路の改良状況】

区分	改良済延長 (m)	改良率 (%)
国道	18,654	100
県道	31,123	84
町道	161,471	39
計	211,248	45

(資料：町政概要 建設課/平成29年4月現在)



【幹線道路網図】

c) 都市計画道路の状況

都市計画道路においては、13 路線、総延長 44,890m が計画されています。その整備の進捗をみると、平成 29 年 4 月現在で 4,905m が整備済みとなっています。全区間整備済みの路線としては、美浜上野間特定土地区画整理事業区域内の（都）上野間駅前線、（都）上野間 1 号線、（都）上野間 2 号線及び（都）上野間 3 号線の 4 路線のみです。また、（都）知多東部線等において、土地区画整理事業に関連した一部区間が供用されていますが、それ以外の路線・区間においては、整備率が低い状況です。

【都市計画道路の状況】

種別	路線番号	路線名	代表幅員 (m)	計画延長 (m)	整備済延長 (m)
幹線街路	3・4・2	河和内海線	21	1,260	160
〃	3・4・4	知多西部線	21	8,220	0
〃	3・4・5	知多東部線	23	9,270	1,895
〃	3・4・25	武豊美浜線	16	5,730	280
〃	3・5・44	上野間布土線	12	5,310	400
〃	3・4・52	豊丘豊浜線	16	240	0
〃	3・4・53	西海岸線	16	6,600	0
〃	3・5・54	野間河和線	12	6,600	930
〃	3・4・601	奥田中央線	18	420	0
〃	3・4・602	上野間駅前線	16	300	300
区画街路	7・6・601	上野間 1 号線	9	40	40
〃	7・6・602	上野間 2 号線	9	850	850
〃	7・5・603	上野間 3 号線	12	50	50
計				44,890	4,905

（資料：町政概要/平成 29 年 4 月現在）

※3・4・25（都）武豊美浜線および 3・5・44（都）上野間布土線は、都市計画道路としての見直しを検討中。



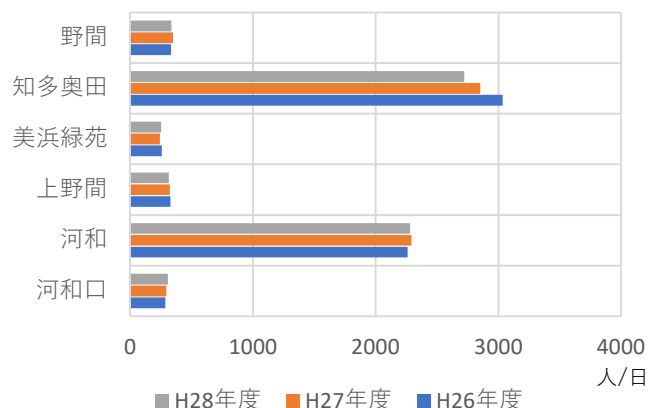
【都市計画道路網図】

d) 鉄道

町内には名鉄河和線、名鉄知多新線が運行しており、河和線には河和口、河和の2駅、知多新線には上野間、美浜緑苑、知多奥田、野間の4駅が開設されています。平成28年度の1日平均利用乗車人員数は、知多奥田駅が2,721人と最も多く、次いで河和駅の2,280人です。

また、知多奥田駅は、近隣に日本福祉大学及び同大付属高校の学生の利用があるため、定期率が83%と他の駅に比べて高い（河和駅69%）状態にあります。

■名古屋鉄道1日平均利用乗車人員状況



【名古屋鉄道1日平均利用乗車人員状況】

単位: 人

区 分		26 年度	27 年度	28 年度
河和口	乗車人員	287	293	306
	(内) 定期	201	210	222
河和	乗車人員	2,259	2,292	2,280
	(内) 定期	1,552	1,579	1,569
上野間	乗車人員	327	323	314
	(内) 定期	247	248	238
美浜緑苑	乗車人員	257	242	252
	(内) 定期	197	198	210
知多奥田	乗車人員	3,035	2,852	2,721
	(内) 定期	2,573	2,391	2,270
野間	乗車人員	333	348	337
	(内) 定期	222	232	226

(資料: 知多半島の統計)

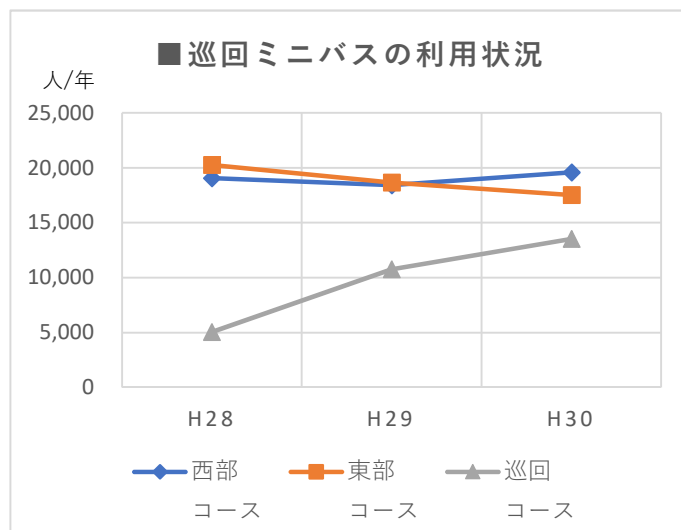


写真: 名古屋鉄道

e) バス

本町では、公共による巡回ミニバス2路線(コース)と、河和駅を起点とする民間の乗合バス3路線が運行されています。巡回ミニバスは行政サービスの一環であり、高齢者をはじめとする自動車等の交通手段を持たない移動制約者の足として、役場や図書館など主要な公共公益施設への連絡を主な目的として運行されています。

一方、民間の乗合バスは全て南知多町への路線となっており、南知多町内における鉄道の無い地域の交通手段として河和駅を起点に内海駅、師崎港並びに豊浜港間を結んでいます。



【巡回ミニバスの利用状況】

単位：人

コース名	分類	H28	H29	H30
西部コース	利用者数	19,064	18,404	19,592
	日平均利用者数	54	51	55
東部コース	利用者数	20,254	18,655	17,530
	日平均利用者数	57	52	49
巡回コース	利用者数	5,055	10,747	13,532
	日平均利用者数	36	30	38
合計	利用者数	44,373	47,806	50,654
	日平均利用者数	147	134	142

(資料：防災安全課)

。



【巡回バスルート】

f) 航路

本町では、河和港から日間賀島、篠島を結び伊良湖に至る高速船が運航されており、観光や地域の足として活用されています。河和港における乗込・上陸人員数は、各年で増減がありますが、平成28年はそれぞれ年間約11万人程度の利用者がありました。また、河和港と河和駅（鉄道）間では連絡手段として、無料バスが運行されています。

【河和港乗込・上陸人員】

単位：人

種別	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
乗込人員	130,332	112,190	98,157	103,193	104,546	105,844	108,611	110,081
上陸人員	129,673	111,063	98,461	103,178	104,587	106,618	109,319	111,076

(資料：港湾調査)

g) 交通手段別分担率

本町における移動の交通手段別の分担率を中京都市圏パーソントリップ調査からみると、全ての移動において、自動車利用が増加しており、その割合も徐々に高くなっています。特に、内々（町内から町内への移動）は、昭和46年時点では、徒歩が過半数を占めていましたが、平成3年以降、徒歩に代わり、自動車による移動が過半数を占めています。

【交通手段別分担率の推移】

単位：％

調査 年次	手段	内々	流出	流入	調査 年次	手段	内々	流出	流入
S56	鉄道	0.6	23.2	24.2	H13	鉄道	0.4	23.0	23.6
	バス	0.5	2.8	1.7		バス	0.2	0.3	0.4
	自動車	40.8	69.8	70.0		自動車	57.1	75.3	75.5
	原付・バイク	2.0	0.6	0.6		原付・バイク	4.9	0.9	0.5
	自転車	18.2	2.9	3.0		自転車	10.8	0.0	0.0
	徒歩	37.8	0.7	0.5		徒歩	26.6	0.5	0.0
	不明	-	-	-		不明	-	-	-
	合計	100.0	100.0	100.0		合計	100.0	100.0	100.0
H3	鉄道	0.0	24.7	25.6	H23	鉄道	0.7	22.2	22.9
	バス	0.1	0.8	0.2		バス	0.2	0.7	0.3
	自動車	50.0	68.8	69.2		自動車	63.3	74.7	75.2
	原付・バイク	2.7	1.4	1.4		原付・バイク	1.3	0.2	0.2
	自転車	18.8	2.5	2.3		自転車	11.2	1.1	0.8
	徒歩	28.4	1.7	1.3		徒歩	22.2	0.5	0.2
	不明	-	-	-		不明	1.0	0.7	0.5
	合計	100.0	100.0	100.0		合計	100.0	100.0	100.0

(資料：第5回中京都市圏パーソントリップ調査報告書)

(3) 市街地整備

本町では、これまで人口の増加や公共施設の整備にあわせた良好な宅地供給を図ることなどを目的として、7地区での土地区画整理事業及び美浜緑苑（計画戸数 610 戸）での民間住宅団地開発が完了し、新市街地の整備を推進してきました。前回のマスタープランで計画された浦戸第二地区及び上野間駅南地区土地区画整理事業は、市街化区域に編入したものの社会情勢の変化等により、事業化に至っておらず計画の見直しが必要となっています。

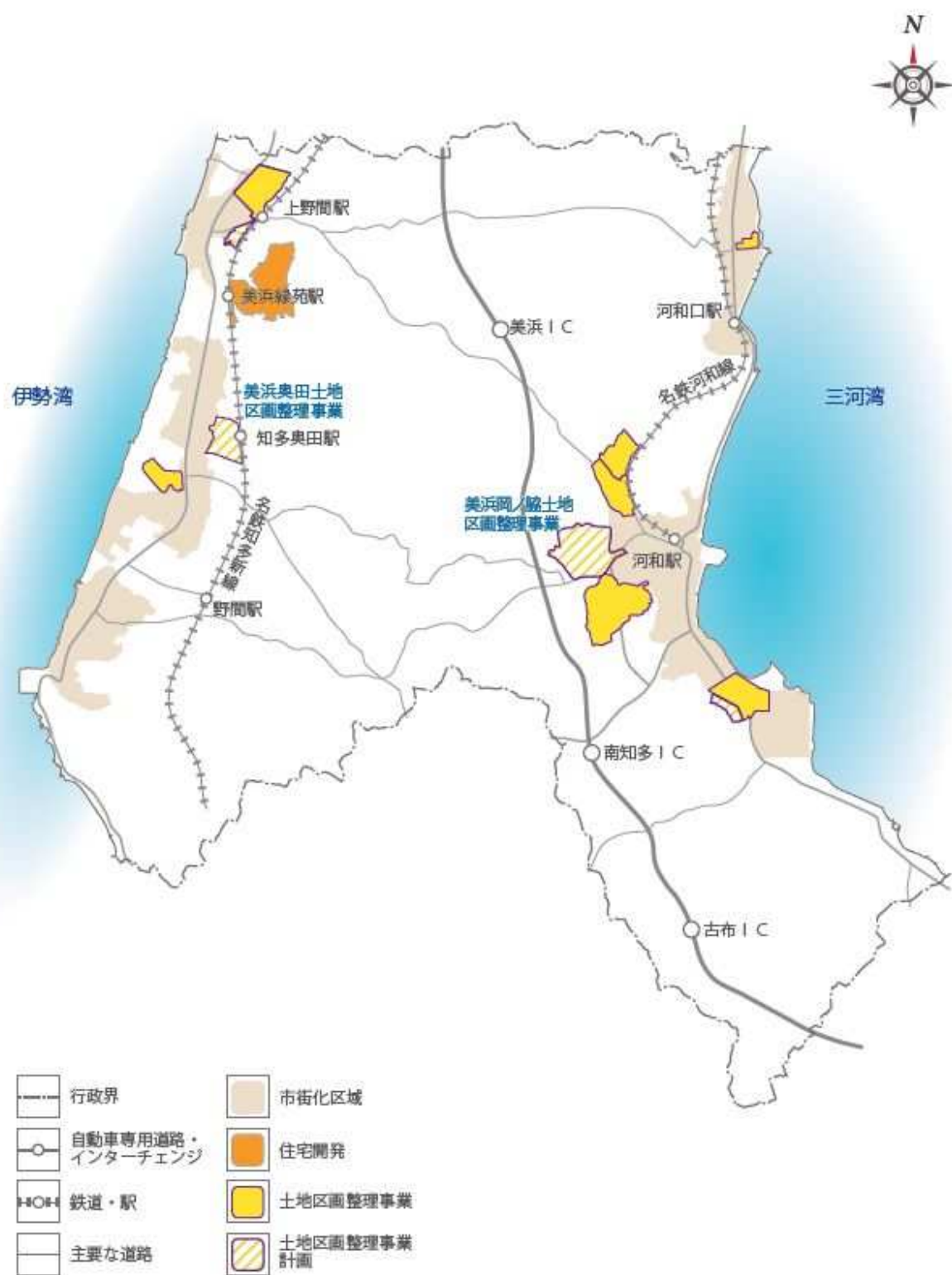
また、人口減少、少子高齢化の中、市街化区域における低・未利用地の宅地化促進や、狭い道が多く、排水路が十分整備されていないなど、都市基盤整備が遅れている既存市街地の再整備に重点を置く必要があります。

さらに、交通結節点として十分な都市基盤整備がされていない駅前地区や公共的な基盤整備の必要性が高い地区については、雇用の受け皿として土地区画整理事業などの事業化を進めていく必要があります。

【土地区画整理事業】

区分	事業名	施行面積 (ha)	計画人口 (人)	計画戸数 (戸)	施行期間
完了	美浜浦戸土地区画整理事業	13.68	1,231	324	S47～S52
〃	美浜上野間特定土地区画整理事業	15.15	1,266	333	S54～S62
〃	美浜北方土地区画整理事業	11.14	910	260	S55～S61
〃	美浜南奥田土地区画整理事業	7.28	714	204	S57～S63
〃	美浜布土郷下土地区画整理事業	2.90	289	76	S59～S62
〃	美浜河和土地区画整理事業	28.90	2,888	825	S60～H6
〃	美浜柿谷特定土地区画整理事業	9.97	914	277	H5～H28

(資料：都市計画基礎調査/平成 26 年)



【市街地整備の状況】

(4) 都市施設

a) 都市計画公園

本町において都市計画決定されている都市計画公園は 21 箇所、総面積 29.45ha であり、その内訳は、総合公園が 1 箇所(16.90ha)、街区公園が 20 箇所(4.25ha)、運動公園が 1 箇所(8.30ha)、であり、近隣公園、地区公園はありません。

総合公園は美浜町総合公園であり、都市計画公園全体の面積の約 2 分の 1 を占めています。

街区公園は、河和地域と上野間地域に多く(河和地域 10 箇所、上野間地域 6 箇所)、河和南部地域や野間地域には配置されていません。その大半が土地区画整理事業などの宅地開発にあわせて整備された公園です。

【都市計画公園の状況】

種別	番号	公園名称	住所	面積(ha)	摘要
総合公園	5・5・6	美浜町総合公園	北方字十二谷 1-2	16.90	都市計画決定面積
街区公園	2・2・801	前田公園	新浦戸二丁目 9	0.21	
〃	2・2・802	籠田公園	新浦戸一丁目 7	0.13	
〃	2・2・803	森下公園	新浦戸三丁目 4	0.10	
〃	2・2・804	小原池北公園	美浜緑苑二丁目 14-6	0.11	
〃	2・2・805	小原池中央公園	美浜緑苑二丁目 7-12	0.51	
〃	2・2・806	小原池南公園	美浜緑苑三丁目 1-2	0.12	
〃	2・2・807	小原池西公園	美浜緑苑四丁目 11-1	0.47	
〃	2・2・808	土海道公園	北方一丁目 44	0.24	
〃	2・2・809	雁渡公園	北方三丁目 29	0.20	
〃	2・2・810	稲早公園	上野間字郷戸 61	0.36	
〃	2・2・811	杉代公園	上野間字郷戸 68	0.10	
〃	2・2・812	郷下公園	布土字郷下 137	0.12	
〃	2・2・813	砂原公園	新栄二丁目 8-4	0.20	
〃	2・2・814	川田公園	新栄一丁目 3-4	0.16	
〃	2・2・815	小坂公園	河和台一丁目 129	0.20	
〃	2・2・816	こぐら公園	河和台三丁目 175	0.20	
〃	2・2・817	花廻間公園	河和台二丁目 187	0.51	
〃	2・2・818	かきたに公園	北方六丁目 1	0.20	
〃	2・2・819	あたけ公園	北方五丁目 45	0.11	
運動公園	6・4・5	美浜町運動公園	奥田字奥田前、谷	8.30	都市計画決定面積
計		21 箇所		29.45	

(資料：町政概要/平成 29 年 4 月現在)



【都市公園配置図】

b) 都市下水路

都市下水路は、市街地の雨水を河川などへ円滑に排水するための施設であり、本町においても12本が計画され、そのうち10本が整備済みです。現在、伊勢湾側に流れる儀路下水路が整備中であり、本郷下水路においては未整備です。

【都市下水路の状況】

水路名	排水区域(ha)	計画延長(m)	実総延長(m)	整備状況
梅之木下水路	31	587	587	整備済
大池脇下水路	43	300	300	整備済
和田下水路	10	347	347	整備済
上前田下水路	30	543	543	整備済
石亀下水路	36	690	690	整備済
石畑下水路	17	679	679	整備済
儀路下水路	35	706	519	整備中
川田下水路	37	902	902	整備済
若松下水路	24	525	525	整備済
北向井下水路	11	344	344	整備済
下高田下水路	20	707	707	整備済
本郷下水路	16	472	0	未整備

(資料：町政概要/平成29年4月現在)

c) 供給処理施設

本町ではこれまで、農村集落において汚水処理を行う農業集落排水施設、並びに生活雑排水を浄化する合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備が進められていますが、汚水処理人口普及率は県平均89.8%に対して町平均は52.8%と低い状態です。また、整備状況の内訳をみると、合併浄化槽等による処理で51.8%、農業集落排水等による処理は1.0%です。

生活環境や河川・海の水質保全に向けた整備の推進が求められていますが、公共下水道は未整備であるのが現状です。

【生活排水処理施設整備状況】

単位：%

区分	汚水処理人口普及率	下水道	農業集落排水等	合併処理浄化槽等	コミュニティプラント等
全国	90.4	78.3	2.8	9.2	0.2
愛知県	89.8	77.2	2.1	10.4	0.1
美浜町	52.8	0.0	1.0	51.8	0.0

(資料：愛知県下水道課/平成28年度3月末現在)

d) 教育・文化施設

本町には、小学校が6校、中学校が2校立地しています。また、昭和58年に日本福祉大学の美浜キャンパスが開学しており、付属高校も隣接地に開校しています。近年は少子化に伴い児童・生徒数は減少傾向にあり、小学校では河和小学校を除き1学年1学級化が進んでいます。

美浜町図書館は、生涯学習センターとの複合施設として、美浜インターチェンジ付近の内陸部に立地しています。また、学校図書館では、日本福祉大学付属図書館が学外利用者に開放されています。

本町には、公立の博物館や美術館はありませんが、民間の杉本美術館が開館しています。



写真：美浜町図書館

e) 医療・社会福祉施設

本町には、医療施設として2か所の病院、8か所の診療所があります。

社会福祉施設としては、6か所（布土、河和北、南部、野間、奥田、上野間）の保育所があり、乳児保育・延長保育・緊急保育を実施しています。社会福祉法人みはま福祉会が知的障がい者通所授産施設セルフアゼーリア、障がい者共同生活介護事業（ケアホーム）花水木、知的障がい者短期入所（ショートステイ）つつじの家を開設しています。また、特定非営利活動法人かもめ福祉会が精神障がい者地域活動支援センターⅢ型を運営しています。

f) 町営住宅

昭和50年代に建築された河和団地(96戸)と平成28年度に建設された河和第二団地(10戸)の2つの町営住宅が立地しています。河和団地は、築40年以上の棟もあり老朽化が進んでいます。



【都市施設配置図】

(5) 都市防災

本町は伊勢湾・三河湾に面し、延べ 18km の海岸線を有しています。水産業が盛んであるとともに、レクリエーション活動、潮干狩り、海水浴、釣りなど多くの観光客を迎えています。甚大な被害をもたらした昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風を教訓として、老朽施設の改築など防災を主とした護岸事業が進められてきましたが、昨今、この地方でも懸念されている南海トラフ巨大地震に対する津波対策や老朽化した護岸の改修なども必要です。

防災機能を重視した護岸は親水性に乏しく、海辺へのアクセスも不便です。また、台風や大雨の後には大量のゴミが漂着することもあり、海岸の美化も重要な課題となっています。したがって、今後、水産業やレクリエーション機能との調整を図りつつ、防災機能を高めていくことが求められています。

また、本町には 7 本の二級河川と 14 本の準用河川があります。二級河川のうち、布土川、五宝川、山王川、鵜の池川が改修率 50%未済と遅れています。また、準用河川は大半が未整備です。地球温暖化による異常気象で、全国で豪雨災害が毎年起きています。豪雨被害を軽減するためにも、早急な整備が必要となります。

【二級河川】

河川名	延長(m)	流域面積(k m ²)	改修率(%)
布土川	1,500	4.4	1.5
新江川	1,150	7.8	97.5
大川	1,977	3.2	100.0
五宝川	2,670	3.5	47.9
山王川	2,420	7.1	20.3
稲早川	2,760	7.0	97.8
鵜の池川	1,950	2.8	0.0

(資料：町政概要/平成 29 年 4 月現在)



【二級河川、準用河川の状況】

(6) 産業・観光

本町は、稲作やミカン・野菜栽培を中心とする農業、酪農・養豚などの畜産業、のり養殖や採貝、定置網の漁業といった第1次産業、食料品製造業を中心とする第2次産業、そして自然環境を活かした観光業が基幹産業です。

第1次産業の農業では、農産物価格の低迷や海外からの輸入の増大など、経営基盤は決して安定的ではありません。一方、第2次産業では、コーンスターチや水あめを中心とする食料品製造業、えびせんべいを中心とする水産物加工業は堅調な実績を上げています。近年、中部地方でも海外からの観光客が大幅に増加し、観光に対するニーズは多様化、体験型へ転換しつつありますが、本町の観光は十分に対応できていません。

地域資源である日本福祉大学や中部国際空港などを活かしておらず、町も商工会も国や県の動向を着実にフォローできていません。本町を取り巻く環境が大きく変化するなか、このような変化を取り込み、これまではなかった地域資源を活かした新たな産業づくりが求められています。

半島地域という産業振興の面でのデメリットを克服し、アクセス整備を含む企業誘致のための施策を打ち出していく必要があります。

【事業所の状況】

業種	H21 年		H24 年		H26 年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
農林水産業	12	143	13	142	9	69
鉱業	—	—	—	—	—	—
建設業	122	510	107	469	104	448
製造業	89	1,324	83	1,271	81	1,388
卸売・小売業	233	1,759	201	1,411	198	1,337
金融・保険業	9	63	11	74	11	83
不動産業	103	201	96	208	104	216
運輸通信業	31	364	34	365	30	363
電気・ガス・水道業	1	7	—	—	1	8
サービス業	423	4,310	388	4,666	411	6,521
公務	5	219	—	—	5	215
計	1,028	8,900	933	8,606	954	10,648

資料：経済センサス-基礎調査（平成21年・26年）、経済センサス-活動調査（平成24年）

注）平成24年は公務を含まない。

a) 農業

平成27年の農家数は385戸であり、そのうち75戸が専業農家となっています。また、販売農家の経営耕地面積は537haとなっており、全体の約60%程度が田となっています。

平成17年からの10年間の推移をみると、農家数の合計数は約30%以上の減少となっていますが、販売農家の経営耕地面積については、約13%程度の減少にとどまっています。

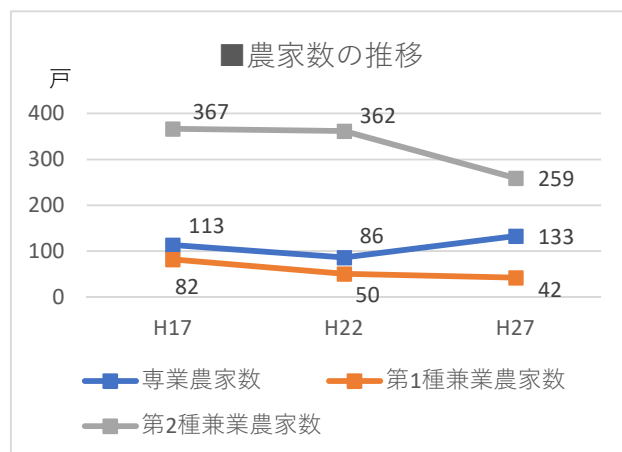
農家数の減少は、農業従事者の高齢化や後継者不足などに大きな影響を与えることから、今後も厳しい営農環境が続くものと想定されます。

【農家数の推移】

単位：戸

種別	H17	H22	H27
専業農家数	113	86	133
第1種兼業農家数	82	50	42
第2種兼業農家数	367	362	259
計	562	498	434

(資料：農林業センサス)

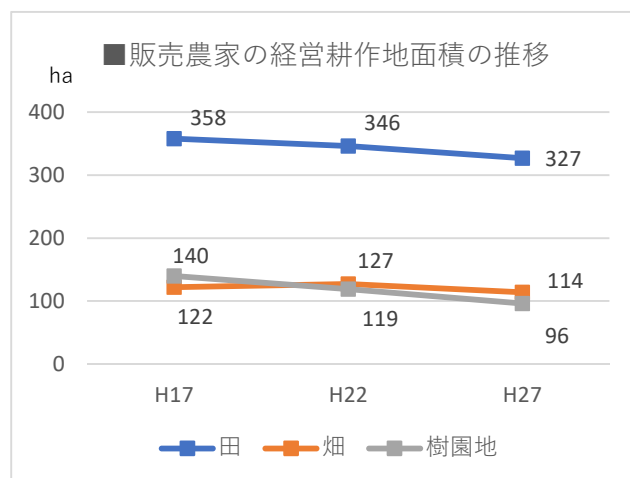


【販売農家の経営耕作地面積の推移】

単位：ha

地目	H17	H22	H27
田	358	346	327
畑	122	127	114
樹園地	140	119	96
計	620	592	537

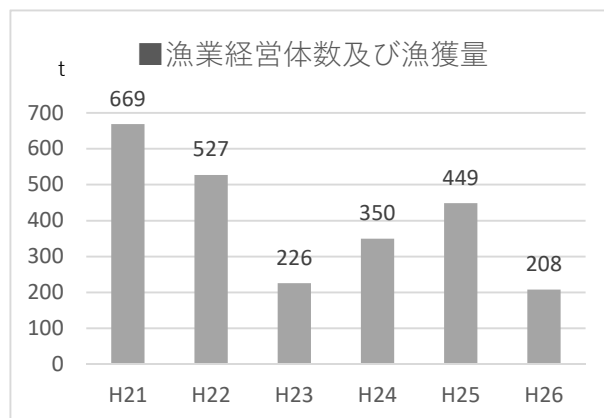
(資料：農林業センサス)



b) 漁業

本町は知多半島の南部に位置し、東は三河湾、西は伊勢湾に面しており、町内には2箇所の漁港が整備されています。

漁業経営体数は平成25年において105経営体となっており、平成11年（147経営体）以降は減少傾向にあります。漁獲量においては、平成11年（1,508t）以降増減を繰り返しながら減少傾向にありましたが、平成21年以降、著しく減少しています。



【漁業経営体数及び漁獲量】

単位：t

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26
漁獲量	669	527	226	350	449	208
経営体数(経営体)	—	—	—	—	105	—

(資料：東海農林水産統計年報)

本町には、第1種漁港（その利用範囲が地元の漁業を生とするもの）2港が指定されています。

【河和漁港】

所在地：美浜町浦戸・古布	・昭和16年から昭和20年までの間に、旧海軍航空隊の基地として構築した施設の一部を使用。 ・昭和28年の台風13号と昭和34年の伊勢湾台風により被害を受けたが、災害復旧事業により昭和37年度までに工事が完成。 ・昭和47年度から防波堤の嵩上げを行うとともに、第6次計画までに外郭、係留施設が整備された。
管理者：美浜町	
漁協：美浜町漁業協同組合	

【上野間漁港】

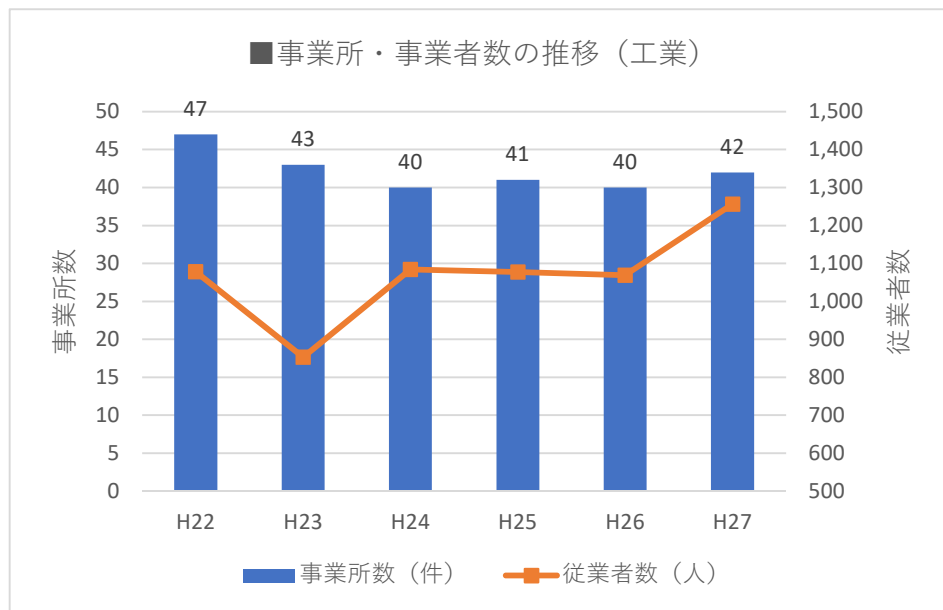
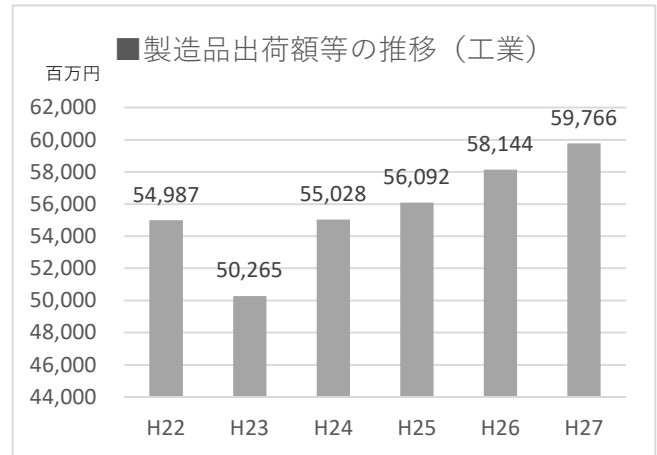
所在地：美浜町上野間	・知多半島中部の伊勢湾に面する位置にあり、地先海域は遠浅の漁場に恵まれ、採貝藻漁業、浅海養殖業が活発に営まれている。 ・昭和28年の台風13号と昭和34年の伊勢湾台風により外郭施設はもとより、背後の人家や耕地に甚大な被害を受けたが、災害復旧事業により昭和37年度までに工事が完成。 ・平成21年度までに漁港漁場整備長期計画に基づき、船揚場や野積場等が整備された。
管理者：美浜町	
漁協：野間漁業協同組合	

(資料:愛知県港湾課)

c) 工業

工業統計調査によると、平成27年の事業所数は、42事業所、従業者数は1,256人、製造品出荷額等は約598億円となっています。

経年的にみると、事業所数、従業者数、製造品出荷額等は平成7年以降、減少傾向にありましたが、事業所数は横ばい、従業者数、製造品出荷額等は増加傾向に転じており、平成27年現在においては、町内における就業機会は改善傾向にあります。



【事業所・従業者数の推移】

種別	H22	H23	H24	H25	H26	H27
事業所数（件）	47	43	40	41	40	42
従業者数（人）	1,078	853	1,084	1,077	1,069	1,256

（資料：工業統計調査）

【製造品出荷額等の推移】

単位：百万円

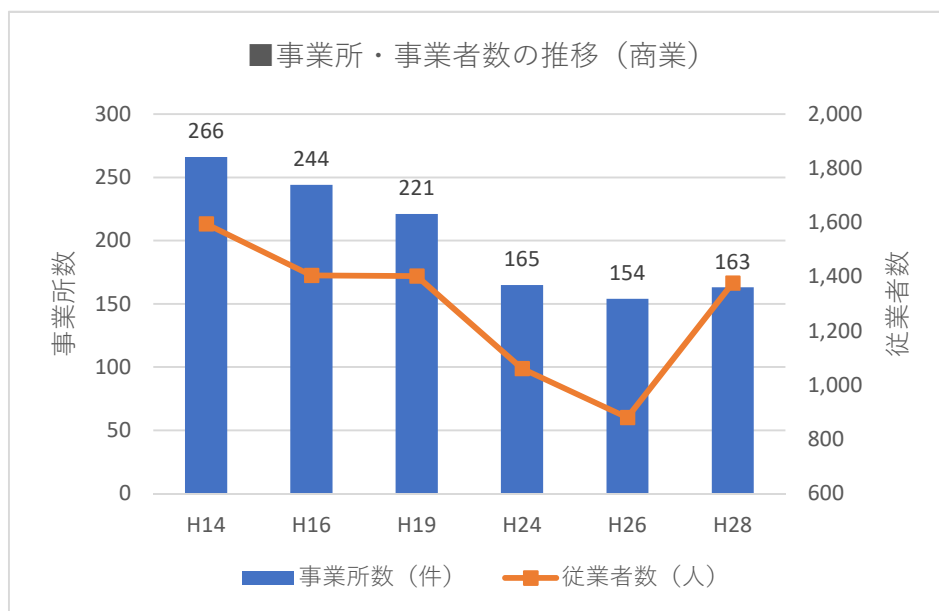
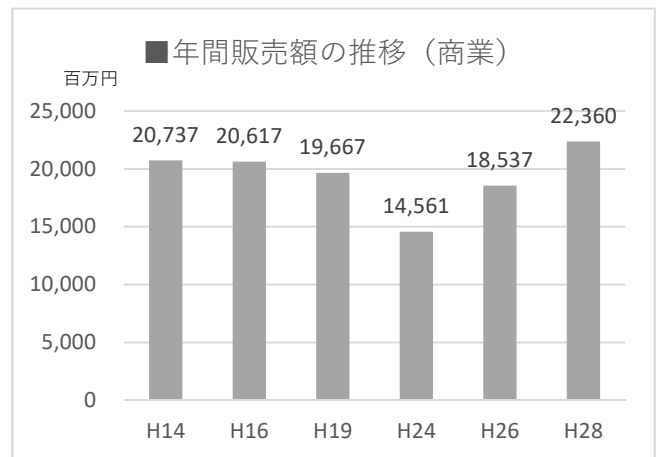
	H22	H23	H24	H25	H26	H27
製造品出荷額等	54,987	50,265	55,028	56,092	58,144	59,766

（資料：工業統計調査）

d) 商業

商業統計調査によると、平成28年の事業所数は、163事業所、従業者数1,377人、年間販売額は約224億円となっています。

経年的にみると、事業所数、従業者数は平成26年、年間販売額は平成24年までは減少傾向にありましたが、平成28年現在においては、増加傾向にあり、改善が見込まれます。河和南部地域の商業施設立地による影響が大きいのと思われます。



【事業者・従業者数の推移】

種別	H14	H16	H19	H24	H26	H28
事業所数（件）	266	244	221	165	154	163
従業者数（人）	1,595	1,405	1,403	1,061	880	1,377

（資料：商業統計調査）

【年間販売額の推移】

単位：百万円

	H14	H16	H19	H24	H26	H28
年間販売額の推移	20,737	20,617	19,667	14,561	18,537	22,360

（資料：商業統計調査）

e) 消費者動向

最寄品※¹の購買動向においては、町内での購買が71.9%と周辺市町と同等程度の状況です。本町からの買物先の市町村としては、武豊町が15.4%と最も多く、次いで半田市の順となっています。

【知多地域の購買動向の状況（最寄品）】

単位：％

市町名	町内	名古屋 市	豊明 市	半田 市	常滑 市	東海 市	大府 市	知多 市	阿久 比町	東浦 町	南知 多町	美浜 町	武豊 町	刈谷 市	その他
半田市	88.0	0.2		－	0.7				6.2	2.5			1.4		1.0
常滑市	81.6	0.4		3.7	－	0.2		3.9					6.1		2.6
東海市	77.4	8.8				－	3.8	7.0							2.3
大府市	81.8	6.4	0.6			1.9	－			3.7				3.8	0.9
知多市	73.5	0.6		1.0	9.3	4.8		－	7.7	1.5					0.9
阿久比町	73.2			16.6				0.4	－	5.5					3.4
東浦町	79.7			4.1		0.7	2.7	0.5	9.7	－				1.0	0.7
南知多町	33.9			14.8					1.7		－	34.8	11.3		1.7
美浜町	71.9			9.0	2.3				0.5			－	15.4		
武豊町	79.4	0.5		15.2	1.5							0.5	－		2.1

（資料：愛知県消費者購買動向調査 尾張部における動向；平成22年）

※1 最寄品…最寄りの店舗など身近なところで購入する傾向の強い商品のことです。日常の食品や日用品（下着、トイレットペーパー、タバコなど）を指します。

また、買回品※²についても町内での購買は減少しています。本町からの主な買物先の市町村としては、半田市が54.2%と最も多く、半数以上を占めており、次いで名古屋市の順となっています。

【知多地域の購買動向の状況（買回品）】

単位：％

市町名	町内	名古屋 市	豊明 市	半田 市	常滑 市	東海 市	大府 市	知多 市	阿久 比町	東浦 町	南知 多町	美浜 町	武豊 町	刈谷 市	その他
半田市	53.2	8.7		－	0.8				9.3	21.9			0.5		3.0
常滑市	30.8	10.4		31.7	－	5.0		1.4					1.1		17.3
東海市	55.2	26.6				－	6.0	1.9							7.6
大府市	32.5	38.5	0.7			4.9	－			14.8				2.4	3.2
知多市	25.9	19.2		8.3	5.0	19.2		－	5.2	11.9					2.8
阿久比町	23.6	12.0		31.6		1.9		1.7	－	22.2					4.6
東浦町	65.5	9.1		8.4		0.7	7.0	1.1	2.7	－				2.2	1.5
南知多町	2.6	9.5		57.8	0.4				9.9		－	1.7	3.9		8.6
美浜町	3.8	14.9		54.2	1.6				8.1			－	3.6		10.8
武豊町	16.5	13.7		44.6	0.8								－		20.1

（資料：愛知県消費者購買動向調査 尾張部における動向；平成22年）

※2 買回品…品質や価格などの面において複数の店舗や類似商品を十分に比較検討した上で購入する傾向の強い商品のことです。洋服や家電などを指します。

f) 観光

本町は、伊勢湾側の一帯が三河湾国定公園に、その他の多くの地域が南知多県立自然公園に指定されており、豊かな自然資源とともに、歴史的文化遺産も多く残されており、観光施設にも恵まれています。四季を通じて、潮干狩りや海水浴、南知多ビーチランドなどへ年間約380万人の観光客が訪れます。観光の形態が滞在型から日帰り型・体験型へと移行しつつあるなかで、それぞれの観光資源が点在し、互いの連携が十分でないため、資源を有効に活用していない状況です。海外からの観光客を誘致できる体制ができていないため、中部国際空港が開港した後も、当初期待されたような経済効果が得られていません。



写真：南知多ビーチランド



写真：えびせんべいの里

一方、工場や農場等で商品を直売する産業観光としての「えびせんべいの里」や「ジョイフルファーム鵜の池」等にも多くの観光客が訪れています。主な観光地である海水浴場は、伊勢湾側に4箇所(奥田、若松、野間、小野浦)が開設されており、旅館などの宿泊施設が立地しています。

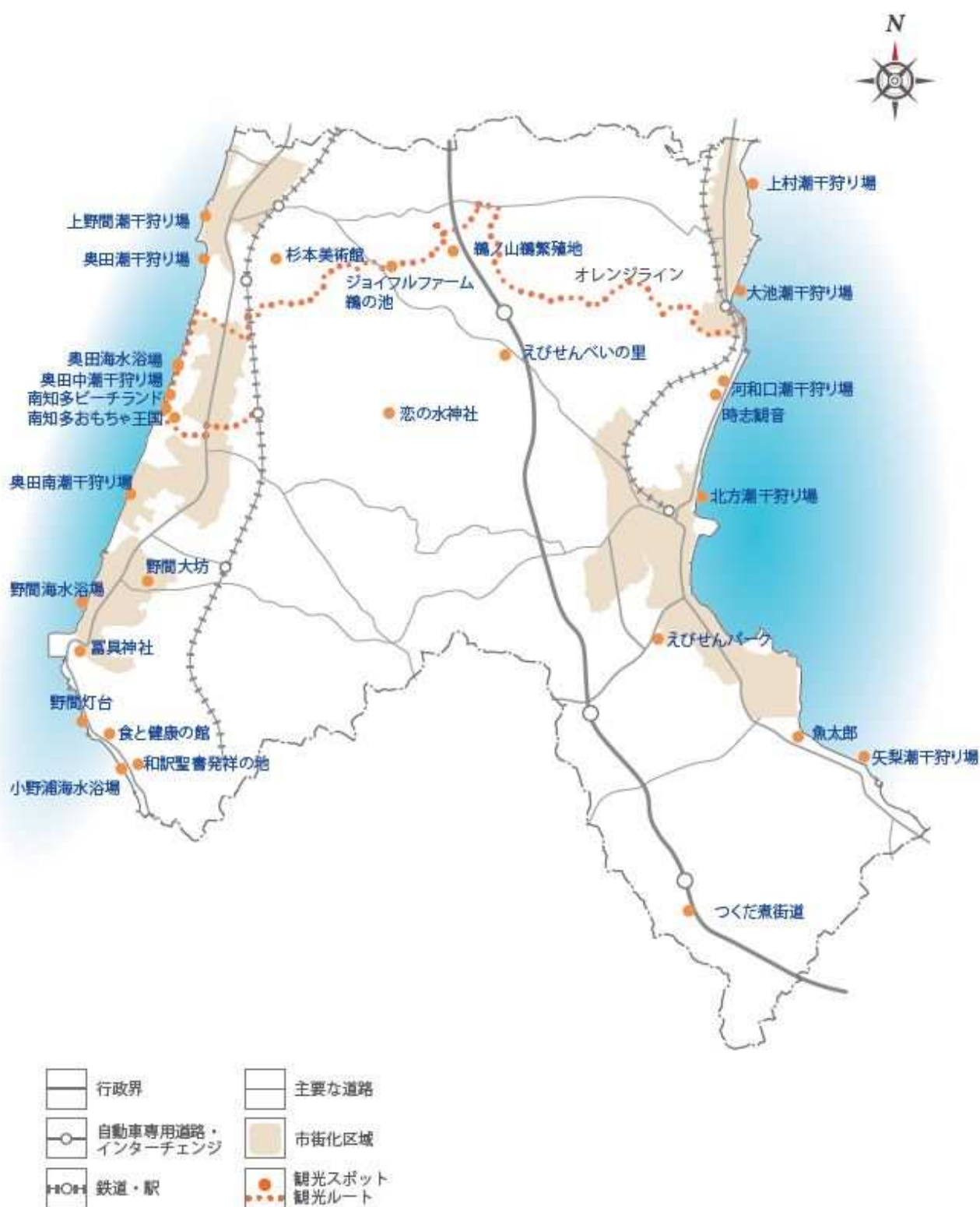
今後、積極的に本町の観光資源をPRして、観光客を増やしていくためには、美浜町観光協会の体制を強化し、行政から自立して事業を展開することが求められます。また、町内だけでなく知多地区内や他地域の観光資源とのネットワーク化を図ることにより、観光地としての魅力を倍増させるとともに、国内のみならずアジアを中心とする海外向けのPR活動を充実させていく必要があります。

【観光客数】

単位：人

種別	H25 年度	H26 度	H27 度	H28 度
海水浴客	83,014	50,329	97,236	89,315
みかん狩り客	5,101	5,279	4,526	5,284
南知多ビーチランド	433,148	424,805	492,101	453,101
潮干狩り客	79,479	77,731	14,970	21,393
遊覧客	3,298,091	3,260,223	3,261,315	3,196,781
年度計	3,898,833	3,818,367	3,870,148	3,765,874

(資料：町産業振興課)



【観光スポット】

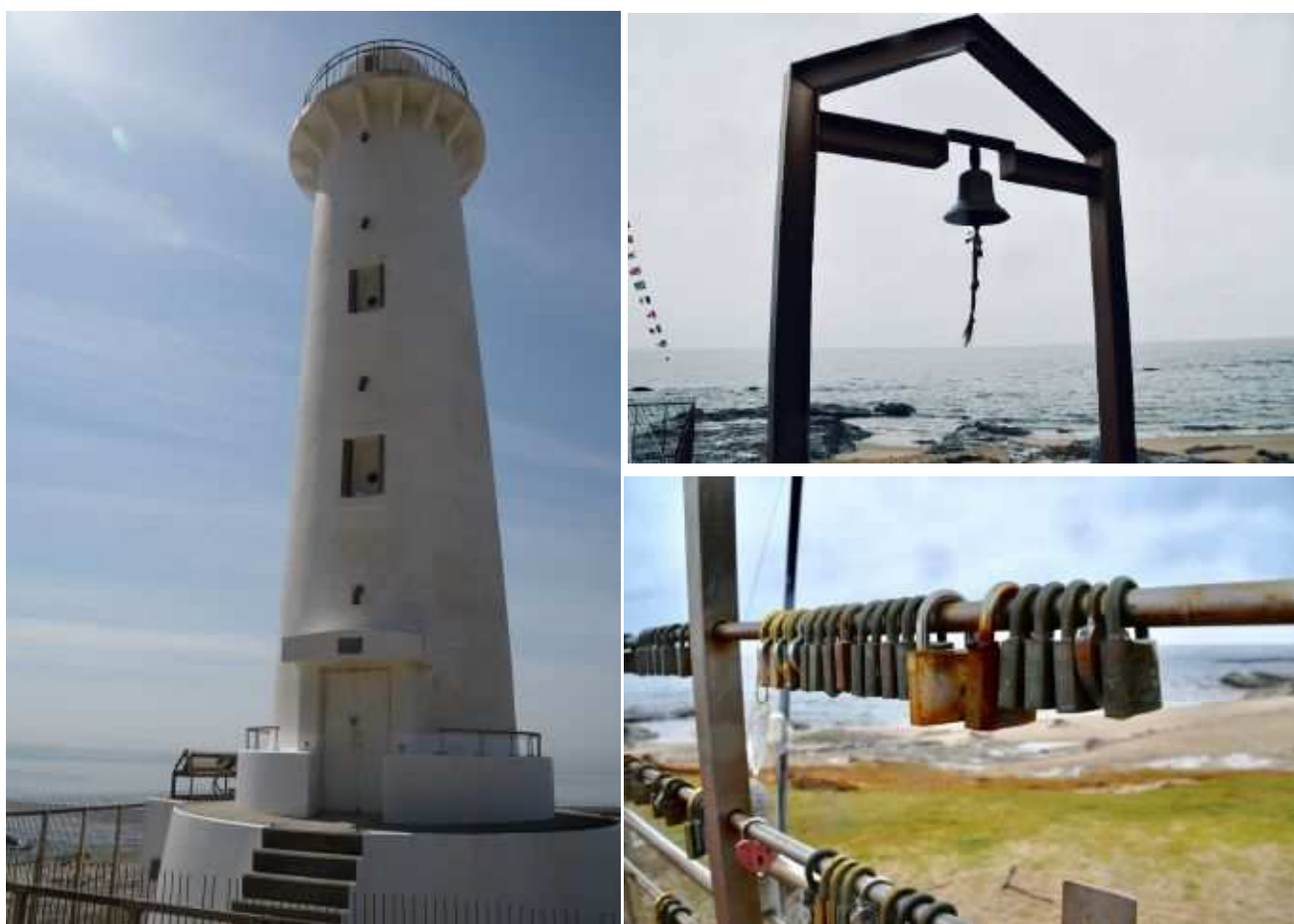
(7) 都市景観

本町には丘陵部に樹園地や畑を中心とした農地と山林が分布し、本町の特徴的な風景を形成しています。農村集落を取り囲む里山の持つ魅力や価値が十分に認識されていないため、生活環境や生活様式の変化に伴い、手入れができずに放置されるようになってきました。

里地里山の持つ価値を再評価し、新しい活用のあり方を考える里山保全活動が平成9年度から動き出し、「美浜里山クラブ」が野間地区で定例活動を行うなど、自然を活かしたまちづくりや都市に住む人々との交流なども始まっています。

オレンジライン・ハイキングコースの沿道整備や「布土まちづくり推進委員会」との共催で自然観察ハイキングを実施しているほか、「自然観察会」を年5回開催しています。また、町内各地には竹炭窯が設置され、高齢者を中心に組織された「美浜炭焼き研究会」などにより竹炭づくりも行われています。

これらの先進的な活動は、現在のところ全町的には広がりを見ておらず、今後は、住民の自然環境への意識の高揚をより高め、里地里山の再生に向けて取組を活性化することが必要です。



写真：野間灯台

(8) その他

【協働まちづくり】

地域主権・市民主権の時代を迎え、今後のまちづくりにおいては、補完性の原理に基づいて、住民・事業者・行政が協働してそれぞれの役割を果たしていくことが求められます。

今後、多様化すると予想される住民のニーズに的確に対応していくためには、行政主導のまちづくりから、協働を基軸としたまちづくりへの転換が必須です。ボランティア風土を社会全体に醸成し、きめ細かな共助の仕組みを根付かせていくことが求められます。NPO活動を積極的に支援し、その発展を促していく仕組みづくりも重要です。

【住民の参画とまちづくり】

まちづくりへの住民参画の促進は、まちづくり推進委員会や地区別まちづくり行動プラン推進委員会を中心に展開を図ってきましたが、新たな活動などへの発展的展開が見られない状況となっています。

地域主権、市民主権を具体化していくためには、多くの住民の関心が得られるような手立てを構築していく必要があります。そして、活動団体相互に意思の疎通を図りながら推進していく必要があります。



写真：食と健康の館



写真：ジョイフルファーム鵜の池



写真：恋の水神社



写真：音吉

第3章 都市の将来像

本章では、都市づくりの将来像として、都市づくりの理念及び目標を設定し、目指すべき都市の全体構想を立案します。

3.1 都市づくりの理念

住民と行政の協働で都市づくりを進めるにあたって、その方向性を共有するため、概ね20年後の都市の姿（将来像）を以下に示します。美浜町都市計画マスタープランでは、上位計画である「第5次美浜町総合計画」に基づき将来像を設定します。

高度経済成長とともに発展してきた本町も、平成17年の国勢調査をピークに人口は減少傾向に転じました。また、近年は人口減少、少子・超高齢社会、長引く経済不況など、社会を取り巻く状況は厳しさを増していることから、住民とともに、社会経済状況の変化に主体的に対応できる『持続可能なまちづくり』をめざしていく必要があります。

本町の豊かな自然は、住む人や訪れる人の心にあたたかさや安らぎを与え、そこに住むことの魅力につながります。里山や海に囲まれた豊かな『自然』は、誇れるまちの資源であります。また、祭りなどの伝統文化が引き継がれ、住民間の付き合いやふれあいの風土もしっかりと根付いています。文化と風土を支える『ひと』も、まちの大切な資源といえます。

これからのまちづくりでは、超高齢社会を迎える中で『ひと』がいつまでも元気で生き生きと暮らしていくこと、知恵と技と想いを持って『自然』を守り育てていくこと、賑わいがあふれ、住んでよかったと実感できる『まち』を創っていくことが重要です。

さらに、住んでよかったと実感できるまちづくりを進めていくために、本町に住み、働き、学ぶ全ての『ひと』が、自ら主体的にまちづくりに参画する意欲にあふれ、互いに協力しながら安心・安全で元気なまちを育んでいくことが期待されます。

本町では、町の将来像＝まちづくりの理念に基づいて、多様な主体が互いの役割と責任を確認しながら、支えあいと活気に満ちた『協働』による持続可能なまちづくりを推進していきます。美浜町都市計画マスタープランにおいても、この「第5次美浜町総合計画」で掲げる将来像「ひと・まち・自然、健康に輝くまち みはま」を基本的な理念とし、まちづくりを進めていきます。

ひと・まち・自然、健康に輝くまち みはま

3.2 都市づくりの目標

美浜町都市計画マスタープランにおいては、都市づくりの理念に基づき、4つのまちづくりの目標を設定し、その実現に向けて住民とともに取り組んでいきます。

都市づくりの目標

【目標1】 自然を活かし安心・安全なまちづくり

【目標2】 教育・スポーツを中心とした連携まちづくり

【目標3】 産業経済に活力のあるまちづくり

【目標4】 参画と協働によるまちづくり

【目標1 自然を活かし安全・安心なまちづくり】

本町の海岸や里山などを保全しつつ、計画的な土地利用を通じて、まちの基盤と骨格をつくります。そのため、町の発展の基礎となる道路、交通、港湾、公園緑地、排水処理施設など、都市施設の整備を図り、住みやすく快適なまちをめざします。また、南海トラフ巨大地震、大型台風などの大規模な災害から、全ての住民が安心して安全に暮らすことのできるように、防災対策などの充実を図ります。

【目標2 教育・スポーツを中心とした連携まちづくり】

本町の中央部には、町内外の交流の場として、体育館・グラウンド・図書館等を併設する総合公園があります。奥田地域には、日本福祉大学美浜キャンパス、さらに新たな活動拠点として、運動公園の建設が進んでいます。多くの人が学び、スポーツを通じた交流、健康が実現できる場を創出します。また、これらの地域と町の中心として位置付ける河和地域との連携を図り、教育・スポーツを中心とした活力あるまちづくりを展開します。

【目標3 産業経済に活力のあるまちづくり】

まちを支える基幹産業である農業・水産業・観光業の振興を図るとともに、後継者の育成やさらなる付加価値の向上、都市との結びつきの強化などを通じて、次の世代につなぐことのできる魅力ある産業としての基盤整備を推進します。また、商業・工業の活性化を図り、まち全体として働く場を創出し、元気なまちをめざします。

【目標4 参画と協働によるまちづくり】

地域主権の流れを積極的に受け止め、自立した住民自らが主体的にまちづくりを担っていくことができるように、住民参画やNPO活動を支援します。また、多様な住民ニーズを的確に把握し、自助・共助・公助の適切な機能分担に対応できる効率的な行財政運営を図り、参画と協働を基軸としたまちをめざします。さらに、PPP/PFI事業など民間活力の導入を検討、まちの活性化を図ります。

3.3 将来推計人口

本町は、昭和 50 年代に名古屋鉄道の知多新線が野間駅まで延伸し、その後、日本福祉大学が総合移転するなど、急速に人口が増加してきました。しかし、本町の人口は平成 17 年をピークに減少傾向に転じ、平成 27 年の国勢調査では 23,575 人となっています。若い世代の流出を防ぐ子育て環境の整備に取り組み、自然資源やコミュニティなども活用しながら、住んでよかったと実感できるまちづくりを推進し、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口と「第 5 次美浜町総合計画」を踏まえ、令和 42 年（2030 年）の将来人口を※設定しています。

将来人口 2030 年 ⇒ 20,000 人



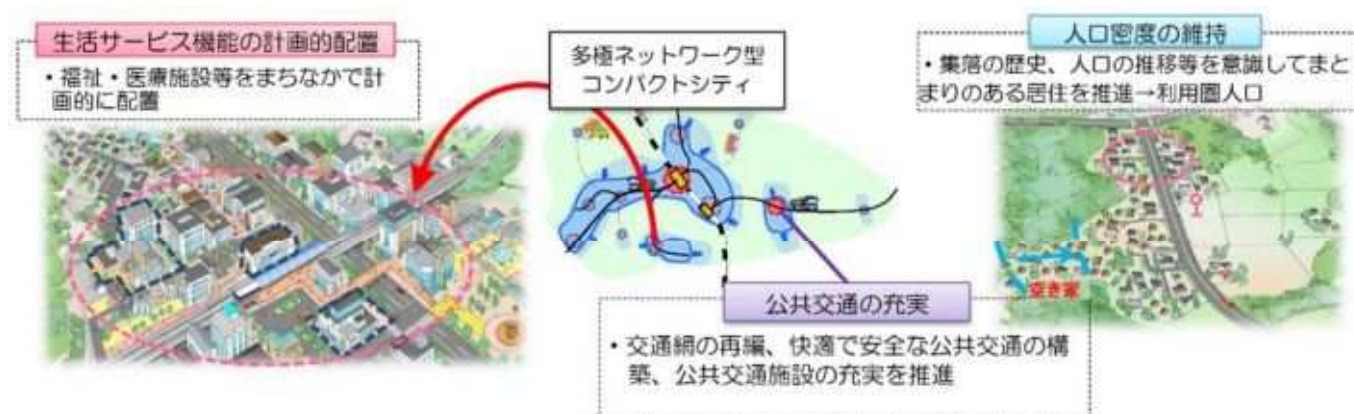
3.4 全体構想

3.4.1 将来都市構造の方向性

人口減少や少子高齢化が進行する社会情勢下において、公共交通サービスや行政サービスを持続的に維持するため、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となります。この様な課題を踏まえ、「公共交通の利便性向上」や「公共交通の利便性の高い場所に生活利便施設を集約」といった公共交通を軸とした都市づくりを推進していくため、「集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）」の形成に向けて、計画の見直しを行います。

【集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）の考え方】

生活利便施設（医療・福祉・商業施設等）や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく公共交通により生活利便施設にアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいの身近に存在する都市づくりをめざします。



資料：国土交通省「立地適正化計画の説明会資料（平成27年6月1日時点版）」

※参考【立地適正化計画とは】

全国的な人口減少や高齢化等を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。

こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、『コンパクト・プラス・ネットワーク』のまちづくりを推進していくことが重要となります。

このため、行政と住民や民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組むため、平成26年8月に都市再生特別措置法が改正され、「立地適正化計画制度」が創設されました。

立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づく、「新しいまちづくり計画」であり、都市計画マスタープランの一部と見なされる計画です。

「美浜町都市計画マスタープラン」の改定にあたり、人口減少下においても持続可能な都市づくりを推進していくため、将来都市像として「集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）」の形成に向けた検討（立地適正化計画）を進めていきます。

3.4.2 将来都市構造の構成

将来都市構造は、美浜町の特徴や骨格を概念的に表して、目指すべき将来の都市の姿「将来都市像」※³を示すもので、一般的には「土地利用ゾーン（面）」「都市軸（線）」「都市拠点（点）」の3つの要素で構成されています。また、将来都市構造図に基づき、道路や都市施設等の整備方針を定めることとなります。

※3：国土交通省「都市計画運用指針」で市町村マスタープランの全体構想に含める項目のひとつとして示されています。

【将来都市構造図の構成】

土地利用ゾーン（面）	≪土地利用ゾーニングとは≫ ①ゾーンは、「自然地形や土地利用形態等の特性に基づく地域のまとまり」を“面”で概念的に示しています。 ②「第5次美浜町総合計画」の基本構想の一つである“土地利用の方向性”を基に、都市計画マスタープランで見直しを行います。	
都市軸（線）	≪都市軸とは≫ ①都市軸は、「人の移動や交流の流れの方向」を“線”で概念的に示しています。 ②都市軸の位置づけに基づき、道路等の整備方針を定めます。	
都市拠点（点）	≪都市拠点とは≫ ①都市拠点は、「特徴的な都市機能等が集積し、将来の都市づくりの核となる地区」を“点”で概念的に示しています。 ②都市拠点の位置づけに基づき、都市施設等の整備方針を定めます。	

3.4.3 土地利用ゾーニング

(1) 土地利用ゾーニングの概要

平成17年をピークに人口が減少に転じており、まちの活力を維持するために、人口減少を抑制、交流人口や関係人口の増加を促す土地利用計画が重要となります。「住宅・商業ゾーン」に該当する地域については、都市機能の集約や良好な住環境の維持及び形成を図りつつ、産業誘致に伴う雇用者の受け皿として、河和駅や知多奥田駅周辺に市街地整備を計画しています。ただし、将来の人口動向と土地利用の方針の整合を図ることが目的となります。

また、地元企業の集積や産業を誘致する候補地としての「地域活力ゾーン」、市街化調整区域の主な農地である「農業ゾーン」、山林や農業用ため池などの自然地である「緑地・レクリエーションゾーン」、グリーン・ツーリズムといわれる観光農業を行う「観光農業ゾーン」があります。

さらに、日本福祉大学美浜キャンパス、総合公園、運動公園を中心に、「教育・スポーツゾーン」に位置づけ、町内の東西区域からの教育の場やスポーツを楽しむ場として、また、町外からの交流人口、関係人口が集う場の創出を図ります。以下に各ゾーンの方針を記載します。

【土地利用ゾーニング一覧表】

ゾーニング	各ゾーンの方針
住宅・商業ゾーン (住宅地)	・美浜町の核となるゾーンとして居住の促進や都市機能の維持・向上を図ります。また、知多奥田駅周辺は、利便性や都市機能を高めるだけでなく、景観や自然環境の保全にも配慮した整備を図ります。
住宅・商業ゾーン (商業地)	・日常の買い物需要に対応した商業機能や都市機能を高める整備を図ります。 ・観光地としての交流人口の宿泊施設、商業施設の整備を図ります。
地域活力ゾーン	・環境と調和した優良な企業の誘致や地元企業の育成・集積など、地域の活力の維持・向上と雇用の場の確保につながる基盤整備を図ります。
農業ゾーン	・遊休農地の利活用を推進し、農業経営の安定化と地域の活性化のために、農家への必要な支援や加工品づくりなどの基盤整備を図ります。また、地域住民や都市住民が年間を通じて農産物や農作業に親しめる空間としての整備も図ります。
緑地・レクリエーションゾーン	・上野間地区の鵜の池及び総合公園の周辺などは、本町の魅力ある資源として自然環境を保全しつつ、自然を利活用したレクリエーションや交流、憩いの場の拠点として整備を図ります。

観光農業ゾーン	・グリーン・ツーリズムの展開で町内外からの交流拠点、景観や農産物等の地域資源を活かした都市と農村との交流推進を図ります。
既存開発地ゾーン	・既存開発地（美浜緑苑）の住環境の維持・向上を図ります。
教育・スポーツゾーン	・日本福祉大学と地域との交流をより深めながら、学園都市としての機能を高めるため、知多奥田駅周辺の整備を図ります。また、美浜町運動公園整備を推進し、周辺土地利用の整備、交流人口や関係人口の増加を図ります。

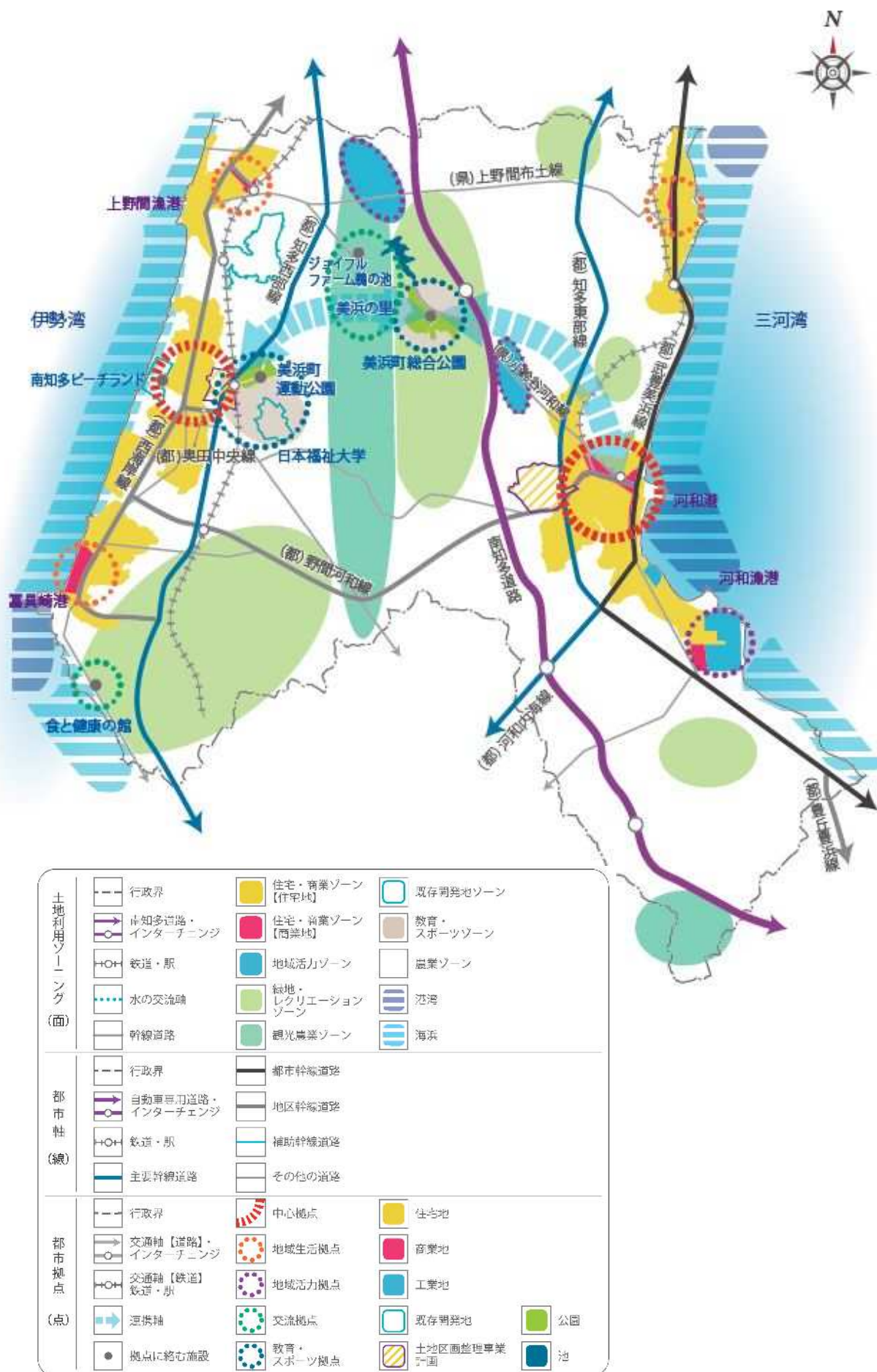
（2）拠点の設定

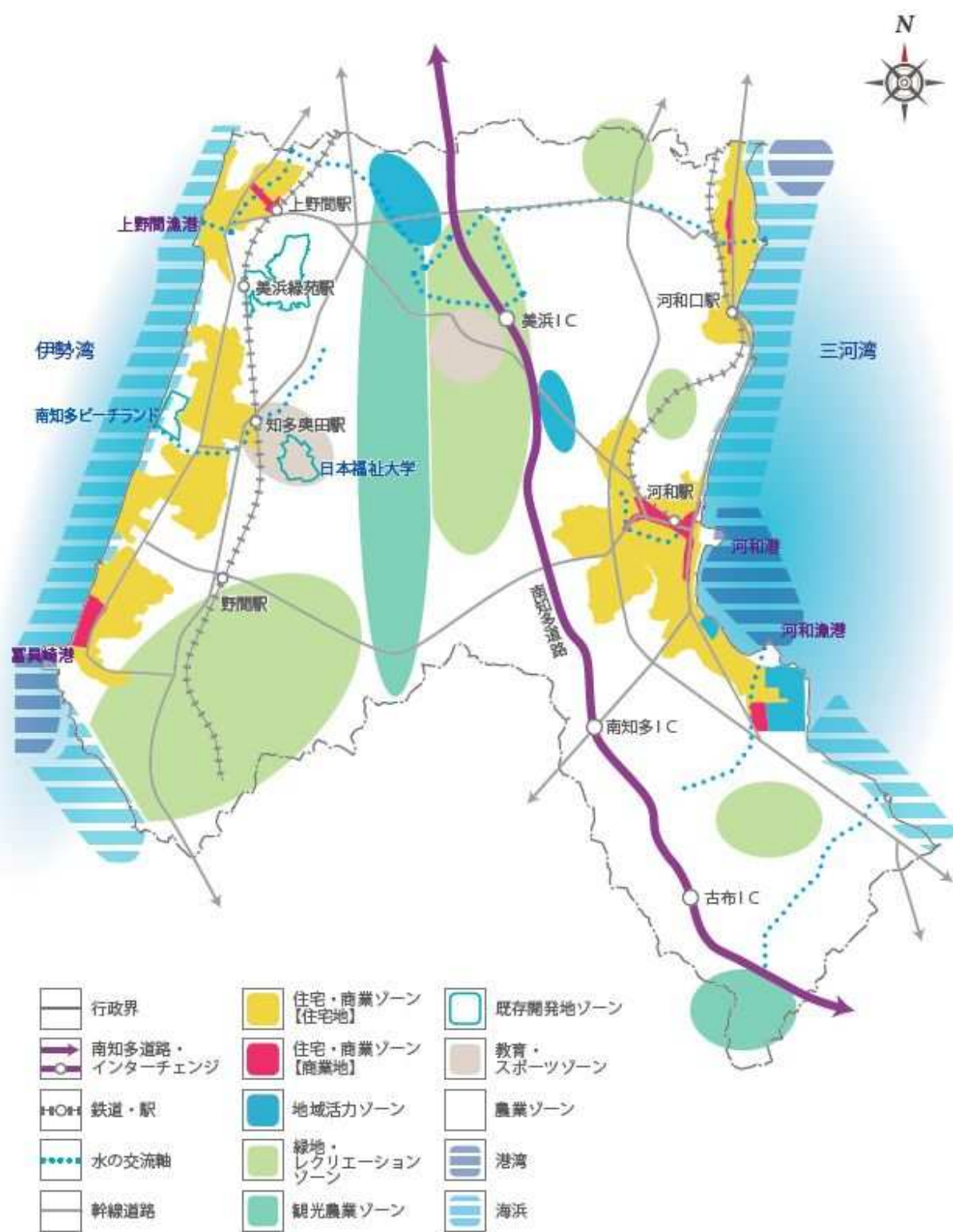
鉄道、港、インターチェンジ、行政サービス施設、公共公益施設、複合商業施設、大規模事業所においては、都市活動を支える拠点機能として位置づけ、これらの拠点機能の配置・集積状況を踏まえ、都市の拠点（地区）を設定します。

【拠点の内容】

拠点	各拠点の説明
中心拠点	交通結節点、都市施設、商業施設等が集積し、多くの人が利用するエリアです。河和駅周辺、知多奥田駅周辺の徒歩圏を拠点範囲として位置付けます。
地域生活拠点	中心拠点とともに交通結節点である上野間駅周辺、布土、野間地域の中心部を「地域生活拠点」として位置付け、利便性、快適性に優れた生活空間の創出を図ります。
地域活力拠点	美浜 IC 近くのエリア、河和漁港の周辺を「地域活力拠点」として位置づけ、産業機能（工業・商業）を誘致・集積し、地域の新たな活力拠点の創出を図ります。
交流拠点	食と健康の館周辺、ジョイフルファーム鶴の池を「交流拠点」として位置づけ、多くの人が集い交流する場の創出を図ります。
教育・スポーツ拠点	総合公園及び運動公園、日本福祉大学美浜キャンパス周辺を「教育・スポーツ拠点」として位置づけ、多くの人が学び、スポーツを通じ交流、健康となる場の創出を図ります。

3.4.4 将来都市構造図

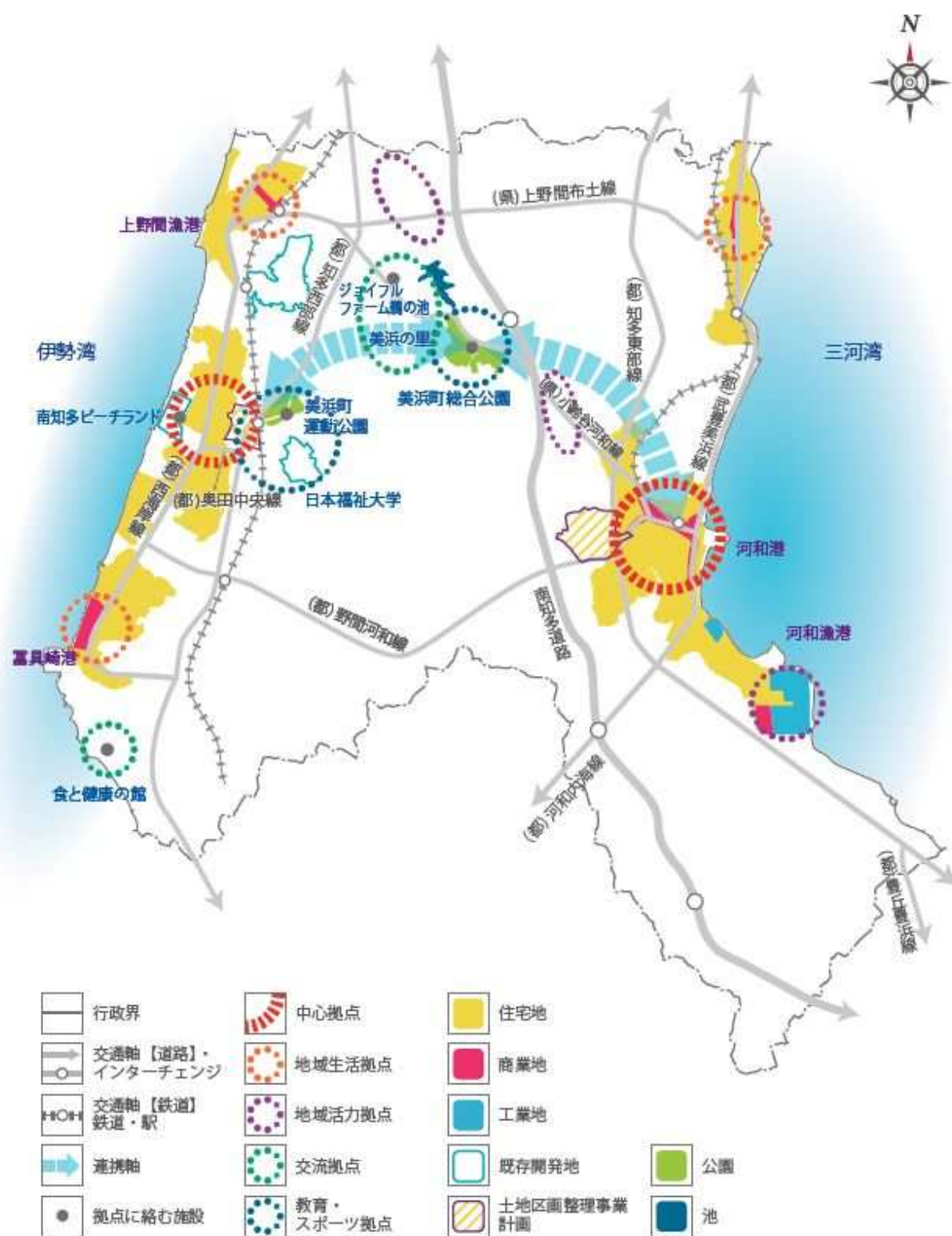




【土地利用ゾーニング】



【都市軸】



【都市拠点】

3.5 分野別都市づくりの方針

土地利用、交通体系、市街地整備、都市施設、都市防災、都市景観など分野別の現状と課題を踏まえ、都市づくりの方針を整理します。

3.5.1 土地利用の方針

(1) 基本方針

本町は、地形的に三河湾側と伊勢湾側の沿岸部の平地と、内陸部の丘陵地とに大きく分けられます。沿岸部の平地では住宅や商業施設、工場、公共公益施設などの立地が見られ、内陸部の丘陵地では森林や農地など、緑豊かな環境が残されています。

人口減少や少子高齢化が進行する社会情勢下において、公共交通サービスや行政サービスを持続的に維持するため、また、地域活力を向上していくために、「集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）」を推進します。具体的には、豊かな自然環境と良好な農地を後世に受け継ぐとともに、良好な居住環境の保全や生活利便機能の充実、雇用の創出、宅地需要に対応した受け皿の確保などを図ります。併せて、都市機能施設を駅周辺の立地に誘導していくために、立地適正化計画の策定を検討します。

(2) 整備・誘導・保全の方針

a) 市街化区域

市街化区域内における土地利用は、前述の将来都市構造に基づき、「住宅地」「商業地」「工業地」に区分して、以下の方針のもと適切な土地利用を図ります。

【住宅地】

住宅地（住宅・商業ゾーン）は、定住促進に向け、良好な居住環境の維持・形成に努めます。幹線道路の沿道においては、地域住民の日常生活を支える生活利便施設の立地を許容しつつ、良好な住宅地の形成に努めます。

【商業地】

商業地（住宅・商業ゾーン）は、地域住民や観光客を対象とした商業機能の集積を図り、商業機能や都市機能の充実に努めます。

【工業地】

工業地は（地域活力ゾーン）、地域の活力の維持・向上と雇用の場の確保に向け、産業の誘致・集積に努めます。

b) 市街化調整区域

市街化調整区域においては、基本的には開発を抑制する区域ですが、前述の将来都市構造に基づき「農業」「観光農業」「緑地・レクリエーション」「教育・スポーツゾーン」に区分して、以下の方針のもと適切な土地利用を図ります。

【農業（自然地）】

ゾーニングで示した農業（自然地）は、良好な居住環境の維持や営農環境及び自然環境の保全に努めます。集落においては、周りの自然との調和を保ちながら、居住環境の維持に努めます。

【観光農業】

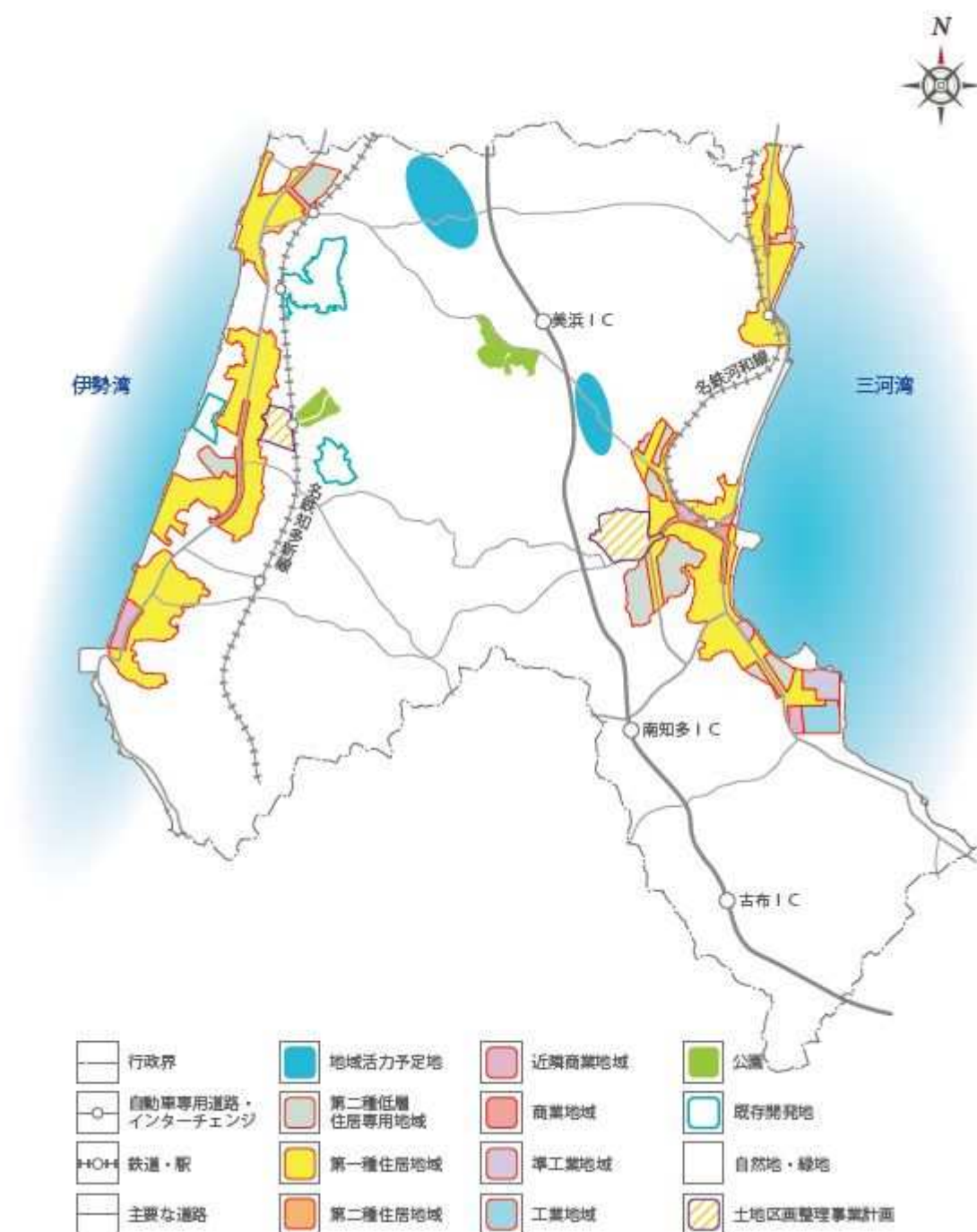
果樹園等の農業、観光農園、観光レクリエーションなど多面的な活用に向け、都市的土地利用の抑制に努め農地を保全します。

【緑地・レクリエーション】

内陸部に広がる丘陵地一帯においては、森林が有する水源滋養や治水とともに、都市的土地利用の抑制に努め樹林地を保全します。

【教育・スポーツ】

総合公園及び運動公園、日本福祉大学美浜キャンパス周辺で多くの人が学び、スポーツを通じ交流、健康となる場の整備を図ります。



【土地利用計画図】

3.5.2 交通体系

(1) 基本方針

都市構造を構築する幹線道路網は、人やモノの流れを活性化させ、都市の活力を創造する動脈であり、都市の骨格を形成し、経済活動や日常生活を支える社会基盤であることから、道路の段階構成※4を考慮し、土地利用の誘導や居住環境の形成など、多面的な機能と役割を踏まえた整備に努めます。特に本町の基幹産業のひとつである観光を下支えするため、各拠点の機能充実とあわせて拠点施設間のネットワークの構築に努めます。また、将来の都市構造の見直しや整備の実現性を勘案し、都市計画道路の見直しを検討します。さらに、道路には防災空間・機能としての役割があり、災害時の避難路や物資の輸送のために必要な移動空間の確保に向けた道路整備に努めます。

一方、鉄道や路線バスなど既存の公共交通についても、高齢化社会における移動手段の確保や、環境負荷の軽減など社会的な課題を踏まえ、その維持、充実に向けて利用の促進に必要な整備を検討します。さらに、本町では河和港から三河湾内の島々や伊良湖岬（渥美半島）と結ぶ高速船が運行されており、利用者の利便性の向上に努めます。

※4 道路の段階構成とは、道路を区画道路・補助幹線道路・幹線道路・主要幹線道路等の種別に区分することで、道路網を構成する各道路の機能分担を明確にし、段階的に連絡することでその機能を発揮するとともに、土地利用計画との整合を図ろうとするものです。

(2) 整備方針

a) 道路

【自動車専用道路】

自動車専用道路は、高速かつ円滑に広域的な都市間を結ぶ役割を担います。本町では、中央部を縦貫している南知多道路が該当します。名古屋方面から本町へのアクセスとして交流や観光、企業誘致等、最も重要な道路であることから関係機関と連携しその機能維持に努めます。

【主要幹線道路】

主要幹線道路は、広域的な交通を効率的に処理し、本町の生活・交流の骨格としての役割を担います。本町では、本町の西部を縦貫する（都）知多西部線、東部に位置する（都）知多東部線と連絡し、南知多インターチェンジへのアクセス道路である（都）河和内海線が該当します。市街地内への通過交通の排除など交通処理の円滑化を図り、生活空間の安全性を高めるため、未整備部分の整備を関係機関と連携して促進します。

【都市幹線道路】

都市幹線道路は、隣接する都市間の交通を円滑に処理し、主要幹線道路とともに本町の生活・交流の骨格としての役割を担います。本町では、本町東部に位置する（都）武豊美浜線が該当します。交通処理の円滑化を図るため、関係機関と連携して未整備部分の整備を進めます。

【地区幹線道路】

地区幹線道路は、町内の各地域を連絡し、主要幹線道路や都市幹線道路を補完する役割を担います。本町では、東西を横断する（都）野間河和線、本町の西部に位置する（都）西海岸線と（都）奥田中央線、南東部に位置する（都）豊丘豊浜線が該当します。関係機関と連携して未整備部分の整備を進めます。

【補助幹線道路】

補助幹線道路は、主として地域内に配置され、地域内の主要な集散道路として地区幹線道路を補完する役割を担います。本町では（都）上野間駅前線が該当します。この道路においては既に整備済みであり、機能維持に努めます。さらに、防災上の安全性の向上、観光地として交通ネットワークの拡充を目的として、国道247号から海岸までの道路を拡幅、海岸沿いに道路整備を検討します。

【区画道路】

区画道路は、沿道宅地のための交通、供給処理施設の収容等の役割を担います。快適な居住環境の形成や防災、交通安全に配慮した整備に努めます。また、既成市街地において幅員が狭い道路においては、緊急時や災害時の支障にならないよう、建築行為時の道路後退や空地の有効活用など用地を確保し、道路の拡幅整備を進めます。

【その他の道路】

その他の道路としては県道があり、地区幹線道路を補完する役割を担っています。（県）小鈴谷河和線など、主要な公共公益施設へ連絡する県道においては、関係機関と連携して歩道等の整備を進めます。

b) 公共交通機関**【鉄道】**

名鉄河和線及び知多新線においては、だれもが安心して生活するための交通機関であることから、路線の維持、並びに高齢化社会に対応した利便性・快適性の向上が課題となります。利用者の多い河和駅と知多奥田駅においては、交通結節点としての機能を高めるために、自家用車、自転車、バス、タクシーなど、乗り継ぎの円滑化に努めます。また、河和駅は中心拠点、知多奥田駅及び上野間駅は地域生活拠点として位置付けられていることから、都市・地域の中心にふさわしい拠点づくりに努めます。鉄道整備に関しては、引き続き単線区間の複線化や高架駅（上野間駅、野間駅）におけるエレベーターの設置など関係機関へ働きかけます。

【バス】

定期バス路線や巡回ミニバスは、高齢化社会が進み移動が制約される住民が増加することから、重要な交通手段として維持・充実が課題となります。

定期バス路線の維持には、採算性の確保のための安定した利用者数が必要であり、そのために定刻運行や利便性の向上が求められます。運行区間における道路整備やバス停の整備改善など、町民のバス利用者を増やすための環境整備に努めます。

役場や図書館など主要な公共公益施設を連絡する巡回ミニバスは、巡回バス利用者へのニーズ調査に基づいて路線網や運行時間、バス停留所などの見直しを進め、高齢者などの交通弱者が利用しやすいサービスを提供します。また、企業広告を取り入れるなど、経費の負担軽減をめざします。広域行政圏の発達などで隣接町のコミュニティバスの相互利用が必要となった場合には、関係団体との連携を図り、相互乗り入れについて検討します。

c) 交通環境の改善

都市基盤としての整備や公共交通の充実とともに、移動の利便性や安全性の向上に向け、鉄道駅などの交通拠点における駐車場・駐輪場の整備や、交通安全施設の設置に取り組みます。



【都市計画道路網図】



【交通体系図】

3.5.3 市街地整備

(1) 基本方針

都市基盤の整備・改善によって、幅員の狭い道の解消やバリアフリー化など安全な市街環境の構築と、各種拠点の機能向上や企業立地の受け皿など、活力と魅力ある市街地整備に努めます。「集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）」を形成するため、市街地の再構築や鉄道駅周辺における整備を優先的に行います。これらの事業の実施にあたり、都市基盤の整備・充実とともに、魅力ある美しい都市景観の形成にも配慮した良好な市街地形成を図ります。

(2) 整備の方針

市街地においては、居住環境の向上や生活道路の改善、防災等の安全性の強化、商業の活性化、未利用地の計画的宅地化の誘導など、それぞれの地域が抱える課題に応じた整備に取り組みます。防災面や交通環境の面で緊急を要する場合を除き、地区計画や協定など、まちづくりのルールによる規制・誘導型の整備手法を活用し、市街地環境の整備・改善や景観整備を行います。

また、河和駅、知多奥田駅周辺の中心拠点においては集客とにぎわいの創造、地域生活拠点においては地域の利便性・快適性の確保に向け、地権者や関係機関とともに交通結節機能、商業機能の強化及び都市景観の向上に資する基盤整備の実施を検討します。

土地区画整理事業や団地開発などで整備された市街地においては、良好な環境を維持していくために、地区計画や協定などの導入を検討します。なお、既に導入している地区においてはその継続に努めます。

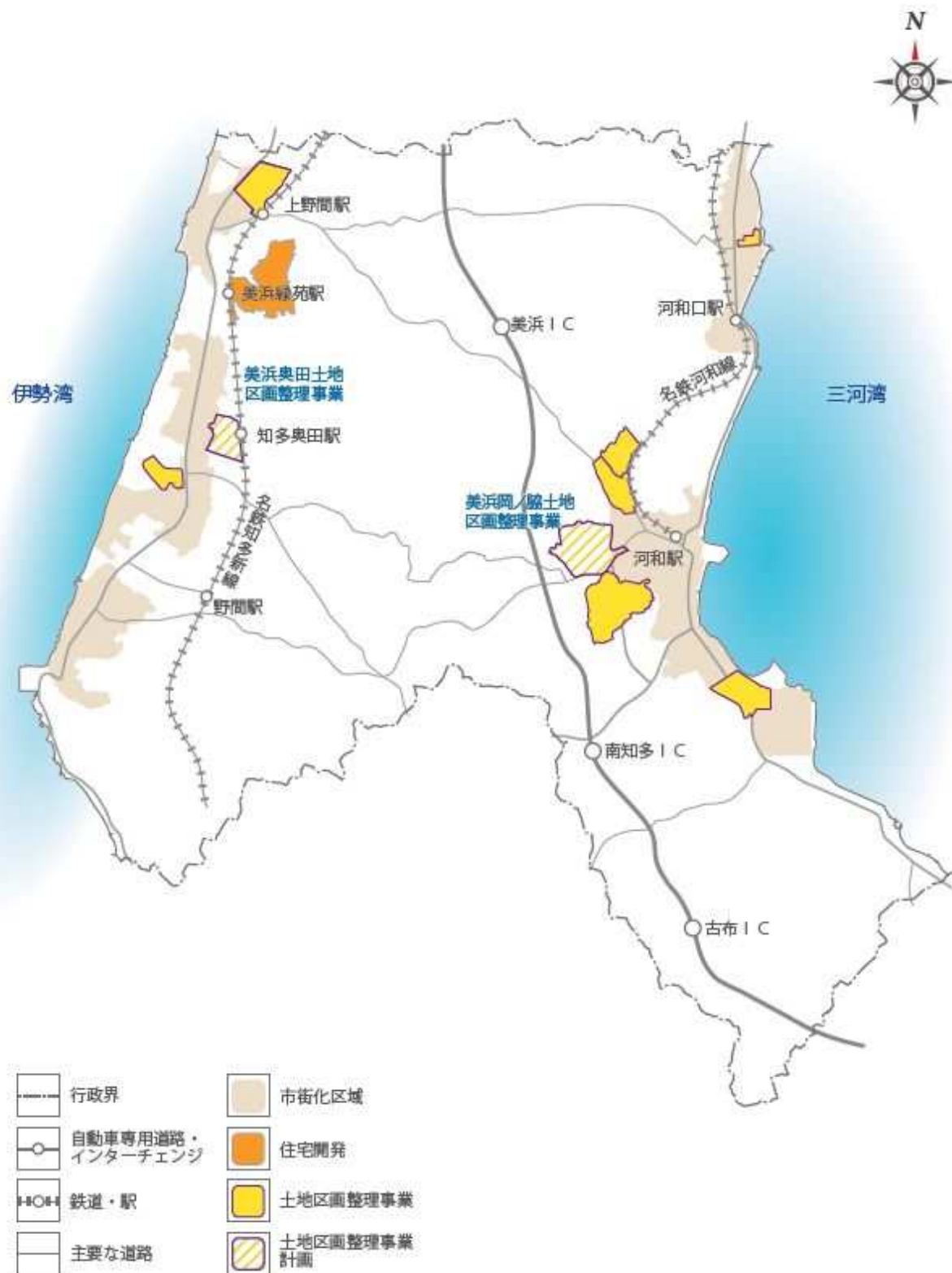
「集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）」の形成を基本としつつも、新たな雇用者の宅地需要などの受け皿の候補として、今後の社会経済情勢の変化に合わせ柔軟に対応できるよう、面的整備が計画されている地区においては、事業内容の見直しも含め引き続き検討を行ないます。

【知多奥田駅周辺の拠点整備】

知多奥田駅周辺は、美浜町運動公園の整備や産業誘致に伴う雇用の拡大に伴い、新たな住宅地を創設する土地区画整理事業などの事業手法を検討します。

【市街化区域での土地区画整理事業の事業化の再検討】

前回のマスタープランで計画された浦戸第二地区及び上野間駅南地区の区画整理については、現在、暫定用途（第一種低層住居専用地域）が設定してありますが、地権者の意向を踏まえ、事業化の再検討、暫定用途の見直しを行います。



【市街地整備図】

3.5.4 都市施設

■公園・緑地

(1) 基本方針

本町は、都市基幹公園や住区基幹公園が少なく、今後、整備が必要となりますが、市街地においては児童遊園やちびっこ広場が公園機能を担っており、都市計画公園の整備が行われるまでは、児童遊園やちびっこ広場、社寺林などを連携させることで地域の公園機能の充実を図ります。

(2) 整備方針

【都市基幹公園・住区基幹公園】

本町には都市計画公園が20箇所整備されており、住民一人当たりの整備量（供用）としては約4.9㎡（平成27年国勢調査人口）であり、「愛知県広域緑地計画」の平成32年度末目標水準13.7㎡/人を下回っています。よって、町民にとって必要性の高い総合公園を拡張しつつ、グラウンドを集約、教育・スポーツ拠点にふさわしい整備を進めます。

また、町の新たな健康・賑わい・防災の拠点となる美浜町運動公園の整備を日本福祉大学の協力を得つつ進めていきます。日本福祉大学美浜キャンパスにスポーツ科学部が新設されたことにより交流人口、関係人口が増え、地域の活性化につながるものが想定されます。

その他の公園においては、公園機能のほか、災害時の避難地及び防災空間としての機能を点在する児童遊園やちびっこ広場、社寺林などとの連携・活用により確保しながら、「緑の基本計画」の配置の方針に基づき順次整備を進めていきます。

【その他の公園・緑地】

公園には、子どもの遊び場や地域の交流の場としてのレクリエーション機能のほか、環境保全、防災、景観形成等の役割が求められています。市街地では、児童遊園やちびっこ広場などの小公園が数多く整備され、レクリエーションにおいて一定の機能を有しています。

また、環境保全及び景観形成の面では、町域の約88%が自然公園地域に指定されているとともに、町民の森やため池・河川などの水辺環境、海洋レジャーの中心である砂浜など、住民の生活に密着した形で緑地的な機能が配置されており、環境及び景観においても一定の機能を有しています。

防災の面では、市街地内に計画的に配置された一定規模以上の公園がないことから、災害時における避難（一時避難）場所や救助の拠点場所、延焼防止等の機能が不足しています。都市計画公園の整備が行われるまでの間は、点在する児童遊園やちびっこ広場、社寺林などを連携して活用することで、地域内で公園が有すべき防災機能を充足させます。

■河川・ため池・海岸

(1) 基本方針

本町においては、中央部から三河湾と伊勢湾に流れる2級河川並びに準用河川が水環境の軸となっています。これらの河川は、市街地での生活に身近な自然として、都市に潤いをもたらす役割を担っています。生活圏を通ることから、危険箇所の点検などを行い、必要に応じて未整備河川の改修を促進するとともに、これに併せて良好な水環境の回復を図りながら、水質の浄化や住民が親しめる空間の形成に努めます。

また、三河湾、伊勢湾に面する海岸についても、防災機能の向上を目的とした護岸改修を促進するとともに、本町の優れた資源として海岸線を保全・活用し、海とふれあえる良好な親水空間の形成に努めます。

(2) 整備方針

【河川】

河川整備においては、近年の局所的な集中豪雨を踏まえた治水や防災対策を目的とするものと、住民の身近な自然として親水利用を目的とするものに分けられます。治水や防災対策として、河川改修が求められる布土川、五宝川、山王川においては、関係機関と協力して早期整備に努めます。また、山王川中流部については、多自然川づくりを基本とし親水機能をより高め、隣接する運動公園と一体的な整備を図ります。

【ため池】

ため池整備においては、今後も農地防災面の強化や農業用水としての確保を図るため、老朽化の著しいため池を随時改修します。また、地域住民の協力を得ながら、ため池等の適正な維持管理に努めます。

【海岸】

海岸整備においては、台風や地震による津波や高潮から住民の生命や財産の被害防止又は軽減のための防災対策として、関係機関と協力し、護岸の老朽化委等に対する海岸整備を図ります。

また、海岸についても、河川と同様にきれいな海辺を取り戻すため、地域住民や観光協会、地元漁協等の協力を得ながら、海岸の環境保全や美化に努めます。

■上下水道・供給処理施設

(1) 基本方針

上水道においては、社会情勢などの変化に対応した長期的展望のもと、住民の生活に日常不可欠である水の安定した供給を維持します。

都市下水路においては市街地を浸水被害から守るため、浸水被害の発生の恐れがある地区では既存の水路や河川を有効に利用し、雨水排除に取り組みます。

生活排水においては、河川や海への水質汚濁の防止に向けて、適切な処理に取り組みます。

(2) 整備方針

【上水道】

上水道においては、人口減少などに伴う料金収入の減少や施設の老朽化による更新費用の増大により、経営状況が厳しくなることが見込まれることから、安全安心な水道水を将来にわたって安定的に供給し、健全な経営を持続していくため、中長期的な経営の基本計画である「美浜町水道事業経営戦略」に基づき施設の更新、適切な管理を行います。

【下水道】

公共用水域の水質保全と快適な居住環境を確保するためには、生活排水等の汚水を処理することが必要であり、効率的かつ適正な処理に取り組みます。

都市下水路においては、今後、必要に応じて整備を行います。

【供給処理施設等】

循環型社会の構築や美しいまちづくりに向け、3R(リデュース(ごみの排出抑制)・リユース(資源の再利用)・リサイクル(再資源化))の取り組みを進めるとともに、地域住民及びボランティアによる環境美化活動を促進します。

ごみ処理施設(知多南部クリーンセンター(南知多町))においては、資源ごみを合理的かつ効率的に処理するため、知多南部衛生組合とともに老朽化に対する施設の維持補修を行います。

また、平成22年4月に、一部地域を1施設に集約し、環境負荷の軽減や施設建設及び運営コスト等の縮減、循環型社会の形成及び地球環境の保全に配慮した広域的組織である一部事務組合「知多南部広域環境組合」が設置されました。2市3町(半田市、常滑市、武豊町、美浜町および南知多町)とごみ処理の広域化計画を推進します。

知多南部衛生組合が管轄する火葬場は、南知多町と美浜町の2町で構成された組合の火葬場であり、美浜町河和地区に設置されています。施設設備等築50年以上が経過し、老朽化に伴う新火葬場整備事業を進めています。

し尿処理施設(知多南部衛生センター)においては、現有施設の維持補修を行ない施設の延命化を図りながら、広域的な処理も含めて知多南部衛生組合とともに検討します。

3.5.5 都市防災

(1) 基本方針

近年、頻発する大地震や突発的な集中豪雨など、従来では起こりえなかった自然災害が全国各地で多発しています。本町は、以前より「東海地震に係る地震防災対策強化地域」並びに「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されており、地震による建物の倒壊や火災、津波などの災害から住民の生命、財産を守るため、防災都市づくりに取り組むことが重要と考えます。

よって、都市の総合的な防災性を高める基盤施設整備を進めるとともに、地域における防災体制づくりなど、災害に強い都市づくりについての方針を定め取り組むものとします。

(2) 整備方針

【都市の防災機能強化】

災害時において、避難場所及び救援物資等の集積・配送拠点として機能する公共施設の耐震化を推進します。さらに、防災拠点にアクセスする緊急輸送道路・避難道路においては、都市計画道路の整備、橋梁の耐震化や既存の国道・県道の沿道に立地する建物の耐震化を促進し、その機能確保に努めます。

緊急避難所として機能する身近な公園においては、都市計画公園の整備が行われるまでは、児童遊園やちびっこ広場、社寺林などを連携させることにより、地域に必要な機能を充足するよう努めます。

また、消防施設等の充実に向けた消火栓・防火水槽の整備並びに上水道の耐震化に努めます。

【自然災害への対策】

地震発生後に起こることが想定される津波や高潮においては、護岸等の適切な管理を行います。

一方、丘陵地においては、地震のほか、台風、集中豪雨等を要因とする崖崩れ災害の危険性が高いことから、急傾斜地崩壊防止施設等の整備を進めるとともに、土砂災害特別警戒区域等の指定による土地利用の規制を行い、災害による被害防止・軽減に努めます。

また、河川についても、集中豪雨等による洪水、高潮・津波等の水害を最小限に抑えるため、布土川、五宝川、山王川などの整備を促進します。

【防災体制の構築】

中央防災会議で示される地震に対する津波高やハザードマップによる災害危険箇所の公告をはじめ、住民に対し様々な災害情報を提供するとともに、学校や地域の防災訓練などを支援し、住民の防災意識の高揚を図ります。

また、火災などの災害や急病時に適切な対応ができるよう、消防組合とともに、消防団や自主防災会等との連携強化に努めます。

3.5.6 都市景観・環境

(1) 基本方針

本町には景観的特徴として、三河湾と伊勢湾に面した自然の海岸線や海岸周辺部の平野部、丘陵地の間に形成された田園とこれらを取り囲む里山によって、自然と調和した風景が残されています。

よって、町民が「ふるさと美浜」として愛着を持てるよう、景観整備の指針を作成し、本町の自然と歴史、文化を身近に感じられる景観づくりを促進します。

さらに、海洋レジャーや野間大坊などの名所・旧跡の遊覧が盛んな本町の特徴を活かし、その魅力を発信するため、河和駅などの主要な鉄道駅や河和港、インターチェンジ並びにこれらを結ぶ幹線道路沿道において、本町を訪れた人が美浜の良さを視覚的に感じられる景観整備に努めます。

(2) 整備方針

【玄関口にふさわしい拠点づくり】

乗降客数が多いだけでなく、交通結節点として観光客利用が多い河和駅、知多奥田駅並びに上野間駅周辺においては、本町の玄関口であり、顔となる場所であることを踏まえ、景観整備の指針を作成し、魅力的な景観づくりに努めます。

また、美浜インターチェンジと南知多インターチェンジにおいては、周辺に広がる丘陵地の自然的景観と調和した、緑豊かな景観を保全します。

【住宅地景観の形成】

基盤整備が行われた住宅地は、将来に渡って良好な環境を維持するため、地区計画や協定等により魅力ある住宅地の形成に向け、景観の維持・向上に努めます。

【沿道景観の形成】

交通軸は、観光ルートとして多くの観光客を迎え入れる人の流れの主軸となります。そのため、交通軸の沿道は、周辺の自然環境と調和した色彩の建築物等とするとともに、緑化を推進し落ち着いた雰囲気、景観づくりに努めます。

【海辺景観の形成】

三河湾や伊勢湾に面する海岸部においては自然の砂浜が多く残っており、また、伊勢湾側では遠浅の海を利用した海苔養殖の風景が広がっています。こうした美しい自然景観を保全するとともに、官民一体となった美化活動の推進等により、海岸景観の保全に努めます。

【歴史的なまちなみ景観の形成】

野間大坊など歴史資源の保全に努め、歴史的なまちなみ景観の保全に努めます。

【田園風景の整備】

本町には内陸部の丘陵地の間に農地が広がっていることから、集落地との調和を図り、良好な景観の保全に努めます。

3.5.7 その他の都市施設

(1) 基本方針

教育・文化、福祉施設などは、都市生活や都市機能の維持に欠かせないものです。これらの都市施設は、既存の施設を可能な限り活用していくこととし、地域住民や関係者間の合意形成のもと、それぞれの機能を効果的に発揮できるよう、都市の将来像を見据えた土地利用や、交通施設などの都市計画と整合のとれた適切な配置に努めます。

(2) 整備方針

【教育文化施設】

学校施設においては、少子化の影響で児童数が減少しています。「公共施設等総合管理計画」に基づき、適切な教育環境を確保するため、学校施設の規模の適正化を行います。また、耐震性能の維持をはじめ、耐災害性の確保を図ります。

図書館においては、教養・文化を高める施設として、小中学校や住民との連携・参加により多様な学習要求に応えられる環境づくり・体制づくりを促進します。

文化施設においては、住民が各地区で保存・継承されている、優れた伝統芸能や文化財に接する機会を持てるよう、芸術文化行事の充実に努めるとともに、文化財・史跡の保存・活用に努めます。

【福祉施設】

福祉施設においては、多様化する地域住民の福祉ニーズに対応するため、機能の充実や整備を進めます。介護・高齢者施設においては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関との連携を強化し、在宅福祉に対するサービス体制の充実を図るとともに、働ける場や活動拠点の確保に努めます。

児童福祉施設においては、児童健全育成の拠点として、保育所や児童館の子育て支援の充実に努めるとともに、施設の老朽化に対し、現有施設の維持・修繕を行います。

障がい者福祉施設においては、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、関係機関とともに保健・福祉医療のネットワークの構築や、地域生活のなかで支援していくためのサービスの供給体制の充実及びその拠点の設置等に努めます。

【火葬場】

火葬場においては、現有施設の維持補修を行ない施設の延命化を図りながら、新施設の建設に向けて事業を進めています。

【町営住宅】

河和団地においては、改修や建替えにより、安全・安心な居住環境の確保を図るとともに、施設のバリアフリー化を図り、高齢者や障がい者等に配慮した住宅環境整備に努めます。

平成28年には、耐用年数を経過している3棟を解体し、河和第二団地として、子育て世帯、家族世帯用に木造平屋建が10戸、建替えられました。



写真：町営住宅（河和第二団地）

第4章 地域別構想

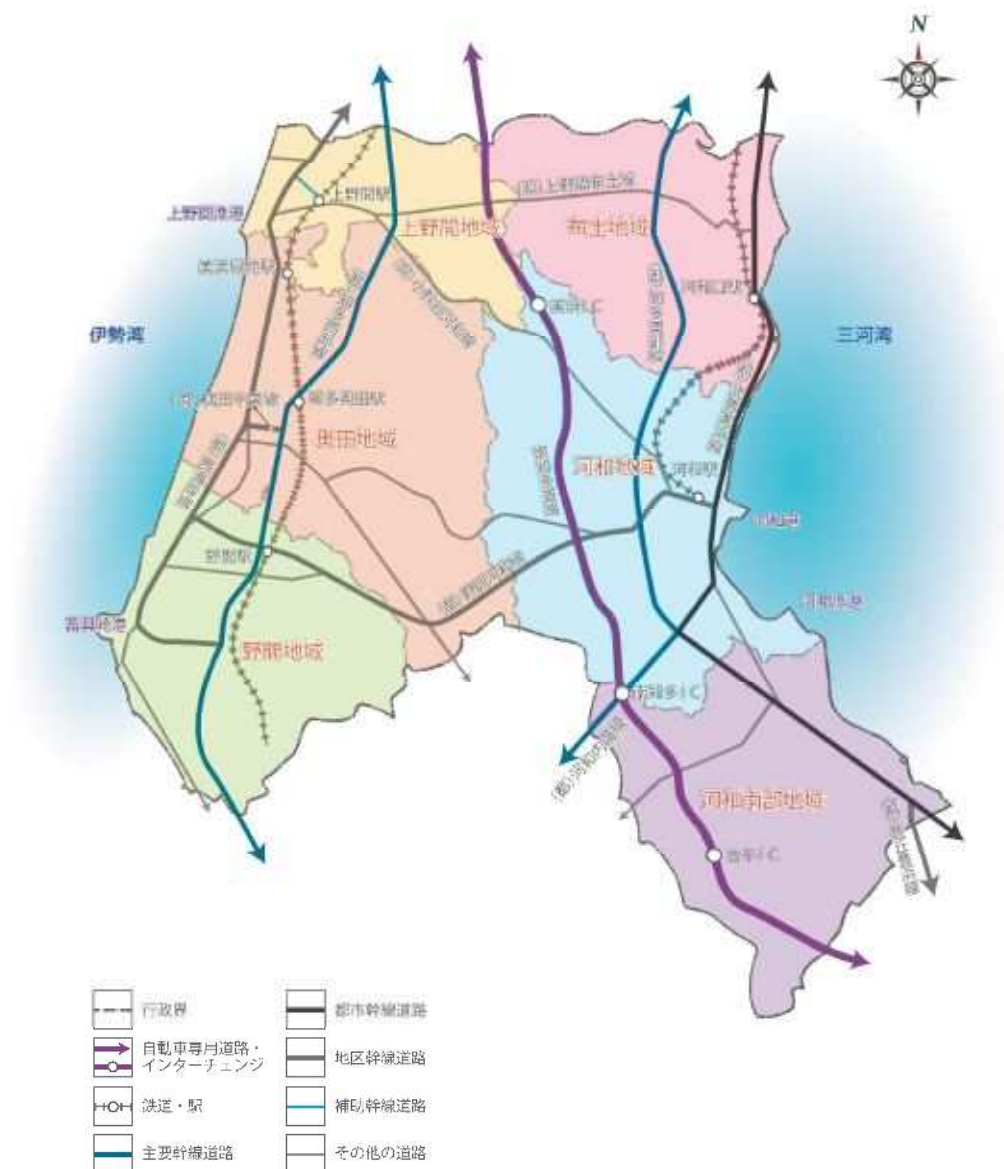
本章では、地域の特性を踏まえた上で取り組むこととする都市づくりに関する方針等を示します。

4.1 地域別の現状及び課題の整理

4.1.1 地域区分の設定

地域別構想は、第3章で掲げた本町の将来像を実現するため、第4章で示した分野別都市づくりの方針を踏まえつつ、個々の地域特有の問題や課題に対して、地域独自のまちづくりの方針と整備の方向性について示すものです。

地域別構想の策定にあたっては、本町の一体性や地域のまとまりを考え、地域コミュニティの結びつきのある小学校区を単位とします。「布土地域（布土小学校区）」「河和地域（河和小学校区）」「河和南部地域（河和南部小学校区）」「野間地域（野間小学校区）」「奥田地域（奥田小学校区）」「上野間地域（上野間小学校区）」の計6地域となります。



【地域区分図】

4.2 布土地域

4.2.1 地域の概況

(1) 地域の概況

布土地域の面積及び人口、土地利用状況、建物現況、地域地区についてのデータを掲載します。

■数値データ

面積・人口	項目		市街化区域	全体
	面積(ha)		63.0	670.6
	人口(人)	H17年	2,263	3,122
		H27年	1,994	2,766
	人口増加率(%)		-11.89	-11.40
	人口密度(H27)		31.65	4.12
	世帯数(H27)		742	1,006
	平均世帯人数(H27)		2.69	2.75
土地利用現況	項目		面積(ha)	割合(%)
	都市的 土地利用	住宅地	30.5	48.4
		商業用地	1.5	2.4
		工業用地	2.1	3.4
		公共・公益用地	1.4	2.2
		道路用地	8.0	12.7
		交通施設用地	1.0	1.6
		その他	4.5	7.1
		計	49.1	77.9
	自然的 土地利用	農地	4.6	7.3
		山林	5.1	8.1
		水面・その他	4.2	6.7
		計	13.9	22.1
	合計		63.0	100.0
	※未利用地		9.72	15.4
	非可住地		15.1	24.0

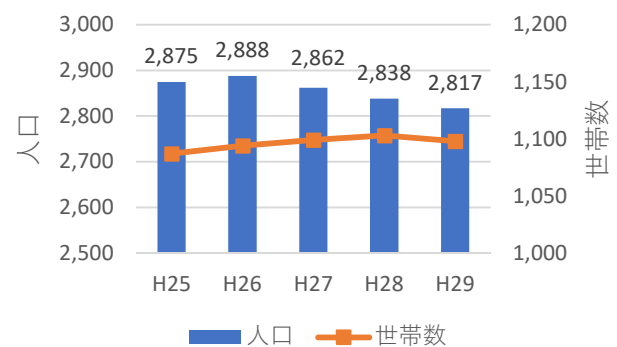
※未利用地は、市街化区域内の農地・山林の面積です

建物現況	項目		面積(ha)	割合(%)
	用途別床面積	住宅地	11.6	87.9
		商業地	0.2	1.5
		工業地	1.0	7.6
		その他	0.4	3.0
		計	13.2	100.0
	木造率		83.04%	
都市計画 地域地区	項目		面積(ha)	割合(%)
	第1種低層住居専用地域	第1種低層住居専用地域	0	0
		第2種低層住居専用地域	2.3	3.6
		第2種中高層住居専用地域	0	0
	第1種住居地域	第1種住居地域	58.1	92.1
		第2種住居地域	0	0
		準住居地域	0	0
	近隣商業地域	近隣商業地域	2.7	4.2
		商業地域	0	0
		準工業地域	0	0
	工業地域	工業地域	0	0
		計	63.0	100.0
	その他の地域地区		準防火地域：近隣商業地域	

■人口動向

布土地域の人口動向は、国勢調査によると平成27年時点で2,766人、平成17年から平成27年の10年で、11.4%の減少率となっています。また、平成25年から平成29年の住民基本台帳による人口は、平成26年に微増したが、平成29年時点で2,817人と減少傾向であります。世帯数は、微増もしくは横ばいの状況となっています。

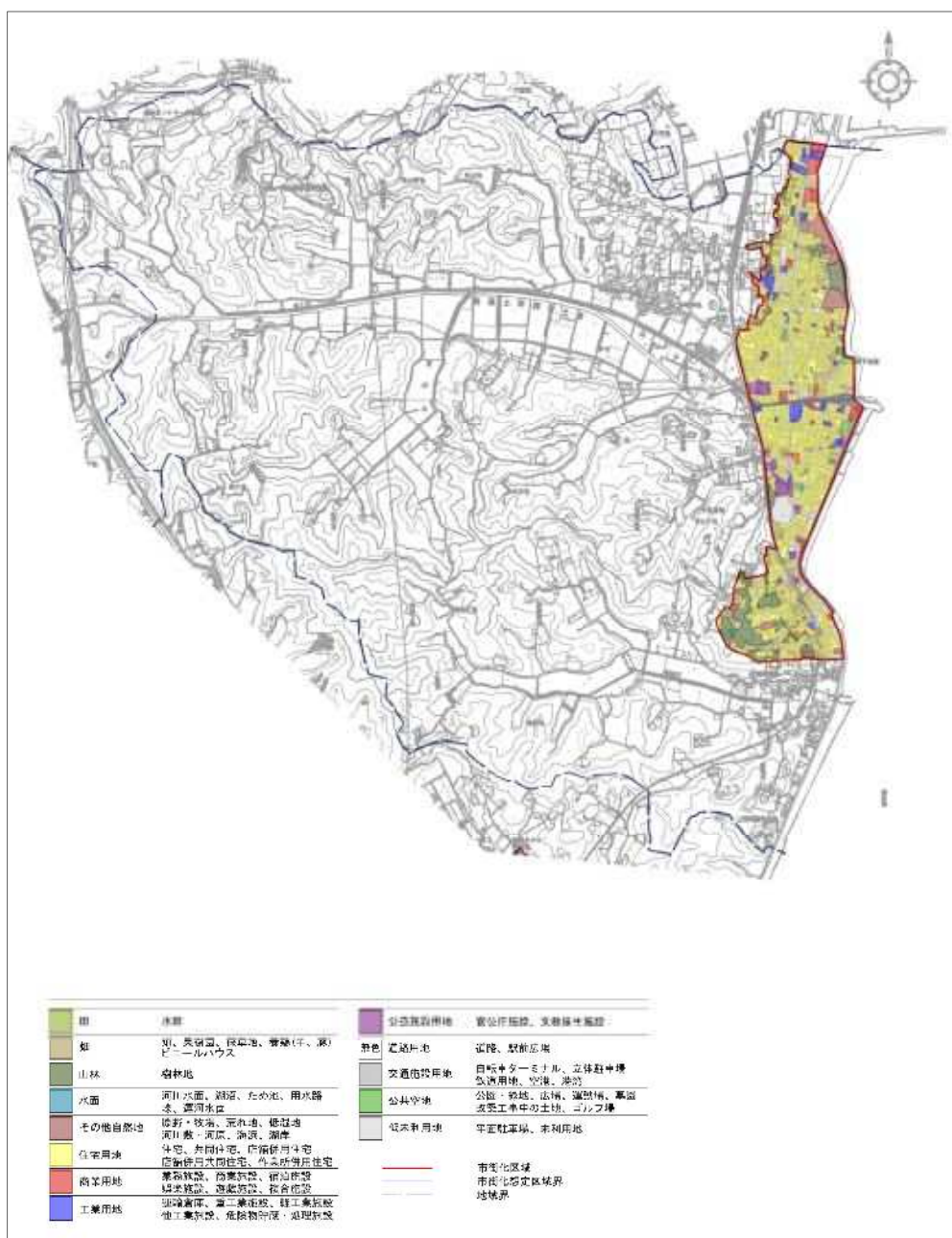
■人口・世帯数の推移（布土地域）



資料：住民基本台帳人口

■土地利用

布土地域の市街化区域における土地利用の状況は、下図のとおりです。



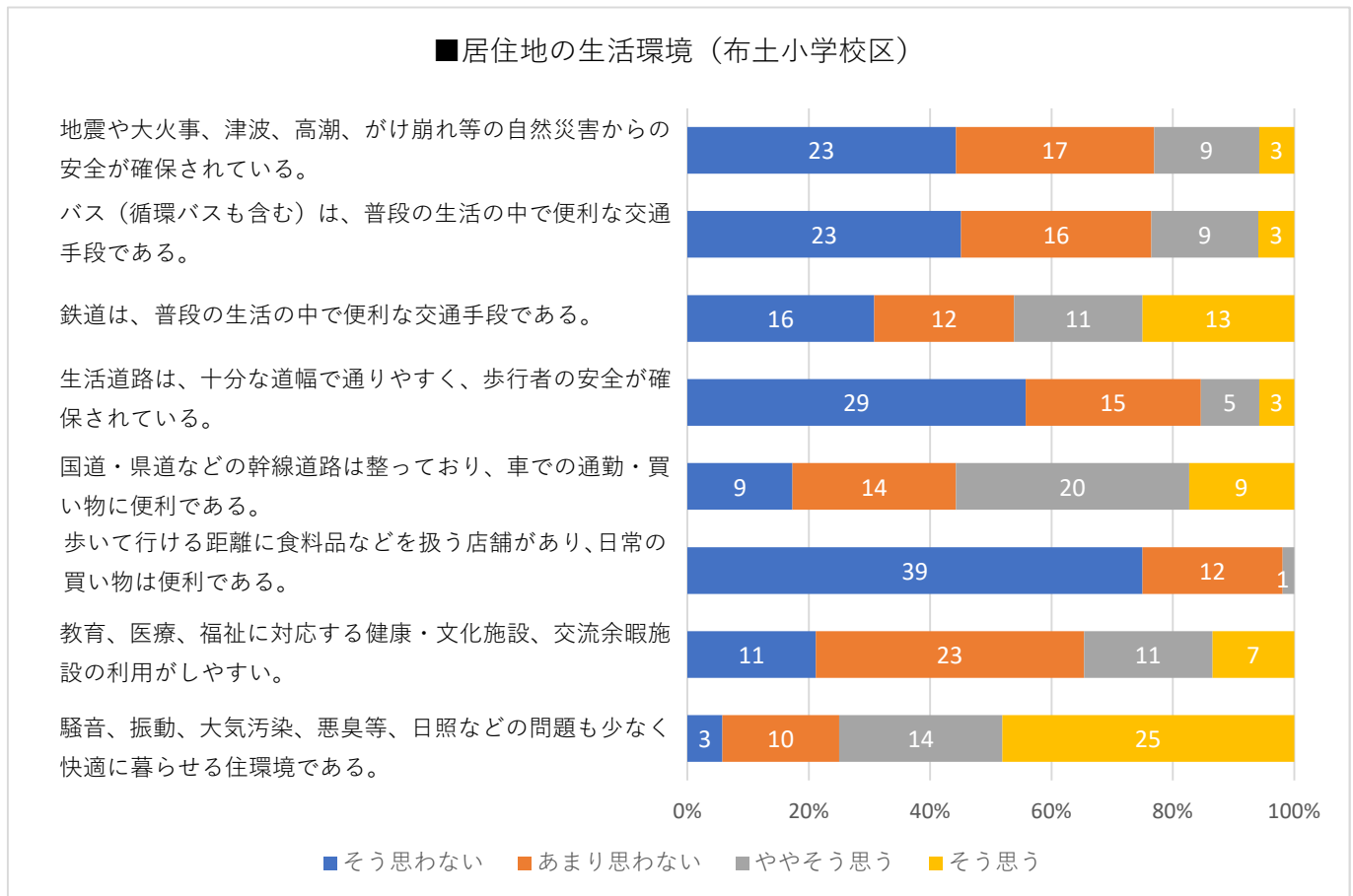
【土地利用現況図】

■主な特徴

- ・町の北東部に位置し、古くは磨き砂の産地として知られ、その地名の由来にもなっています。
- ・市街化区域は地域東部の国道 247 号に沿って、住宅系土地利用を中心として南北に広がっています。
- ・地域内には、国道 247 号と河和口駅を有していますが、ともに商業集積は少ない状況であります。
- ・市街化区域内は、国道 247 号を除き、道幅が狭く車のすれ違いが困難な箇所が多く見られます。
- ・国道 247 号は交通量も多く混雑度も高い状態となっています。
- ・（県）上野間布土線の国道 247 号と布土公民館の区間は、すれ違いが困難な状態であります。
- ・市街化調整区域は地域西部に大きくまとまっており、主に農地及び山林が広がっています。

(2) 住民の意向

■現在の居住地の生活環境について



※快適に暮らせる住環境であるが、災害、バス、生活道路、買い物、教育・医療・福祉について十分でないと感じていることが読み取れます。

4.2.2 地域の課題

- ・市街地内の国道247号沿道における、商業機能の充実及び生活利便性の向上
- ・幅員の狭い道路や低未利用地など、基盤整備の遅れた市街地の整備・改善、安全な市街地環境の形成
- ・（県）上野間布土線のすれ違いが困難な箇所を解消、布土地域と上野間地域との連絡の強化
- ・布土川の整備により、地域の安全性を高めるとともに、住民の身近な自然としての親水性の確保
- ・生活排水処理施設の整備により、公共用水域の水質保全と快適な居住環境の確保
- ・地域の人が望む、身近な公園や広場などの空間の確保
- ・内陸部を中心にまとまった樹林地や農地の保全・活用
- ・現在グラウンドとして利用されている旧布土小学校跡地の有効利用

4.2.3 まちづくりの目標

布土地域では、国道247号沿いの商業地域に商業機能の立地を促進・誘導し、機能を集積することにより地域住民の利便性の向上を図ります。また、河川改修等に努めることにより地域住民が安全・安心に暮らし続けられるよう取り組みます。

【まちづくりの基本理念】

『豊かな自然を活かしつつ、快適に暮らし続けられる地域づくり』

4.2.4 まちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

- ・国道247号沿道の商業地においては、地域住民が快適に暮らし続けられるよう、日常生活を支える商業機能の立地を促進、誘導し集積を図ります。
- ・地域住民との協議を通じて、旧布土小学校跡地の有効利用を検討します。

(2) 都市施設の整備方針

- ・市街地においては、緊急車両の通行や災害活動の妨げにならないよう、建築行為時の道路後退などにより幅員の狭い道路の拡幅に努めます。
- ・関係機関と連携して、(都)知多東部線など未整備である都市計画道路の整備を促進します。
- ・小学校や保育所、公民館と市街地のアクセス向上と伊勢湾側との連絡を強化するため、関係機関と連携して、(県)上野間布土線の国道247号までの未整備区間の整備を促進します。
- ・布土川の防災機能を向上させるため、関係機関と協力して早期整備に努めます。
- ・効率的かつ適正な汚水処理に向け、生活排水処理施設の整備の促進に努めます。主に、合併処理浄化槽の整備を基本として進めていきます。

(3) 都市空間の整備方針

- ・都市計画公園の整備が行われるまでの間、点在する児童遊園やちびっこ広場、社寺林などの連携・活用により空間の確保を行います。
- ・内陸部の丘陵地一帯の樹林地や農地を保全するため、都市的土地利用の抑制に努めます。また、観光農園など多面的な活用方策を検討します。
- ・交通軸に位置づけられた(都)知多東部線、(都)武豊美浜線、(県)上野間布土線の沿道においては、周辺の自然環境と調和した落ち着いた色彩の建築物等とするとともに、緑化を推進し落ち着いた雰囲気 of 景観づくりに努めます。



【まちづくり方針図（布土地域）】

4.3 河和地域

4.3.1 地域の概況

(1) 地域の概況

河和地域の面積及び人口、土地利用状況、建物現況、地域地区について各種データを掲載します。

■数値データ

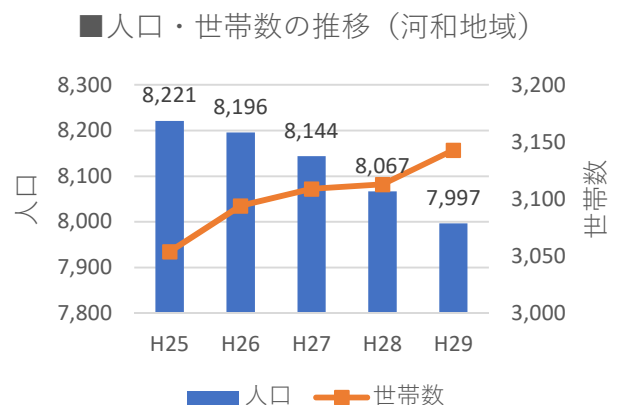
面積・人口	項目		市街化区域	全体
	面積(ha)		187.7	978.6
	人口(人)	H17年	8,099	8,777
		H27年	7,566	8,158
	人口増加率(%)		-6.58	-7.05
	人口密度(H27)		40.32	8.34
	世帯数(H27)		2,803	3,037
	平均世帯人数(H27)		2.70	2.69
土地利用現況	項目		面積(ha)	割合(%)
	都市的土地利用	住宅地	75.9	40.4
		商業用地	7.0	3.7
		工業用地	8.1	4.3
		公共・公益用地	14.0	7.5
		道路用地	30.3	16.1
		交通施設用地	1.2	0.6
		その他	12.1	6.4
		計	148.5	79.1
	自然的土地利用	農地	15.3	8.2
		山林	14.1	7.5
		水面・その他	9.8	5.2
		計	39.2	20.9
	合計		187.7	100.0
	※未利用地		29.4	15.7
	非可住地		58.5	31.2

※未利用地は、市街化区域内の農地・山林の面積です

建物現況	項目		面積(ha)	割合(%)
	用途別床面積	住宅地	37.0	73.3
		商業地	2.7	5.3
		工業地	4.6	9.1
		その他	6.2	12.3
		計	50.5	100.0
	木造率		77.69%	
都市計画地域地区	項目		面積(ha)	割合(%)
	第1種低層住居専用地域	第1種低層住居専用地域	3.2	1.7
		第2種低層住居専用地域	51.7	27.5
		第2種中高層住居専用地域	0.0	0.0
	第1種住居地域	第1種住居地域	111.7	59.5
		第2種住居地域	0.0	0.0
		準住居地域	0.0	0.0
	近隣商業地域	近隣商業地域	6.5	3.5
		商業地域	7.0	3.7
		準工業地域	7.6	4.0
	工業地域	工業地域	0.0	0.0
		計	187.7	100.0
	その他の地域地区		準防火地域：商業地域、近隣商業地域	

■人口動向

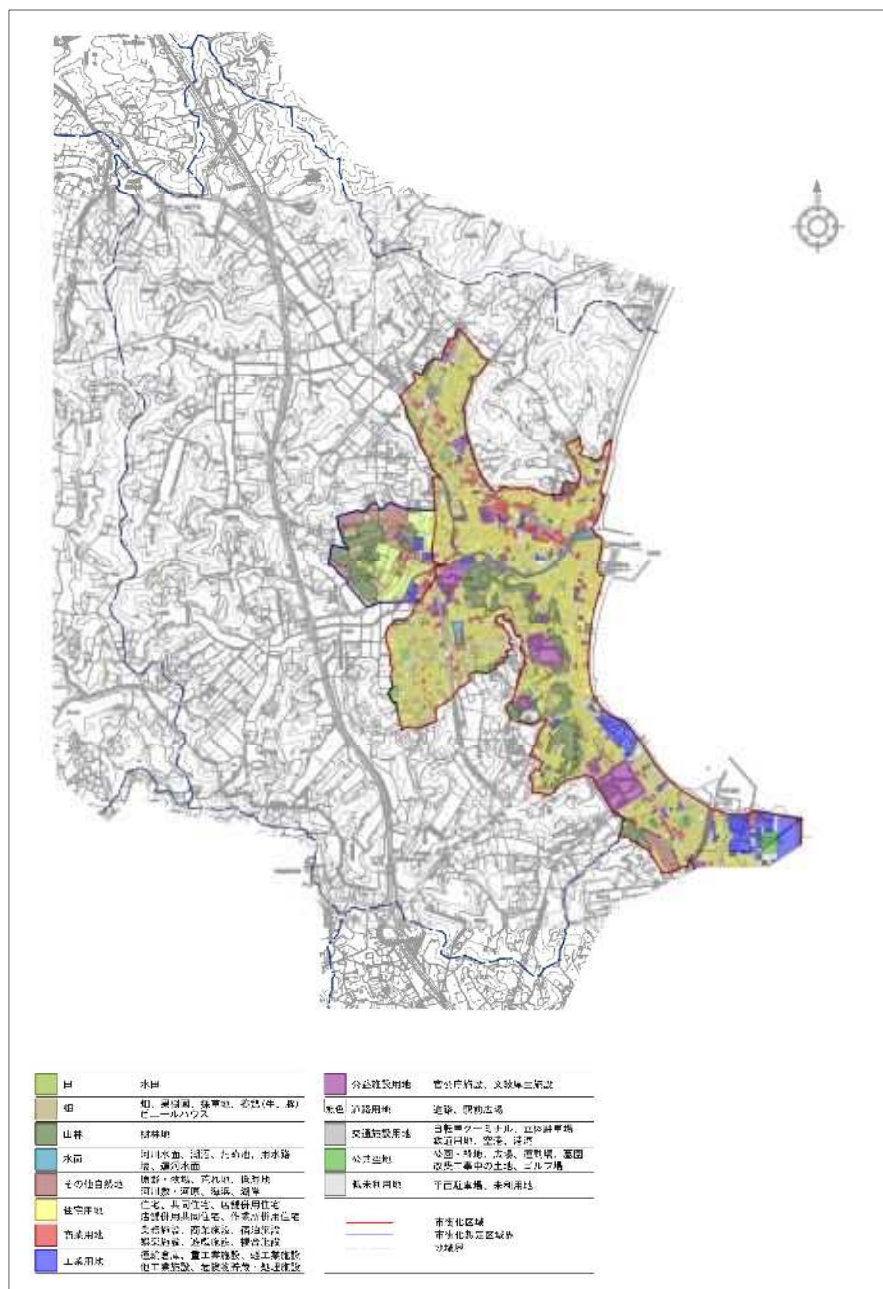
河和地域の人口動向は、国勢調査によると平成27年時点で8,158人、平成17年から平成27年の10年で、7.1%の減少率となっています。また、平成25年から平成29年の住民基本台帳による人口も平成29年時点で、7,997人と減少しています。人口は減少していますが世帯数は、増加傾向となっています。



資料：住民基本台帳人口

■土地利用

河和地域の市街化区域における土地利用の状況は、下図のとおりです。



【土地利用現況図】

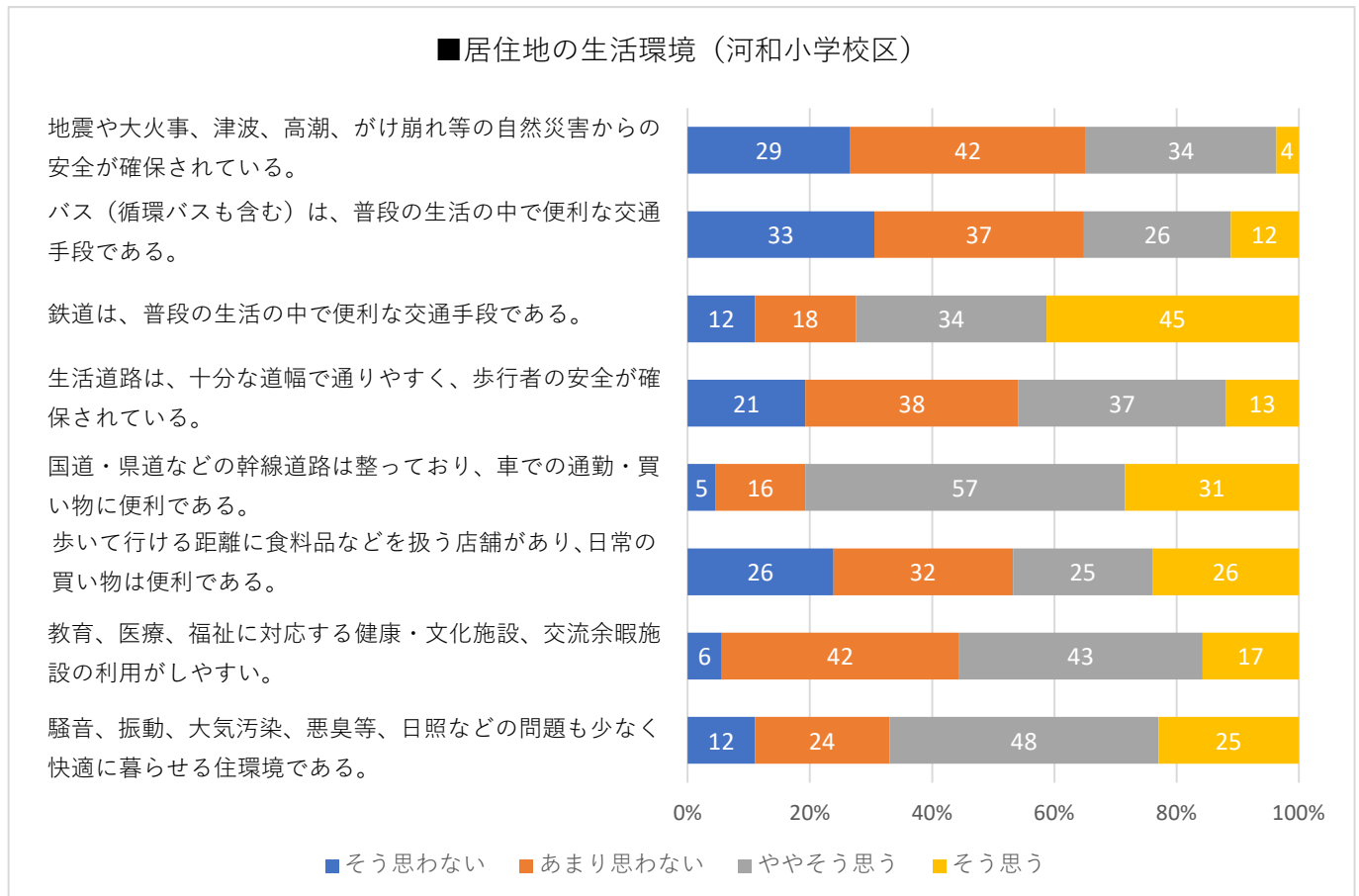
■主な特徴

- ・町の東部に位置し、名鉄河和線の始発駅河和駅を中心に、古くから南知多観光の玄関口として交通の要所となり発展してきた地域です。
- ・人口、世帯数は他地区に比べて最も多い状況にありますが、減少傾向にあります。
- ・河和駅周辺に商業地、河和漁港の周辺に工業地が形成されており、住居地・商業地・工業地用途の混在が見られます。
- ・土地区画整理事業も多く施行されており、3地区で事業が完了しています。
- ・地区南部に準工業地域があり、食品工場が立地しています。

- ・地域北西部には、美浜町総合公園、総合公園体育館、総合公園グラウンド、総合公園テニスコート、図書館、生涯学習センターがあります。
- ・美浜インターチェンジと南知多インターチェンジが立地しており、町の広域的な玄関口として観光や物流において重要な役割を担っています。

(2) 住民の意向

■現在の居住地の生活環境について



※快適に暮らせる住環境であるが、災害、バスについて十分でないと感じていることが読み取れます。

4.3.2 地域の課題

- ・河和駅周辺において交通結節機能の強化や地域住民と観光客を対象とした商業機能の充実
- ・「中心拠点」としての拠点性の向上
- ・面的整備が計画されている地区において、宅地需要動向を考慮した事業化の見直し検討
- ・幅員の狭い道路など基盤整備の遅れた市街地の整備・改善による安全な市街地環境の形成
- ・未整備である都市計画道路の早期開通、都市構造の骨格となる幹線道路網の確立
- ・河和駅周辺部において交通渋滞の解消に向けた整備
- ・美浜町総合公園と周辺施設との連携を図り、「教育・スポーツ拠点」としての拠点性の向上
- ・生活排水処理施設の整備により、公共用水域の水質保全と快適な居住環境の確保
- ・住宅と工場等が混在する準工業地域及びその周辺の居住環境の向上
- ・地域の人々が望む、身近な公園や広場などの空間の確保
- ・内陸部を中心にまとまった樹林地や農地の保全・活用
- ・歴史資源である河和城跡の保存・活用

4.3.3 まちづくりの目標

河和地域では、本町の中心拠点としてにぎわいを創出するためのまちづくりを進めていきます。河和駅周辺においては、地域住民のほか交通結節点として観光客を対象とした商業機能の立地を促進、誘導していきます。また、土地区画整理事業予定地においては、増加する世帯や新たな雇用者の宅地需要に柔軟に対応できるよう関係者との協議を引き続き行います。

【まちづくりの目標】

『町の中心拠点として、快適で魅力的なにぎわいのある地域づくり』

4.3.4 まちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

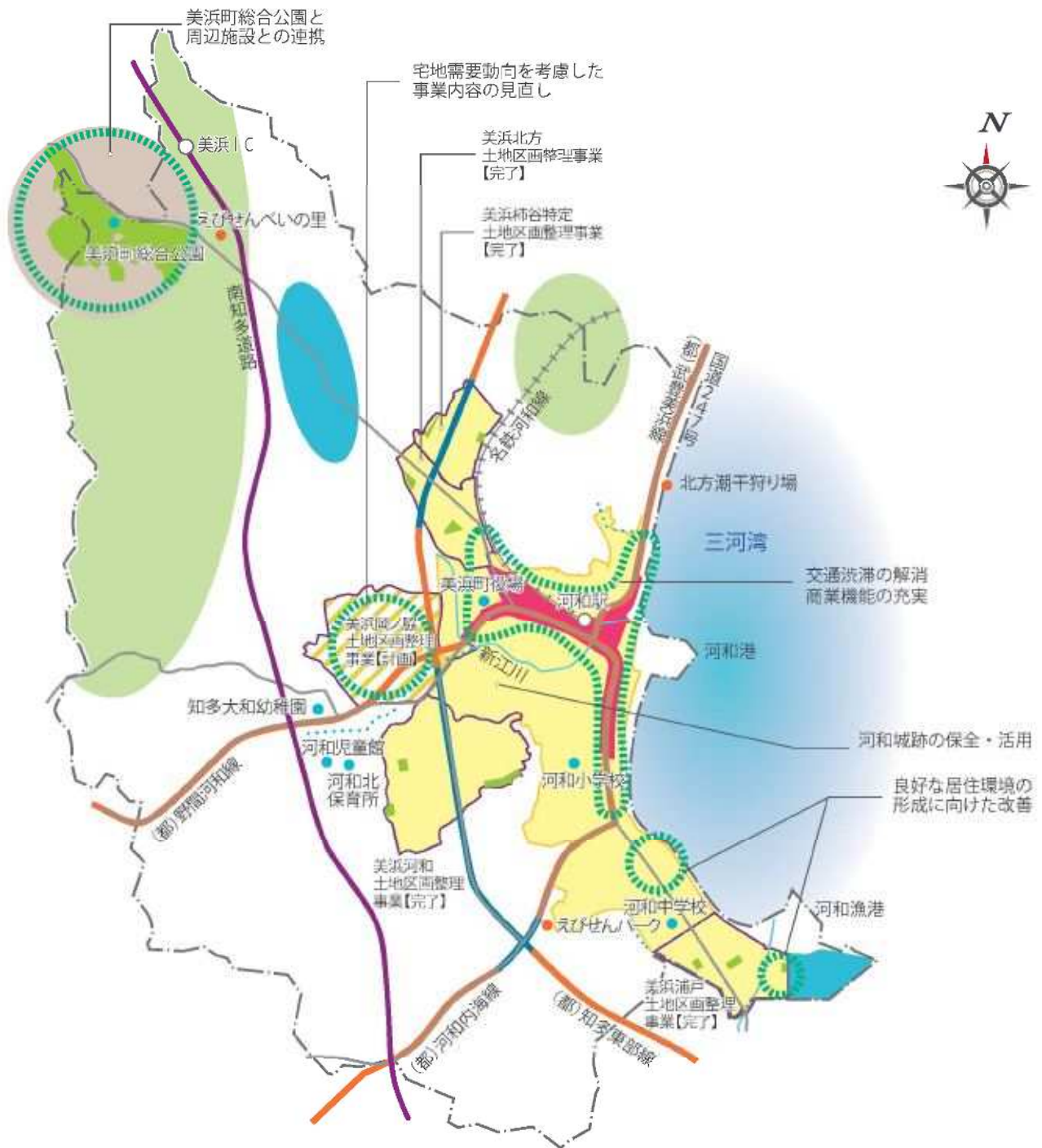
- ・河和駅周辺においては、「中心拠点」としてまちのにぎわいを創出するため、地域住民と観光客を対象とした商業機能の立地を促進、誘導し集積を図ります。
- ・面的整備が計画されている美浜岡ノ脇地区においては、関係者との協議を引き続き行います。ただし、美浜岡ノ脇地区においては、今後の社会経済情勢の変化に合わせ、増加する世帯や新たな雇用者の宅地需要などの受け皿の候補として柔軟に対応できるよう検討するものです。

(2) 都市施設の整備方針

- ・市街地においては、緊急車両の通行や災害活動の妨げにならないよう、建築行為時の道路後退などにより幅員の狭い道路の拡幅に努めます。
- ・関係機関と連携して、(都)知多東部線など未整備である都市計画道路の整備を促進します。
- ・交通結節点としての機能を高めるため、鉄道と離島への連絡船、自家用車、自転車、バス、タクシーとの乗り継ぎの円滑化に努めます。
- ・美浜町総合公園周辺においては「交流拠点」として、周辺施設との連携により拠点性を高めるとともに、未供用部分の整備を進めながら面的な活用を含めた機能の充実・活性化を図ります。
- ・効率的かつ適正な汚水処理に向け、生活排水処理施設の整備の促進に努めます。主に、合併処理浄化槽を基本として進めていきます。

(3) 都市空間の整備方針

- ・住宅と工場等が混在する地域においては、良好な居住環境の形成を図るため緩衝緑地などの整備に努めます。
- ・都市計画公園の整備が行われるまでの間は、点在する既存の児童遊園やちびっこ広場、社寺林などの連携・活用により空間の確保を行います。
- ・内陸部の丘陵地一帯の樹林地や農地を保全するため、都市的土地利用の抑制に努めます。また、観光農園など多面的な活用方策を検討します。
- ・河和城跡の保存・活用について地域住民と協議・検討します。
- ・河和駅周辺は、中心拠点にふさわしい、魅力的な景観づくりを進めます。
- ・交通軸に位置づけられた(都)知多東部線、(都)衣浦西部線、(都)野間河和線、(都)河和内海線、(県)小鈴谷河和線の沿道においては、周辺の自然環境と調和した落ち着いた色彩の建築物等とするとともに、緑化を推進し落ち着いた雰囲気のある景観づくりに努めます。



【まちづくり方針図（河和地域）】

4.4 河和南部地域

4.4.1 地域の概況

河和南地域の面積及び人口、土地利用状況、建物現況、地域地区について各種データを掲載します。

(1) 地域の概況

■数値データ

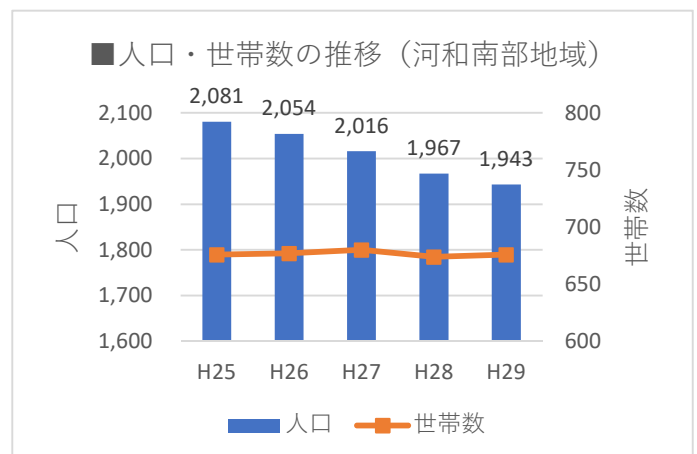
面積・人口	項目		市街化区域	全体
	面積(ha)		28.5	806.7
	人口(人)	H17年	350	2,015
		H27年	328	1,813
	人口増加率(%)		-6.29	-10.02
	人口密度(H27)		11.51	2.25
	世帯数(H27)		110	591
	平均世帯人数(H27)		2.98	3.07
土地利用現況	項目		面積(ha)	割合(%)
	都市的土地利用	住宅地	3.7	13.0
		商業用地	4.1	14.5
		工業用地	0.6	2.2
		公共・公益用地	0.4	1.5
		道路用地	1.3	4.6
		交通施設用地	0.0	0.0
		その他	16.4	57.4
		計	26.6	93.2
	自然的土地利用	農地	1.0	3.6
		山林	0.0	0.0
		水面・その他	0.9	3.2
		計	1.9	6.8
	合計		28.5	100.0
	※未利用地		1.0	3.6
	非可住地		7.1	24.7

※未利用地は、市街化区域内の農地・山林の面積です

建物現況	項目		面積(ha)	割合(%)
	用途別床面積	住宅地	1.6	53.3
		商業地	1.0	33.3
		工業地	0.3	10.0
		その他	0.1	3.3
		計	3.0	100.0
	木造率		80.42%	
都市計画地域地区	項目		面積(ha)	割合(%)
	第1種低層住居専用地域	第1種低層住居専用地域	0.0	0.0
		第2種低層住居専用地域	0.0	0.0
		第2種中高層住居専用地域	0.0	0.0
	第1種住居地域	第1種住居地域	7.1	24.8
		第2種住居地域	0.0	0.0
	準住居地域	準住居地域	0.0	0.0
		近隣商業地域	3.9	13.7
	商業地域	商業地域	0.0	0.0
		準工業地域	4.4	15.6
	工業地域	工業地域	13.1	46.0
		計	28.5	100.0
	その他の地域地区		準防火地域：近隣商業地域	

■人口動向

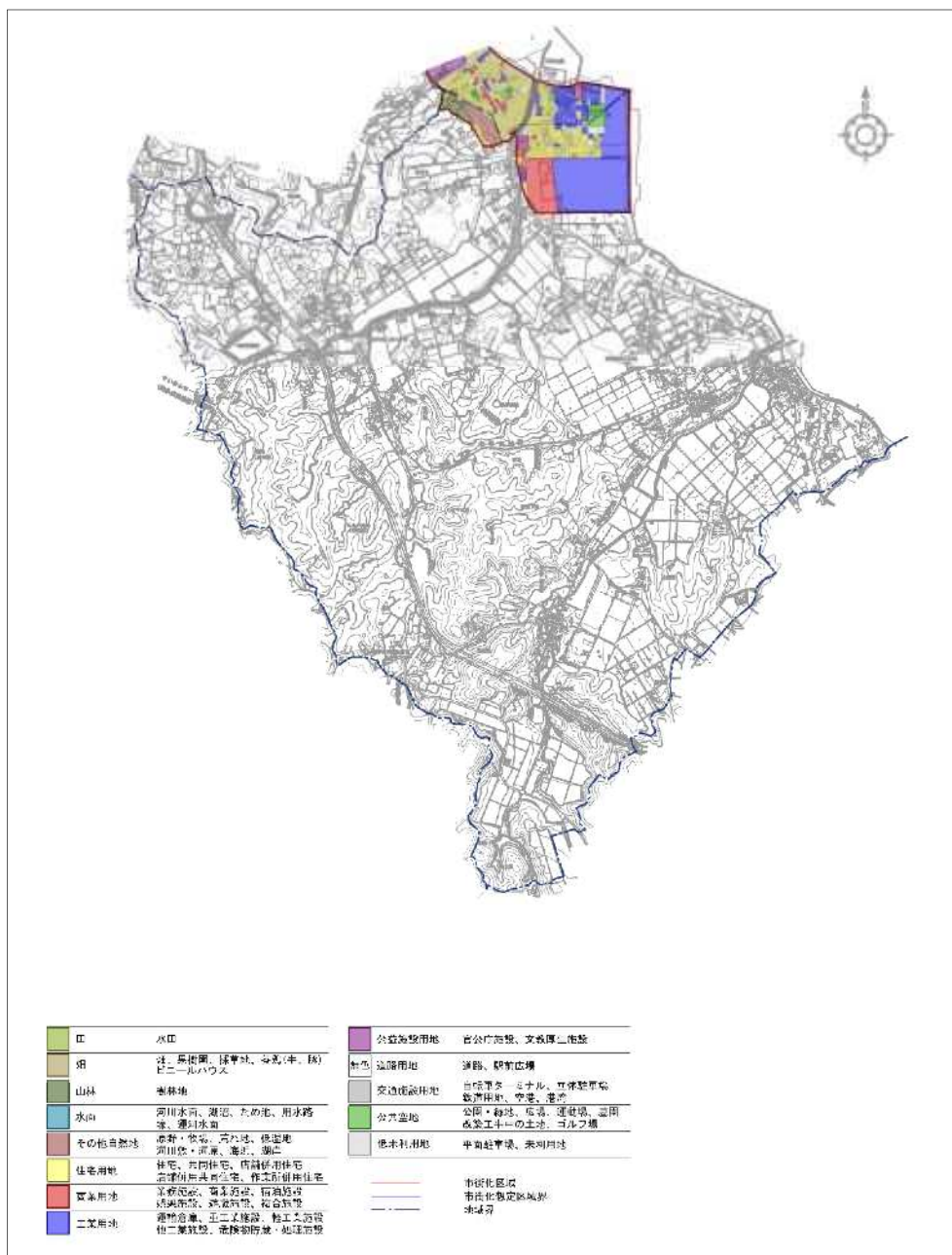
河和地域の人口動向は、国勢調査によると平成27年時点で1,813人、平成17年から平成27年の10年で、10.0%の減少率となっています。また、平成25年から平成29年の住民基本台帳による人口も平成29年時点で、1,943人と減少しています。世帯数は、ほぼ横ばいの状況となっています。



資料：住民基本台帳人口

■土地利用

河和南地域の市街化区域における土地利用の状況は、下図のとおりです。



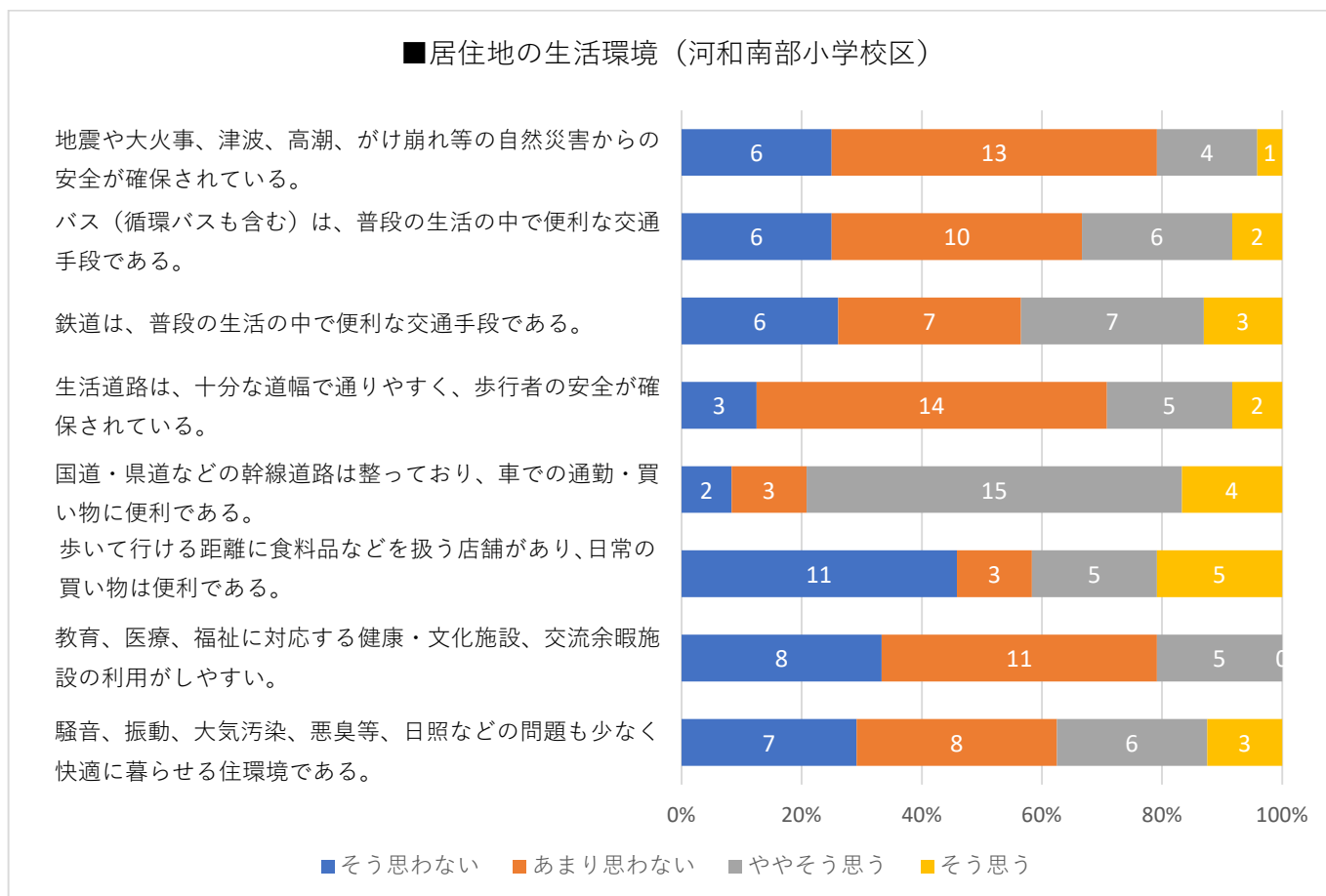
【土地利用現況図】

■主な特徴

- ・町の南東部に位置し、緑が多く残された田園地帯を形成しています。
- ・あさりの養殖が行なわれており、シーズンには多くの潮干狩り客が訪れます。
- ・他地区に比べて人口流出が著しいです。
- ・市街化区域は主に工業系用途地域からなっています。
- ・都築紡績工場跡地には平成21年3月カインズホームとフィールが立地しました。
- ・ほとんどが農地及び山林からなり、地域北東部の親海部に市街化区域がわずかに指定されています。
- ・観光開発計画区域となっている国道247号沿いには、観光集客施設が立地しています。
- ・古布インターチェンジが立地しています。

(2) 住民の意向

■現在の居住地の生活環境について



※災害、バス、生活道路、教育・医療・福祉、住環境について十分でないと感じていることが読み取れます。

4.4.2 地域の課題

- ・観光開発計画区域に位置づけられている国道247号沿いの観光集客機能を維持
- ・幅員の狭い道路など、基盤整備の遅れた市街地の整備・改善による安全な市街地環境の形成
- ・未整備である都市計画道路を早期開通し、都市構造の骨格となる幹線道路網の確立
- ・五宝川の整備により、地域の安全性を高めるとともに、住民の身近な自然としての親水性を確保
- ・生活排水処理施設の整備により、公共用水域の水質保全と快適な居住環境の確保
- ・地域の河川環境の向上に資するソフト対策の検討
- ・内陸部を中心にまとまった樹林地や農地の保全・活用

4.4.3 まちづくりの目標

河和南部地域では、河和漁港周辺に位置する地域を「地域活力拠点」と位置づけ、産業機能の誘致・集積を図ります。また、産業拠点の機能強化及び市街地内への通過交通を排除するため、関係機関と連携して(都)知多東部線の整備を促進します。

【まちづくりの目標】

『地域活力拠点として展開を図りつつ、豊かな自然との共生を図る地域づくり』

4.4.4 まちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

- ・河和漁港周辺に位置する地域を「地域活力拠点」と位置づけ、産業機能の誘致・集積を図ります。

(2) 都市施設の整備方針

- ・河和漁港周辺に位置する地域においては、必要に応じて道路等の都市基盤を再整備するなど産業が集積しやすい環境づくりを行います。

- ・市街地においては、緊急車両の通行や災害活動の妨げにならないよう、建築行為時の道路後退などにより幅員の狭い道路の拡幅に努めます。

- ・関係機関と連携して、(都)知多東部線など未整備である都市計画道路の整備を促進します。

- ・五宝川の防災機能を向上させるため、関係機関と協力して早期整備に努めます。また、五宝川上流部については、多自然川づくりを基本とし、親水機能を高めた整備を図ります。

- ・効率的かつ適正な汚水処理に向け、生活排水処理施設の整備の促進に努めます。主に、合併処理浄化槽の整備を基本として進めていきます。

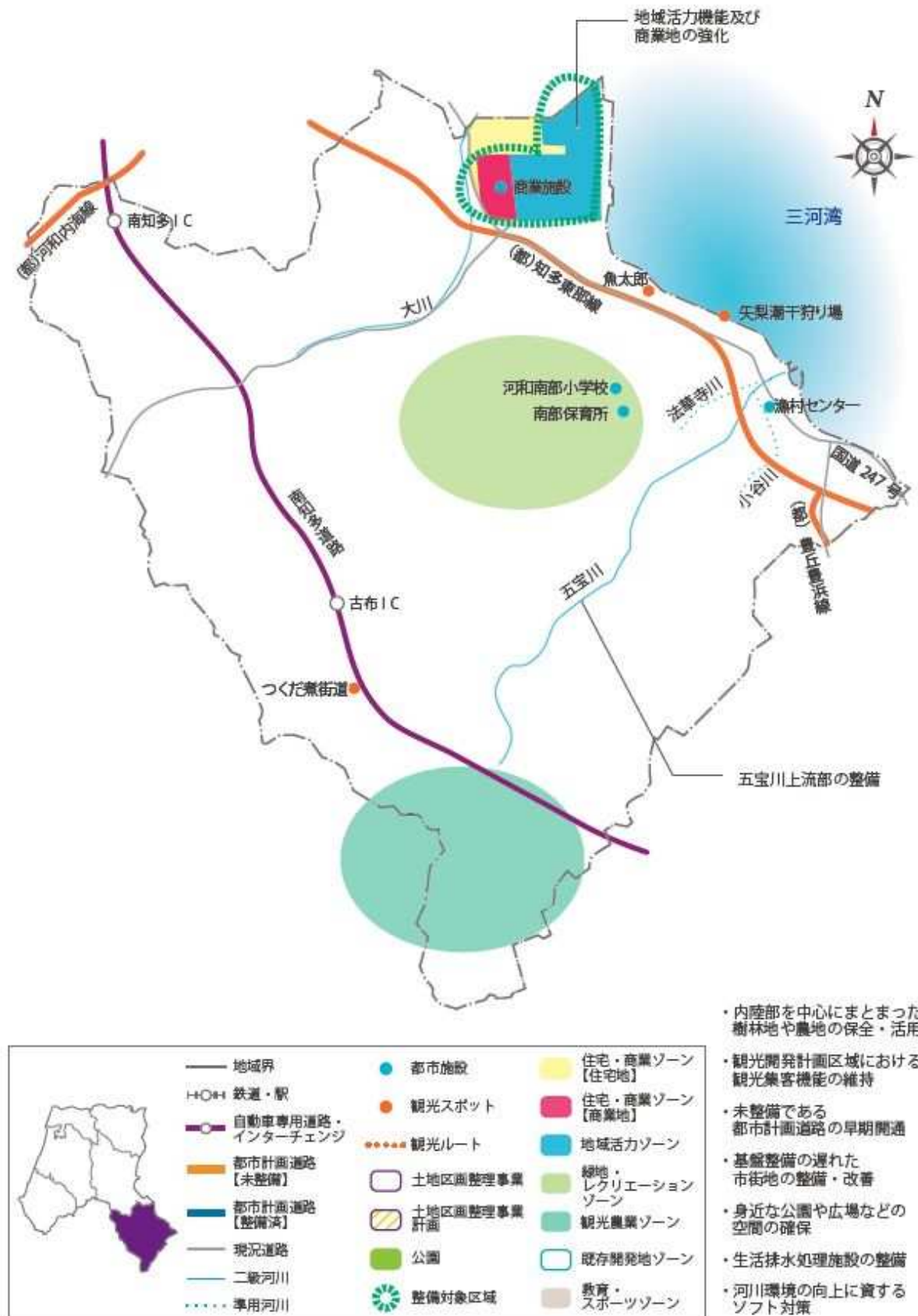
(3) 都市空間の整備方針

- ・河和漁港周辺に位置する工業用地のうち、住宅地と隣接する箇所においては、隣接する住宅地の居住環境の悪化を防止するため、緩衝緑地などの整備に努めます。

- ・地域住民による河川水質浄化運動の展開を促進、支援します。

- ・国道247号沿道においては、観光開発計画区域に位置付けられており、周辺の自然環境と調和した落ち着いた色彩の建築物等とするとともに、緑化を推進し落ち着いた雰囲気 of 景観づくりに努めます。

- ・内陸部の丘陵地一帯の樹林地や農地を保全するため、都市的土地利用の抑制に努めます。また、観光農園など多面的な活用方を検討します。



【まちづくり方針図（河和南地域）】

4.5 野間地域

4.5.1 地域の概況

野間地域の面積及び人口、土地利用状況、建物現況、地域地区について各種データを掲載する。

(1) 地域の概況

■数値データ

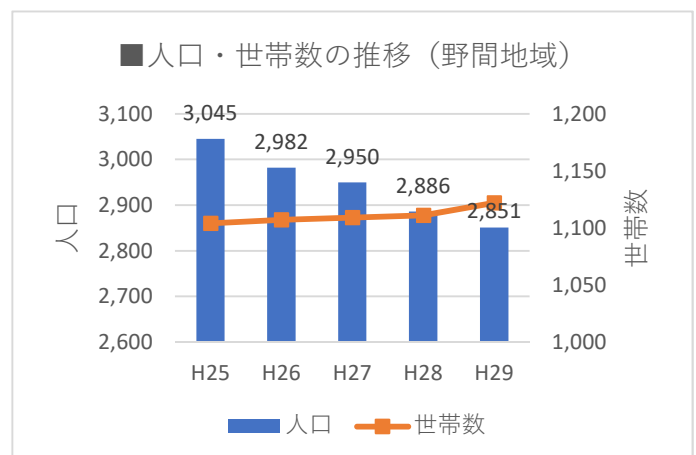
面積・人口	項目		市街化区域	全体
	面積(ha)		80.1	723.1
	人口(人)	H17年	2,730	4,191
		H27年	1,987	3,282
	人口増加率(%)		-27.22	-21.69
	人口密度(H27)		24.79	4.54
	世帯数(H27)		773	1,180
	平均世帯人数(H27)		2.57	2.78
土地利用現況	項目		面積(ha)	割合(%)
	都市的 土地 利用	住宅地	41.3	51.6
		商業用地	2.9	3.6
		工業用地	2.8	3.5
		公共・公益用地	7.2	9.0
		道路用地	7.8	9.7
		交通施設用地	0.0	0.0
		その他	3.6	4.5
		計	65.6	81.8
	自然的 土地 利用	農地	8.6	10.8
		山林	2.1	2.6
		水面・その他	3.8	4.7
		計	14.6	18.2
	合計		80.1	100.0
	※未利用地		10.8	13.4
	非可住地		19.7	24.6

※未利用地は、市街化区域内の農地・山林の面積です

建物現況	項目		面積(ha)	割合(%)
	用途別床面積	住宅地	12.8	72.7
		商業地	1.3	7.4
		工業地	1.4	8.0
		その他	2.1	11.9
		計	17.6	100.0
	木造率		86.14%	
都市計画	地域地区	項目	面積(ha)	割合(%)
		第1種低層住居専用地域	0	0.0
		第2種低層住居専用地域	0	0.0
		第2種中高層住居専用地域	0	0.0
		第1種住居地域	71.0	88.6
		第2種住居地域	0	0.0
		準住居地域	0	0.0
		近隣商業地域	9.1	11.4
		商業地域	0	0.0
		準工業地域	0	0.0
		工業地域	0	0.0
		計	80.1	100.0
		その他の地域地区		準防火地域：近隣商業地域

■人口動向

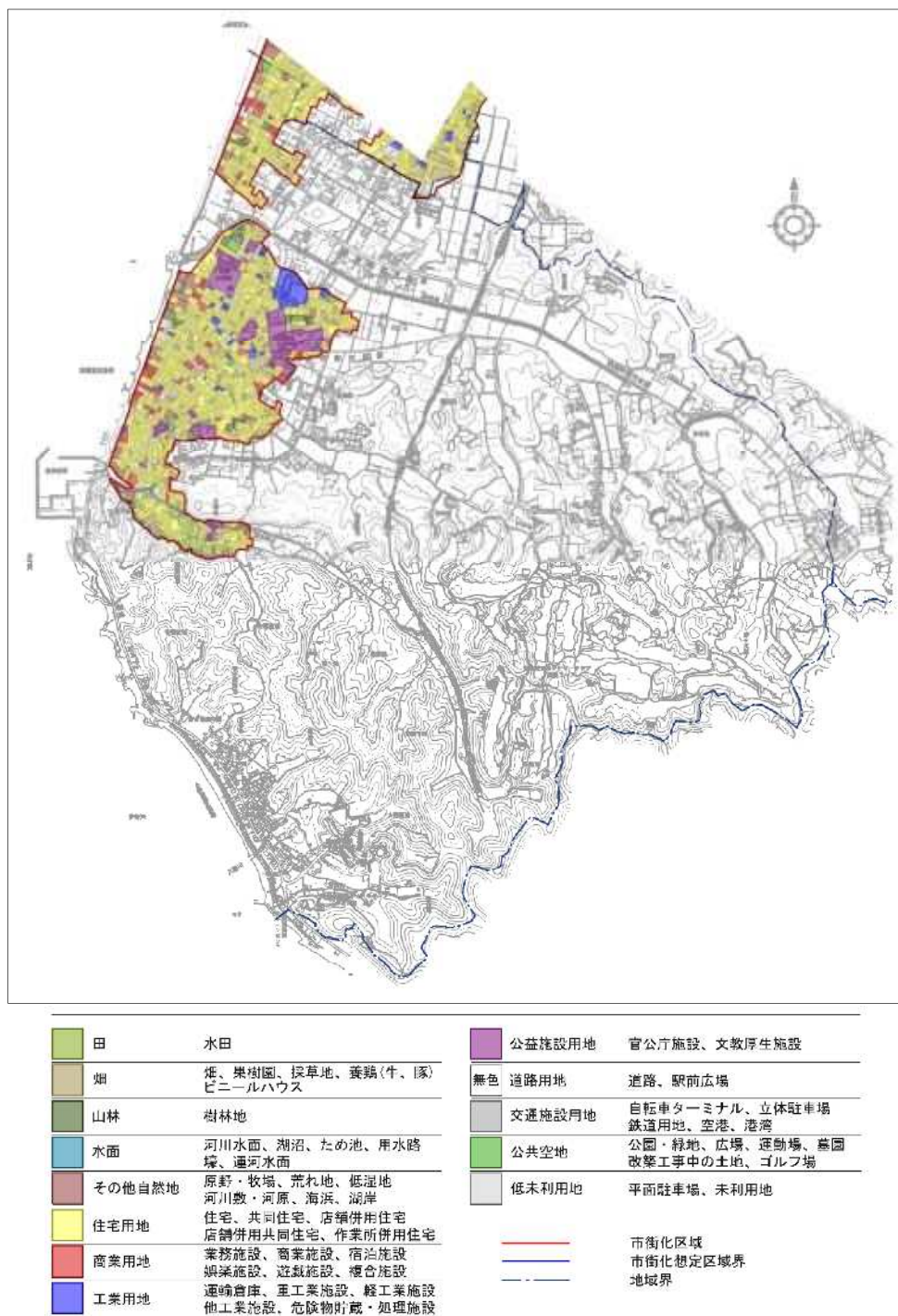
野間地域の人口動向は、国勢調査によると平成27年時点で3,282人、平成17年から平成27年の10年で、21.7%の減少率となっています。また、平成25年から平成29年の住民基本台帳による人口も平成29年時点で、2,851人と減少しています。世帯数は、ほぼ横ばい、微増の状況となっています。



資料：住民基本台帳人口

■土地利用

野間地域の市街化区域における土地利用の状況は、下図のとおりです。



【土地利用現況図】

■主な特徴

- ・町の南西部に位置し、野間大坊や灯台など歴史資源が多いことや、早くから海水浴場が開かれるなど、観光地として栄えてきた地域です。
- ・史跡の保存、整備が積極的に行なわれるとともに、愛知県美浜少年自然の家やゴルフ場等が整備されています。
- ・「自然との共生」「食と健康」をメインテーマに掲げ、本町の自然・産物・歴史などを生かした「食と健康の館」が建設されています。
- ・市街化区域内は、国道、県道を除き、道幅が狭く車のすれ違いが困難な箇所が多く見られます。



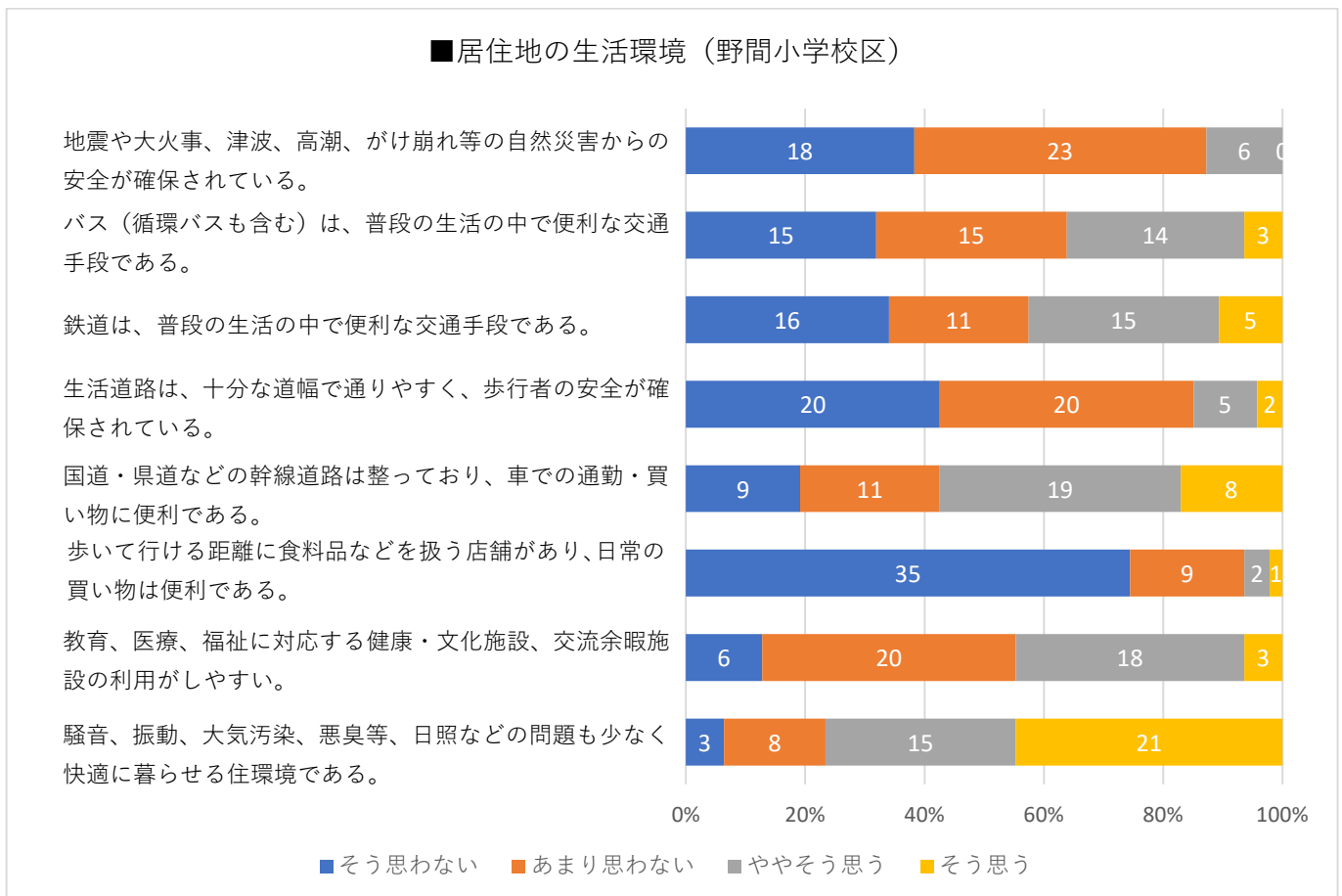
写真：野間大坊



写真：食と健康の館

(2) 住民の意向

■現在の居住地の生活環境について



※快適に暮らせる住環境ではあるが、災害、バス、生活道路、買い物について十分ではないと感じていることが読み取れます。

4.5.2 地域の課題

- ・「食と健康の館」周辺においては観光集客機能を維持・強化、「交流拠点」としての拠点性の向上
- ・野間海岸沿いの既存商業地における海洋レジャー客や遊覧客等を対象とした商業地の形成
- ・幅員の狭い道路など、基盤整備に遅れた市街地の整備・改善による安全な市街地環境の形成
- ・未整備である都市計画道路の早期開通、都市構造の骨格となる幹線道路網の確立
- ・生活排水処理施設の整備により、公共用水域の水質保全と快適な居住環境の確保
- ・地域の人が望む、身近な公園や広場などの空間の確保
- ・地域の河川環境の向上に資するソフト対策の検討
- ・内陸部を中心にまとまった樹林地や農地の保全・活用
- ・野間大坊など歴史資源の保全・活用

4.5.3 まちづくりの目標

野間地域では、野間海岸沿いの商業地に海洋レジャー客や遊覧客等を対象とした商業機能の立地を促進、誘導します。「交流拠点」である食と健康の館においては、面的な活用を含めた機能の充実・活性化を図ります。また野間大坊周辺においては、歴史資源を保全し、歴史的なまちなみ景観の形成などへの活用を検討します。

【まちづくりの目標】

『海洋レジャーや歴史文化を活かし観光レクリエーションによる発展を図る地域づくり』

4.5.4 まちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

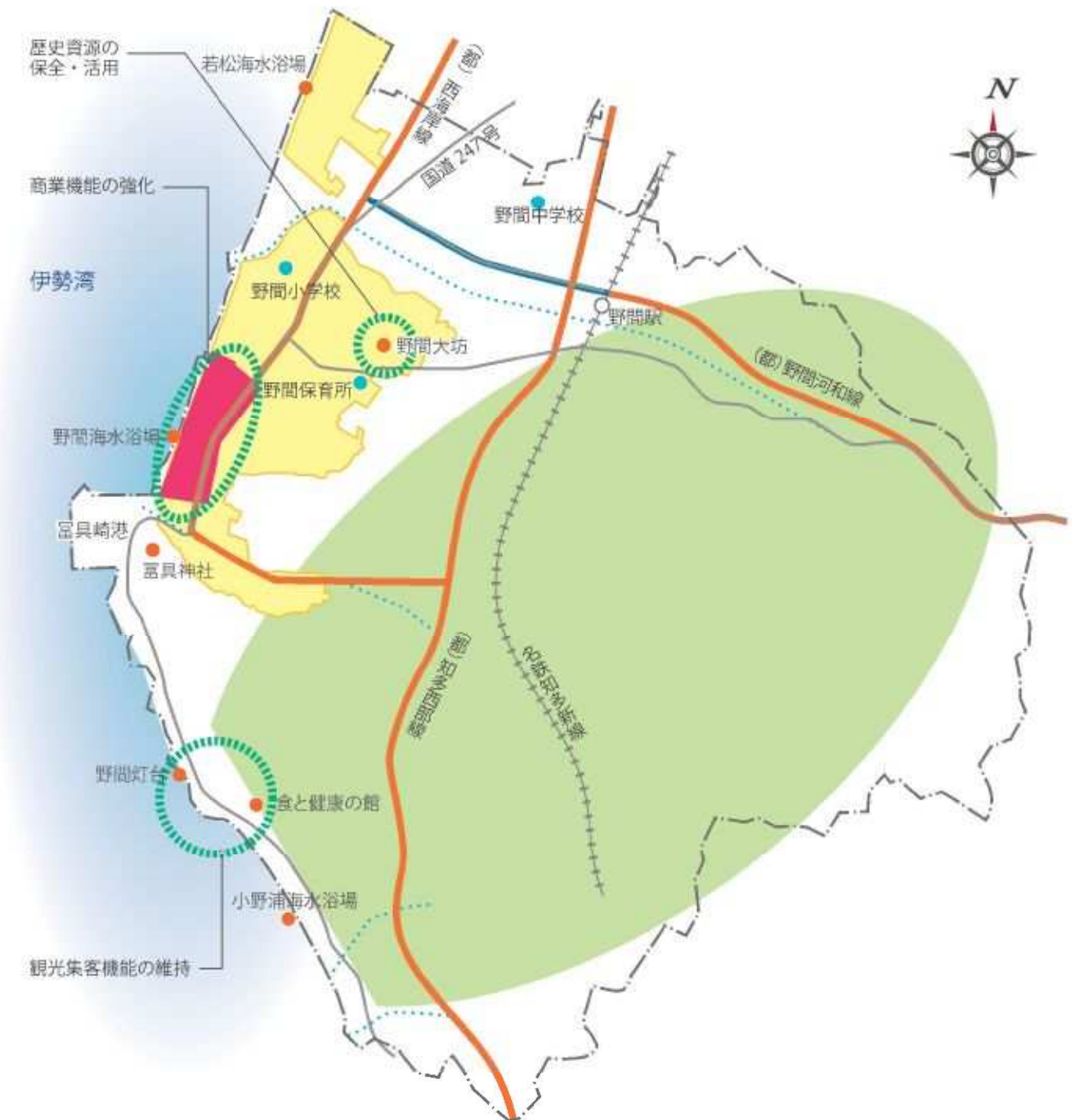
- ・食と健康の館周辺においては、市街化調整区域であることに配慮しつつ、「交流拠点」として面的な活用を含めた機能の充実・活性化を図ります。
- ・野間海岸沿いの既存商業地においては、海洋レジャー客や遊覧客等を対象とした商業機能の立地を促進、誘導し、商業地としての集積を維持します。

(2) 都市施設の整備方針

- ・市街地においては、緊急車両の通行や災害活動の妨げにならないよう、建築行為時の道路後退などにより幅員の狭い道路の拡幅に努めます。
- ・関係機関と連携して、(都)知多西部線、(都)野間河和線、(都)西海岸線など未整備である都市計画道路の整備を促進します。
- ・効率的かつ適正な汚水処理に向け、生活排水処理施設の整備の促進に努めます。主に、合併処理浄化槽の整備を基本として進めていきます。

(3) 都市空間の整備方針

- ・都市計画公園の整備が行われるまでの間は、点在する既存の児童遊園やちびっこ広場、社寺林などの連携・活用により空間の確保を行います。
- ・地域住民による河川水質浄化運動の展開を促進、支援します。
- ・内陸部の丘陵地一帯の樹林地や農地を保全するため、都市的土地利用の抑制に努めます。また、観光農園など多面的な活用方策を検討します。
- ・交通軸に位置づけられた(都)知多西部線、(都)西海岸線、(都)野間河和線の沿道においては、整備に際して周辺の自然環境と調和した落ち着いた色彩の建築物等とするとともに、緑化を推進し落ち着いた雰囲気、景観づくりに努めます。
- ・野間大坊など歴史資源を保全し、歴史的なまちなみ景観の形成などへの活用を検討します。



【まちづくり方針図（野間地域）】

4.6 奥田地域

4.6.1 地域の概況

奥田地域の面積及び人口、土地利用状況、建物現況、地域地区について各種データを掲載します。

(1) 地域の概況

■数値データ

面積・人口	項目		市街化区域	全体
	面積(ha)		108.0	1051.1
	人口(人)	H17年	4,253	4,870
		H27年	3,928	4,512
	人口増加率(%)		-7.64	-7.35
	人口密度(H27)		36.38	4.29
	世帯数(H27)		2,162	2,420
	平均世帯人数(H27)		1.82	1.86
土地利用現況	項目		面積(ha)	割合(%)
	都市的 土地 利用	住宅地	56.0	51.8
		商業用地	4.3	4.0
		工業用地	3.5	3.2
		公共・公益用地	3.4	3.1
		道路用地	10.7	9.9
		交通施設用地	0	0.0
		その他	6.7	6.2
		計	84.5	78.2
	自然的 土地 利用	農地	18.2	16.8
		山林	1.5	1.4
		水面・その他	3.92	3.6
		計	23.5	21.8
	合計		108.0	100.0
	※未利用地		19.6	18.2
	非可住地		19.0	17.6

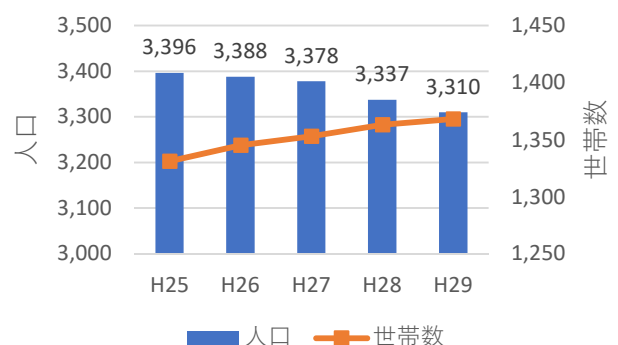
※未利用地は、市街化区域内の農地・山林の面積です

建物現況	項目		面積(ha)	割合(%)
	用途別床面積	住宅地	21.2	81.9
		商業地	1.3	5.0
		工業地	2.1	8.1
		その他	1.3	5.0
		計	25.9	100.0
	木造率		83.95%	
都市計画 地域地区	項目		面積(ha)	割合(%)
	第1種低層住居専用地域	第1種低層住居専用地域	0	0.0
		第2種低層住居専用地域	6.7	6.2
		第2種中高層住居専用地域	0	0.0
	第1種住居地域	第1種住居地域	91.3	84.6
		第2種住居地域	10.0	9.3
	準住居地域	準住居地域	0	0.0
		近隣商業地域	0	0.0
	商業地域	商業地域	0	0.0
		準工業地域	0	0.0
	工業地域	工業地域	0	0.0
		計	108.0	100.0
	その他の地域地区			

■人口動向

奥田地域の人口動向は、国勢調査によると平成27年時点で4,512人、平成17年から平成27年の10年で7.4%の減少率となっています。また、平成25年から平成29年の住民基本台帳による人口も平成29年時点で、3,310人と減少しています。人口は減少していますが、世帯数は増加傾向となっています。

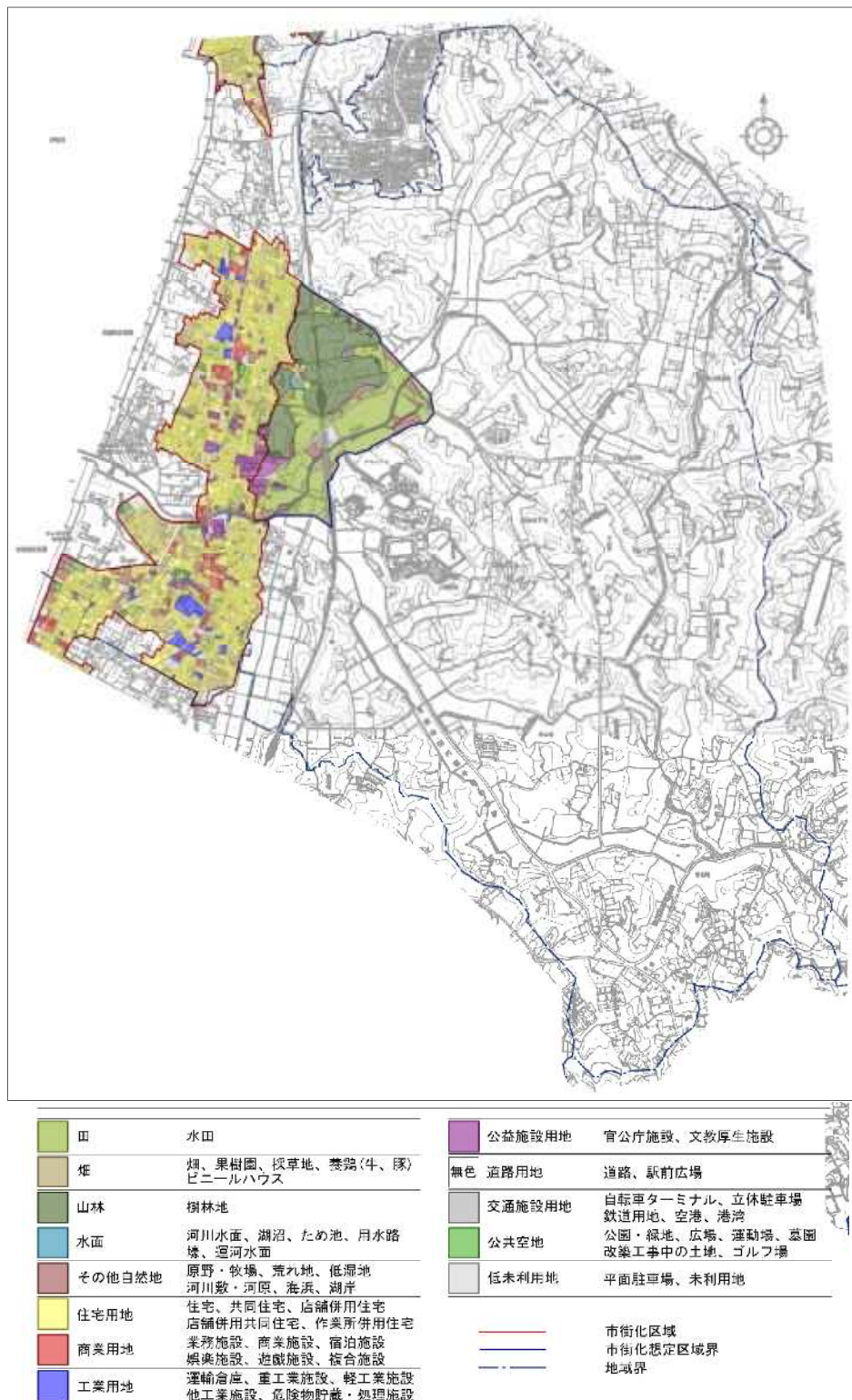
■人口・世帯数の推移（奥田地域）



資料：住民基本台帳人口

■土地利用

奥田地域の市街化区域における土地利用の状況は、下図のとおりです。



【土地利用現況図】

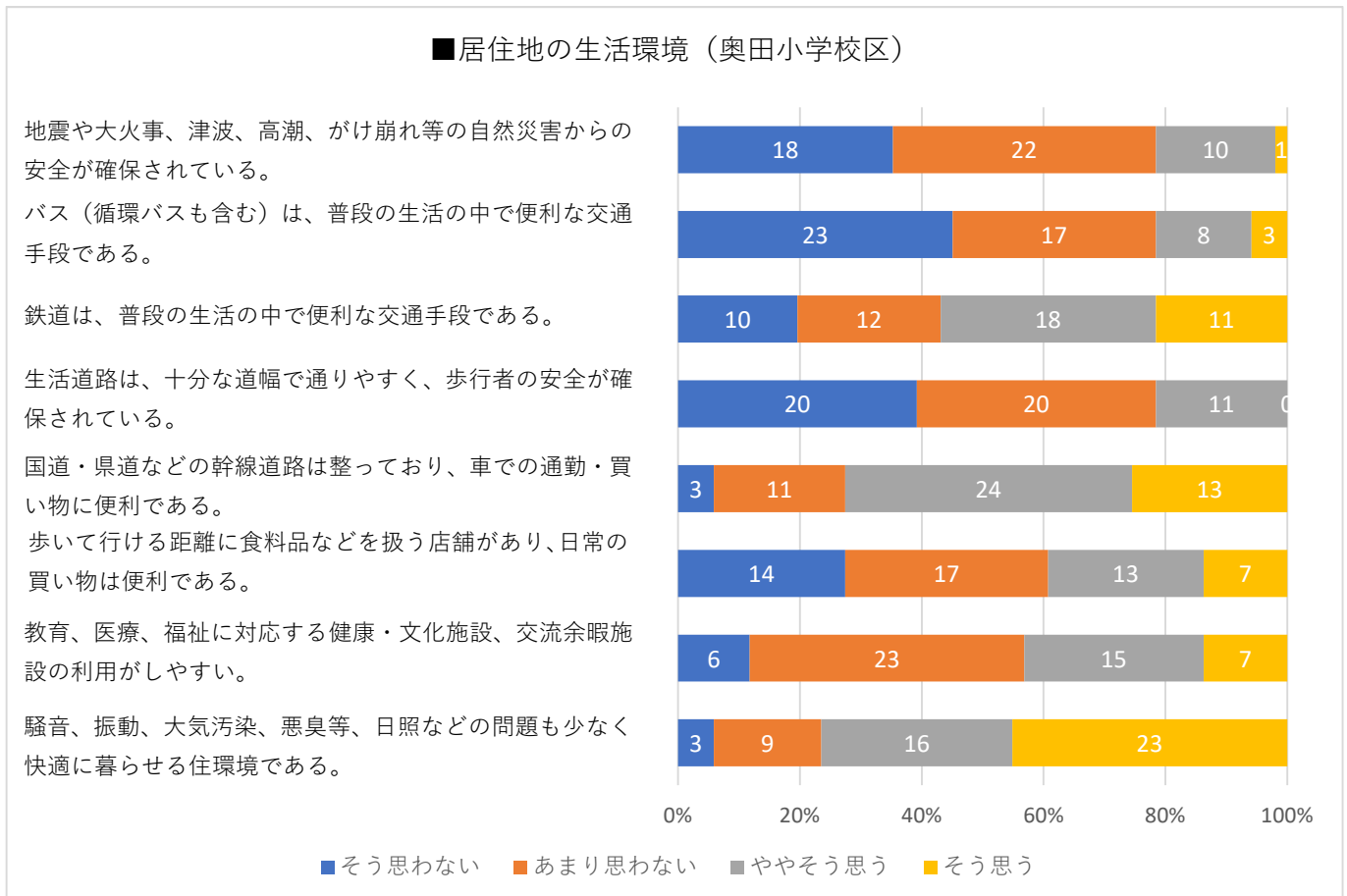
■主な特徴

- ・町の西部に位置し、南知多ビーチランドや日本福祉大学等の立地により農漁業、観光、学園都市など多様な顔を持つ地域となっています。
- ・下宿している学生が多いことから、平均世帯人数が低い地域です。
- ・国道247号沿いでは、学生向けの商業施設の立地が見られます。

- ・市街化区域内は、国道、県道、面的整備を行った箇所を除き、道幅が狭く車のすれ違いが困難な箇所が多く見られます。
- ・知多奥田駅は、日本福祉大学へのアプローチ駅として知多半島内でも有数の乗降客の多い駅です。
- ・人口動向は、学生などの流入により増加した時期もありましたが、現在は減少傾向にあります。

(2) 住民の意向

■現在の居住地の生活環境について



※快適に暮らせる住環境ではあるが、災害、バス、生活道路、買い物について十分ではないと感じていることが読み取れます。

4.6.2 地域の課題

- ・知多奥田駅周辺の交通結節機能の強化や学生と地域住民の利便性を重視した商業機能の充実
- ・美浜町運動公園の立地及び宅地需要動向を考慮した基盤整備、「中心拠点」としての拠点性の向上
- ・日本福祉大学美浜キャンパス周辺において交流機能を維持、「教育・スポーツ拠点」としての拠点性の維持
- ・市街地内の国道247号沿道における商業機能の充実、地域の生活利便性の向上
- ・幅員の狭い道路など基盤整備の遅れた市街地の整備・改善、安全な市街地環境の形成
- ・未整備である都市計画道路の早期開通、都市構造の骨格となる幹線道路網の確立
- ・山王川の整備により、地域の安全性を高めるとともに、住民の身近な自然としての親水性の確保
- ・生活排水処理施設の整備により、公共用水域の水質保全と快適な居住環境の確保
- ・地域の人々が望む、身近な公園や広場などの空間の確保
- ・内陸部を中心にまとまった樹林地や農地の保全・活用

4.6.3 まちづくりの目標

奥田地域では、学生と地域住民の日常生活を支える生活利便施設の立地、誘導を図ります。日本福祉大学においては、「教育・スポーツ拠点」としての機能を維持します。また、学生と地域住民が安全・安心に暮らし続けられるよう、生活道路や通学路などの安全性向上に取り組みます。

【まちづくりの目標】

『運動公園を中心とした地域住民と学生、観光客による交流を通じて活気のある地域づくり』

4.6.4 まちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

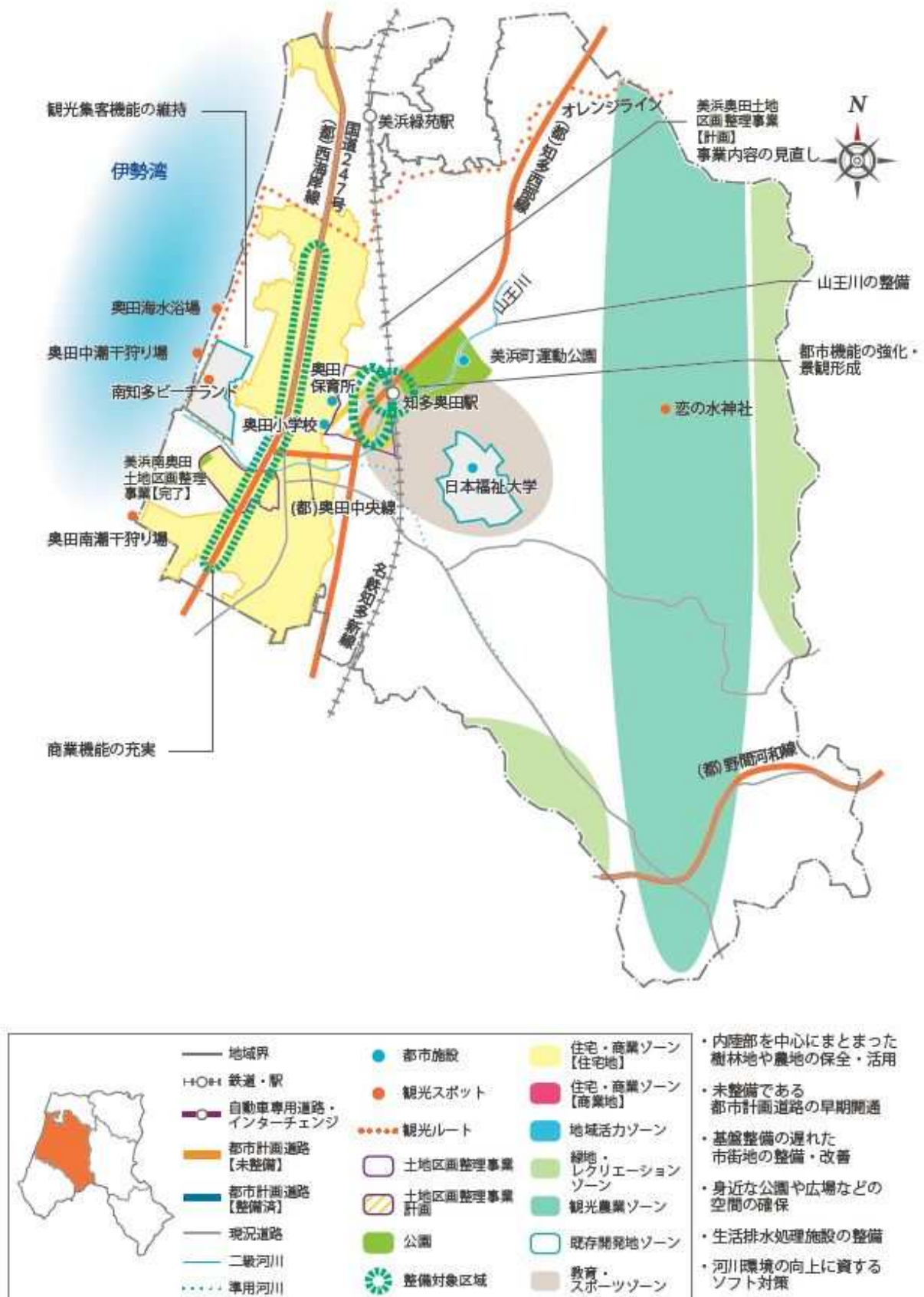
- ・知多奥田駅周辺においては、「中心拠点」として学生と地域住民の日常生活を支える生活利便施設の立地誘導を図ります。
- ・日本福祉大学周辺においては、「教育・スポーツ拠点」として運動公園の整備を推進し、周辺土地利用の整備、交流人口の増加を図ります。
- ・今後の社会情勢の変化に合わせ、増加する世帯や新たな雇用者の宅地需要などに対する受け皿として、住宅機能の導入も検討します。
- ・市街地内の国道247号沿道においては、地域住民の日常生活を支える生活利便施設の立地を許容します。

(2) 都市施設の整備方針

- ・市街地においては、緊急車両の通行や災害活動の妨げにならないよう、建築行為時の道路後退などにより幅員の狭い道路の拡幅に努めます。
- ・交通結節点としての機能を高めるため、鉄道と自家用車、自転車、バス、タクシーとの乗り継ぎの円滑化に努めます。
- ・関係機関と連携して、(都)知多西部線などの未整備である都市計画道路の整備を促進します。
- ・山王川は、浸水被害の解消の改修を関係機関と協力して進めていきます。また、山王川中流部については、多自然川づくりを基本とし親水機能をより高め、隣接する運動公園と一体的な整備を図ります。
- ・効率的かつ適正な污水处理に向け、生活排水処理施設の整備の促進に努めます。主に、合併処理浄化槽の整備を基本として進めていきます。

(3) 都市空間の整備方針

- ・都市計画公園の整備が行われるまでの間は、点在する既存の児童遊園やちびっこ広場、社寺林などの連携・活用により空間の確保を行います。
- ・内陸部の丘陵地一帯の樹林地や農地を保全するため、都市的土地利用の抑制に努めます。また、知多広域農道沿道を中心に観光農園や観光レクリエーションなど多面的な活用方策を検討します。
- ・知多奥田駅周辺においては、中心拠点としてふさわしい、魅力的な景観づくりを進めます。
- ・交通軸に位置づけられた(都)知多西部線、(都)西海岸線、(都)奥田中央線の沿道においては、周辺の自然環境と調和した落ち着いた色彩の建築物等とするとともに、緑化を推進し落ち着いた雰囲気の景観づくりに努めます。



【まちづくり方針図（奥田地域）】

4.7 上野間地域

4.7.1 地域の概況

上野間地域の面積及び人口、土地利用状況、建物現況、地域地区について各種データを掲載します。

(1) 地域の概況

■数値データ

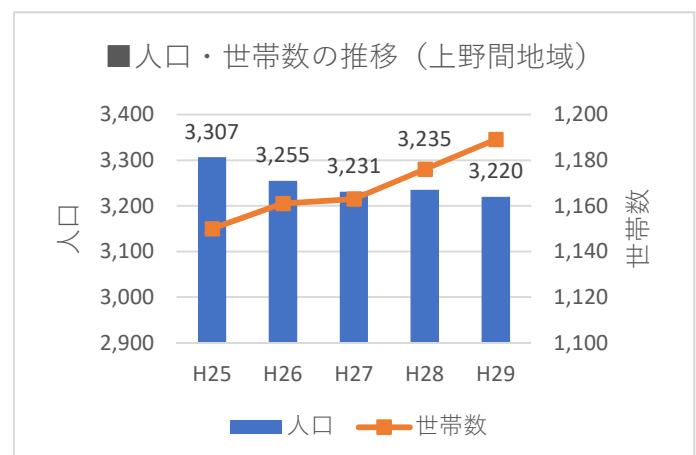
面積・人口	項目		市街化区域	全体
	面積(ha)		49.6	389.9
	人口(人)	H17年	1,764	3,433
		H27年	1,723	3,044
	人口増加率(%)		-2.32	-11.33
	人口密度(H27)		34.74	7.81
	世帯数(H27)		610	1,080
	平均世帯人数(H27)		2.82	2.82
土地利用現況	項目		面積(ha)	割合(%)
	都市的 土地 利用	住宅地	25.3	50.9
		商業用地	0.9	1.7
		工業用地	1.3	2.5
		公共・公益用地	0.3	0.6
		道路用地	8.0	16.0
		交通施設用地	0.1	0.2
		その他	3.1	6.2
		計	38.8	78.2
	自然的 土地 利用	農地	6.4	12.9
		山林	1.4	2.9
		水面・その他	3.0	6.0
		計	10.8	21.8
	合計		49.6	100.0
	※未利用地		7.8	15.8
	非可住地		12.2	24.5

※未利用地は、市街化区域内の農地・山林の面積です

建物現況	項目		面積(ha)	割合(%)
	用途別床面積	住宅地	10.2	90.3
		商業地	0.2	1.8
		工業地	0.8	7.1
		その他	0.1	0.9
		計	11.3	100.0
都市計画 地域地区	木造率		89.45%	
	項目		面積(ha)	割合(%)
	第1種低層住居専用地域	第1種低層住居専用地域	2.7	5.4
		第2種低層住居専用地域	10.9	21.9
		第2種中高層住居専用地域	0	0.0
	第1種住居地域	第1種住居地域	33.1	66.6
		第2種住居地域	0	0.0
		準住居地域	0	0.0
	近隣商業地域	近隣商業地域	3.0	6.0
		商業地域	0	0.0
		準工業地域	0	0.0
	工業地域	工業地域	0	0.0
		計	49.6	100.0
		その他の地域地区	準防火地域：近隣商業地域	

■人口動向

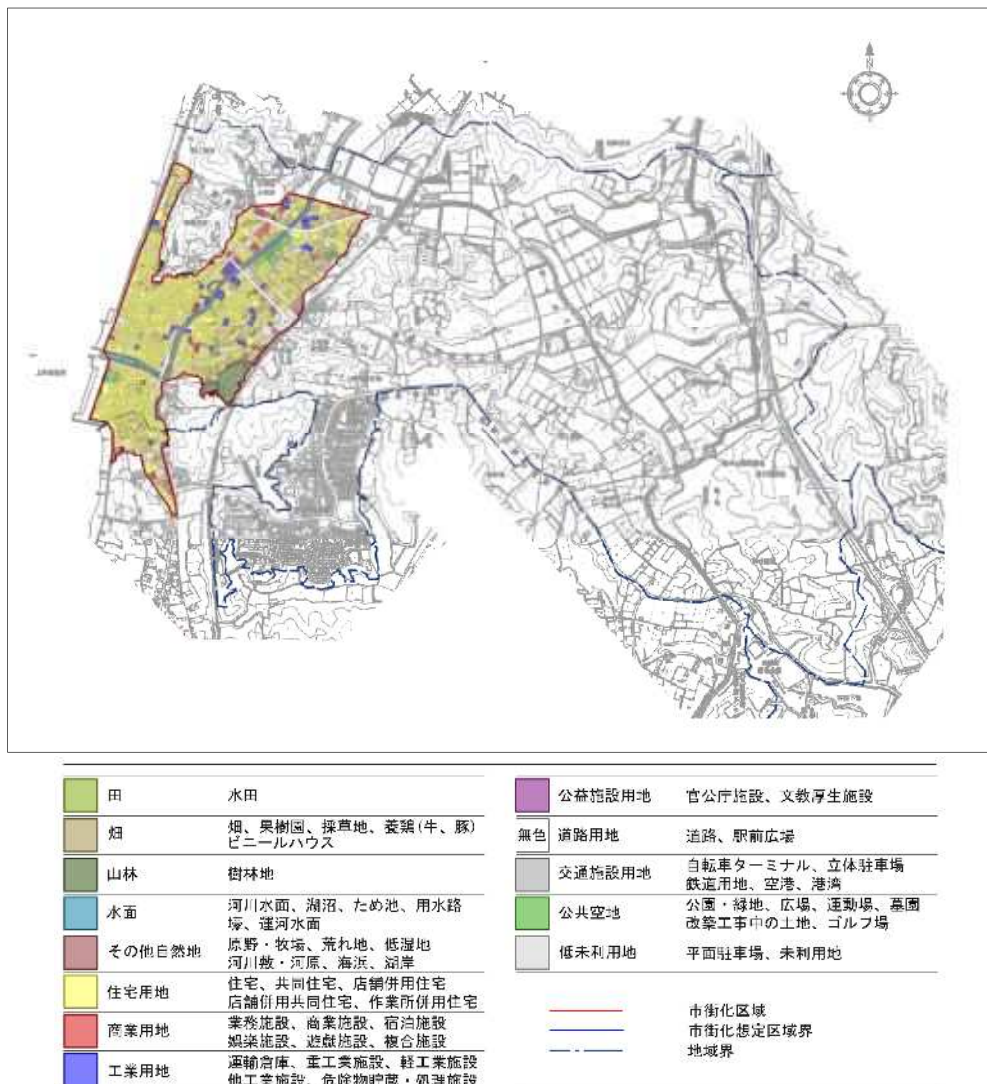
上野間地域の人口動向は、国勢調査によると平成27年時点で3,044人、平成17年から平成27年の10年で、11.3%の減少率となっています。また、平成25年から平成29年の住民基本台帳による人口も平成29年時点で、3,220人と減少しています。人口は減少していますが、世帯数は増加傾向となっています。



資料：住民基本台帳人口

■土地利用

上野間地域の市街化区域における土地利用の状況は、下図のとおりです。



【土地利用現況図】

■主な特徴

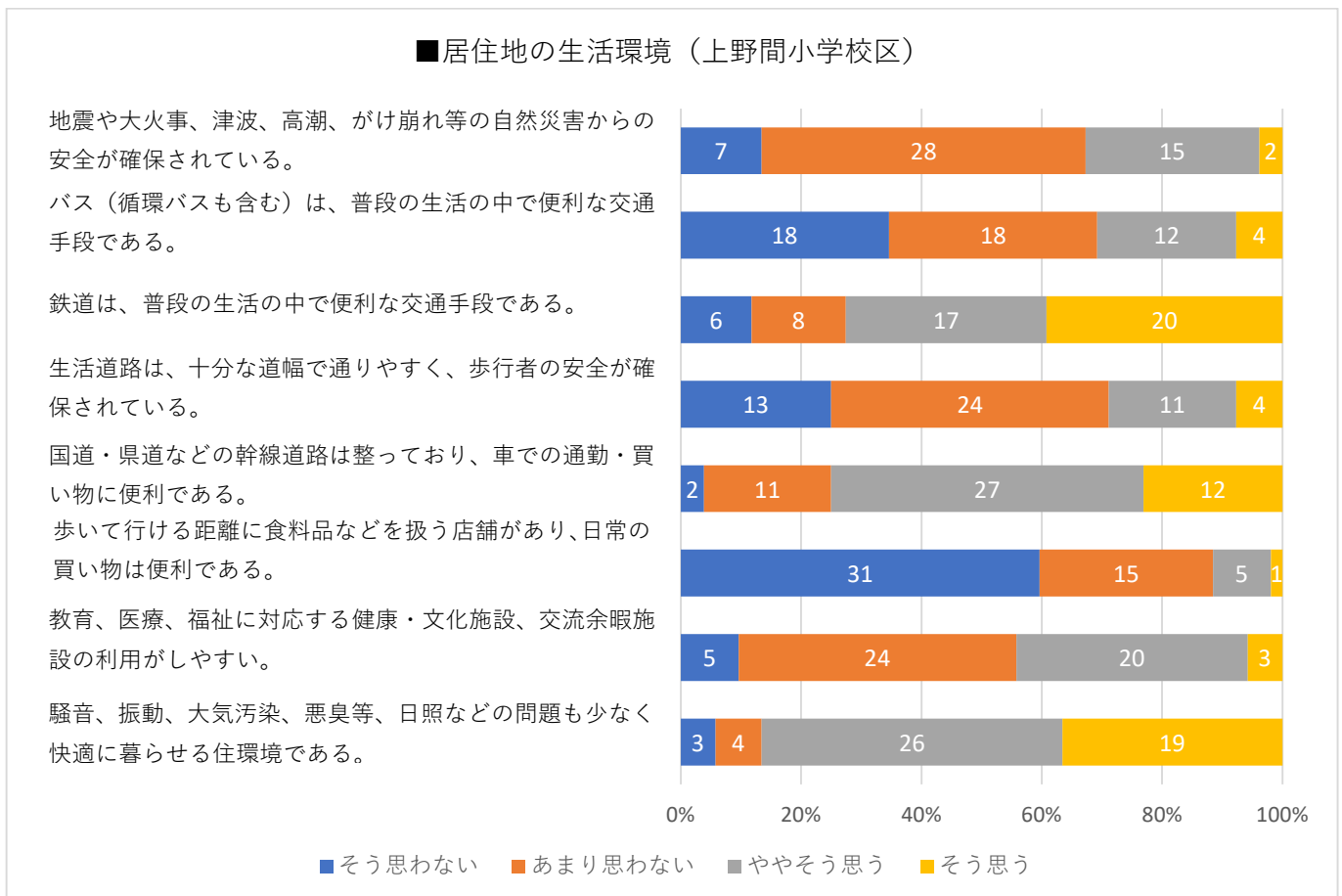
- ・町の北西部に位置し、美しい海岸や日本一の鵜のコロニー「鵜の池」を有しています。
- ・土地区画整理事業や団地開発により河和地域に次いで住宅の開発が行なわれています。
- ・上野間駅より西側の市街地は住宅中心です。
- ・国道247号沿道に商業施設が点在していますが、上野間駅周辺には商業が集積していません。
- ・国道247号は交通量も多く、特に休日の混雑度は高い状態にあります。
- ・市街化区域内は、国道、県道、面的整備を行った箇所を除き、道幅が狭く、車のすれ違いが困難な箇所が多く見られます。



写真：名鉄上野間駅

(2) 住民の意向

■現在の居住地の生活環境について



※快適に暮らせる住環境ではあるが、災害、バス、生活道路、買い物について十分ではないと感じていることが読み取れます。

4.7.2 地域の課題

- ・上野間駅周辺における地域の利便性を重視した商業機能の充実、「地域生活拠点」としての拠点性の向上
- ・ジョイフルファーム鶴の池周辺において観光集客機能の維持、「交流拠点」としての拠点性の維持
- ・面的整備が計画されている地区において、宅地需要動向を考慮した事業化の見直し検討
- ・幅員の狭い道路など、基盤整備の遅れた市街地の整備・改善、安全な市街地環境の形成
- ・未整備である都市計画道路を早期開通、都市構造の骨格となる幹線道路網の確立
- ・主要な公共・公益施設へ連絡する(県)小鈴谷河和線におけるアクセスの強化に向けた整備
- ・生活排水処理施設の整備により、公共用水域の水質保全と快適な居住環境の確保
- ・美浜緑苑団地における良好な環境の維持
- ・地域の人が望む、身近な公園や広場などの空間の確保
- ・地域の河川環境の向上に資するソフト対策の検討
- ・内陸部を中心にまとまった樹林地や農地の保全・活用

4.7.3 まちづくりの目標

上野間地域では、上野間駅周辺を「地域生活拠点」と位置づけ、地域住民の日常生活を支える商業機能の立地を促進、誘導します。ジョイフルファーム鵜の池周辺においては、「交流拠点」として機能強化を図ります。(都)知多西部線及び(県)小鈴谷河和線の歩道整備については関係機関と連携して整備を促進します。

【まちづくりの目標】

『自然と共生した質の高い居住環境の創出・継続と豊かな自然を活かした交流を図る地域づくり』

4.7.4 まちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

- ・上野間駅周辺においては、「地域生活拠点」として地域住民の日常生活を支える商業機能の立地誘導を図ります。
- ・地域の活性化に資するジョイフルファーム鵜の池周辺においては、「交流拠点」として機能の活性化を図ります。
- ・面的整備が計画されている美浜上野間駅南地区において、関係者との協議を引続き行うとともに、宅地需要動向を考慮しながら事業化の見直しを検討します。

(2) 都市施設の整備方針

- ・市街地においては、緊急車両の通行や災害活動の妨げにならないよう、建築行為時の道路後退などにより幅員の狭い道路の拡幅に努めます。
- ・関係機関と連携して、(都)知多西部線など未整備である都市計画道路の整備を促進します。
- ・(県)小鈴谷河和線においては、関係機関と連携して歩道等整備を促進します。
- ・効率的かつ適正な汚水処理に向け、生活排水処理施設の整備の促進に努めます。主に、合併処理浄化槽を基本として進めていきます。

(3) 都市空間の整備方針

- ・美浜緑苑団地においては、引き続き地区計画等を活用し、良好な環境の維持・保全に努めます。
- ・都市計画公園の整備が行われるまでの間は、点在する既存の児童遊園やちびっこ広場、社寺林などの連携・活用により空間の確保を行います。
- ・地域住民による河川水質浄化運動の展開を促進、支援します。
- ・内陸部の丘陵地一帯の樹林地や農地を保全するため、都市的土地利用の抑制に努めます。また、観光農園や観光レクリエーションなど多面的な活用方策を検討します。
- ・上野間駅周辺においては、景観整備の指針を作成し、魅力的な景観づくりを進めます。

・交通軸に位置づけられた(都)知多西部線、(都)西海岸線、(県)小鈴谷河和線の沿道においては、整備に際して周辺の自然環境と調和した落ち着いた色彩の建築物等とするとともに、緑化を推進し落ち着いた雰囲気 of 景観づくりに努めます。



写真：杉本美術館



【まちづくり方針図（上野間地域）】

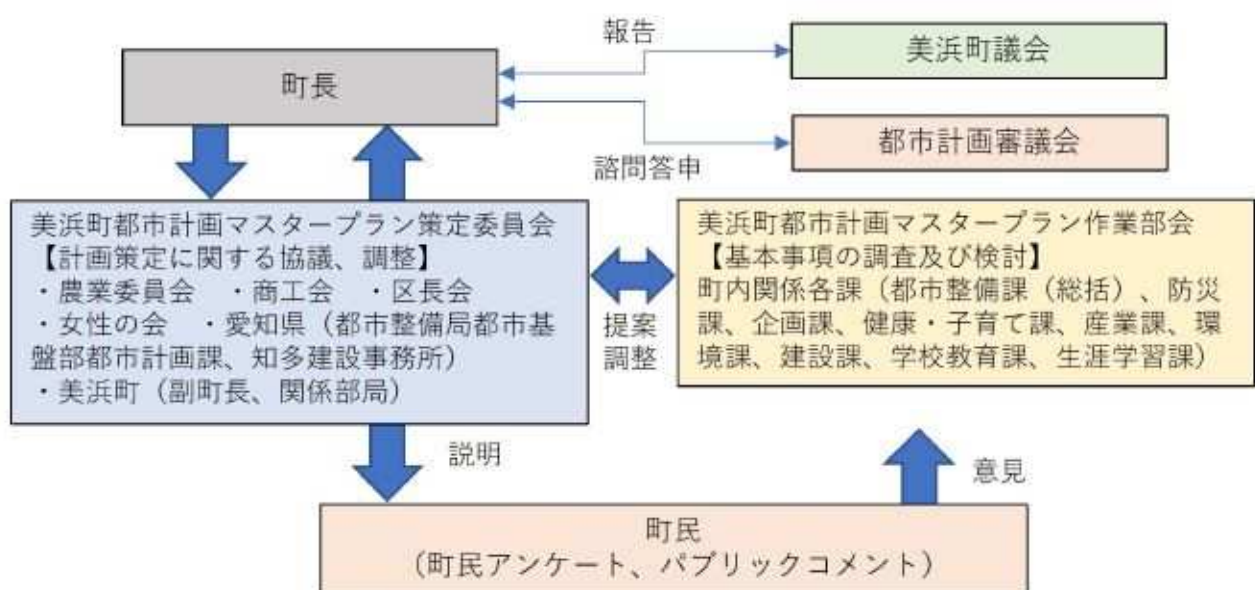
第5章 計画の推進

本章では、本計画を推進するための方策について整理します。

5.1 計画改定及び策定の進め方

5.1.1 まちづくりの推進方策

「美浜町都市計画マスタープラン」改定にあたっては、広報みはま、美浜町ホームページ等で積極的に情報発信を行うとともに、アンケート調査、パブリックコメント（意見募集）等により、町民の皆様のご意見・ご提言をより反映させた計画づくりを進めていきます。パブリックコメント（意見募集）等の実施に関するご案内については、広報みはま、美浜町ホームページにて周知します。



【都市計画マスタープラン改定の体制】

5.1.2 多様な主体による積極的な地域づくりの推進

(1) 協働によるまちづくりの推進

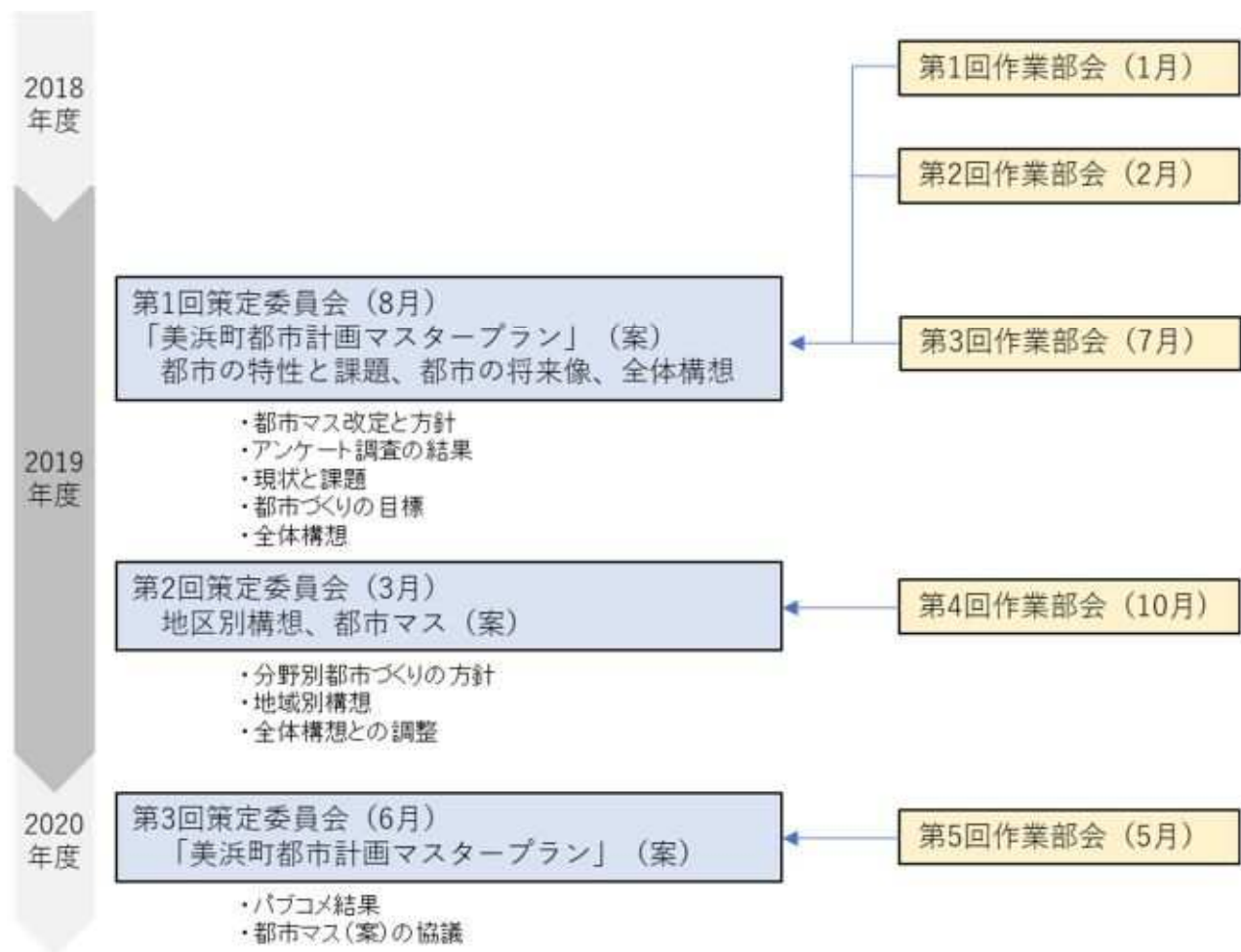
住民のニーズや価値観、生活様式の多様化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に伴い、町民生活を取り巻く地域の課題はますます複雑化しています。本計画で定める将来都市像を実現するためには、これまで以上に、美浜町と町民、自治会、事業者、日本福祉大学などの教育機関、NPO 法人などといったまちづくりの主体となる者同士が連携し、それぞれに求められる役割に応じて、地域課題の解決に取り組むことが求められます。

(2) 民間活力の積極的な導入

持続可能なまちづくりのためには、できるだけ税財源に頼ることのない公共サービスの提供が求められることから、PPP/PFI 手法による民間活力の導入に積極的に取り組めます。なお、この取組により、様々な場面で民間が持つ専門的な知識や技術が活用されることとなり、その結果、より一層質の高い公共サービスの提供が期待されます。

5.2 スケジュール

「美浜町都市計画マスタープラン」改定のスケジュールは下図のとおりです。



【都市計画マスタープラン改定スケジュール】

参考資料

【用語集】

◆A-Z

DID（人口集中地区）

Densely Inhabited District の略。国勢調査の集計において設定される統計地域で、人口密度が 4,000 人/k m²以上、かつ、合計人口が 5,000 人以上となる地域。

PFI

Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等に至るまでの全部又は一部に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、行政が直接実施するよりも効率的かつ効果的に行政サービスを調達する手法。

PPP

Public Private Partnership の略。行政と民間が連携することにより、民間の創意工夫等を活用し、最適な公共サービスを提供する仕組み。

◆あ行

あいちビジョン 2020

2030 年頃の社会経済を展望し、2020 年までに取り組むべき重点的な戦略を明らかにするとともに、県内各地域の取組方向を示した愛知県の地方計画。

愛知の都市づくりビジョン

本県をはじめ県内の各市町村、県民、民間企業等の様々な主体が取り組むべき共通の考え方・方向性を示すものであり、学識経験者にて構成する検討委員会における議論を踏まえ、とりまとめた案に基づき、県民意見提出制度（パブリック・コメント）を経て、県が策定したもの。

◆か行

交通結節点

鉄道の乗り継ぎ駅、道路のインターチェンジ、自動車からその他交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設、駅前広場のように交通動線が集中する箇所。

◆さ行

市街化区域

都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街地を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

将来推計人口

将来推計人口とは、将来の出生、死亡、ならびに国際人口移動について仮定を設け、これらに基づいて将来の人口規模ならびに男女・年齢構成の推移について推計を行ったもの（対象は外国人を含めた日本に在住する総人口）。

人口動態

ある一定期間内の人口変動。普通は 1 年間の出生と死亡、及び流入・流出を指す。人口動態はその地域の社会、経済的諸条件と密接な関係をもつので、その地域の諸特徴を示す一つの指標として利用される。

◆た行

知多都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画法第 6 条の 2 第 1 項に基づき愛知県が策定するもので、知多都市計画区域を対象として、一市町村を超える広域的な観点から、区域区分を始めとした都市計画の基本的な方針を定めたもの。

都市計画区域

土地利用の状況及び見通し、地形等の自然的条件、通勤、通学等の日常生活圏、主要な交通施設の設置の状況、社会的、経済的な区域の一体性等から総合的に判断し、実質上一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域。

◆な行

農業振興地域

自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域。

◆は行

パブリックコメント

公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に、意見・情報・改善案などを求める手続きをいう。

パーソントリップ調査

「どのような人が」「どのような目的で」「どこからどこへ」「どのような交通手段で」移動したかなどを調べるもの。そこから、鉄道や自動車、徒歩といった各交通手段の利用割合や交通量などを求めることができる。

◆ま行

美浜町第 5 次総合計画

本町のまちづくりの最上位計画で、町政を総合的かつ計画的に進めるための指針として、目指すまちづくりを実現するための施策等を明らかにしたもの。

◆や行

用途地域

将来目指すべき市街地の姿の実現に向け、地域の土地利用の現状と動向、道路等の公共施設の整備状況、住環境への影響等を総合的に勘案し、建築物の用途、形態等を制限する地域のことで、現在 13 種類に分類されている。

◆ら行

立地適正化計画

都市再生特別措置法第 81 条第 1 項に基づき策定する計画で、本町における住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画。居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設の設定等を行う。

【美浜町都市計画マスタープラン策定経緯】

項 目	開催（実施）日	内 容
住民アンケート	平成 30 年 8 月 8 日 ～9 月 3 日	住民意向を反映するためのアンケート調査
第 1 回作業部会	平成 31 年 1 月 25 日	「美浜町都市計画マスタープラン改定と方向性」について
第 2 回作業部会	平成 31 年 2 月 27 日	「美浜町都市計画マスタープラン改定と方向性」について
町民等意見提出制度 （パブリックコメント）	平成 31 年 3 月 15 日 ～4 月 15 日	提出意見：0 件（0 名）
第 3 回作業部会	令和 1 年 7 月 5 日	「美浜町都市計画マスタープラン改定と方向性」について
第 1 回策定委員会	令和 1 年 8 月 23 日	「美浜町都市計画マスタープラン」概要、全体構想
第 4 回作業部会	令和 1 年 10 月 3 日	「美浜町都市計画マスタープラン」地域別構想
町民等意見提出制度 （パブリックコメント）	令和 2 年 2 月 3 日 ～3 月 3 日	提出意見： 件（ 名）
第 2 回策定委員会	令和 2 年 月 日	「美浜町都市計画マスタープラン」地域別構想
第 5 回作業部会	令和 2 年 月 日	「美浜町都市計画マスタープラン」の改定
第 3 回策定委員会	令和 2 年 月 日	「美浜町都市計画マスタープラン」の改定
美浜町都市計画審議会	令和 2 年 月 日	

【美浜町都市計画マスタープランの策定に関する委員会要綱】**(設置)**

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針として、美浜町都市計画マスタープランを策定するため、美浜町都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、次の各号のための意見交換を目的とする。

- (1) 美浜町の都市計画マスタープランの策定
- (2) 美浜町の都市計画マスタープランに基づいた都市づくりの実施方法等の検討

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者により構成するものとする。

- (1) 美浜町副町長
- (2) 美浜町各部の長
- (3) 愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課長
- (4) 愛知県知多建設事務所長
- (5) 美浜町農業委員会会長
- (6) 美浜町区長会会長
- (7) 美浜町商工会会長
- (8) 美浜女性の会会長
- (9) その他町長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を1人置く。ただし、県職員はこの職には就かないものとする。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(事務局及び事務局長)

第5条 委員会の事務局は、町都市整備課に置き、事務局長には同課の職員をもって充てるものとする。

(委員会の招集)

第6条 委員会及び別表に定める作業部会は、必要に応じて委員長又は事務局長が招集するものとする。

2 町長は、予算の範囲内において、委員に報償金を支給できるものとする。

(庶務)

第7条 会議の記録は、事務局において作成し、保管するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附則(平成 30 年 12 月 1 日要綱)

この要綱は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附則(- 年- 月- 日要綱第- 号)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 5 条関係)

美浜町都市計画マスタープラン策定委員会 作業部会

作業部会は、次の各課において組織するものとする。

課名	担当事項
都市整備課	総括、都市計画関係
防災課	防災計画等
企画課	土地利用計画等、企業誘致
健康・子育て課	保育所関係計画
産業課	農政、土地改良計画
環境課	生活排水処理対策、知多南部地域ゴミ処理の広域化等
建設課	道路、河川、港湾計画等
学校教育課	学校関係計画
生涯学習課	社会教育施設、文化財保護、河和城跡地整備

【美浜町都市計画マスタープラン策定委員名簿】

〈令和元年度〉

名 称	氏 名	所属機関等
委員長	永田 哲弥	美浜町副町長
委員	岩本 久司	美浜町農業委員会 会長
委員	牧 守	美浜町区長会 会長
委員	横田 和弘	美浜町商工会 会長
委員	廣澤 節子	美浜女性の会 会長
委員	片山 貴視	愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課長
委員	横山 甲太郎	愛知県知多建設事務所長
委員	杉本 康寿	総務部長
委員	八谷 充則	厚生部長
委員	石川 喜次	産業建設部長
委員	天木 孝利	教育部長

【美浜町都市計画マスタープラン策定委員会作業部会】

作業部会は、次の各課において組織するものとする。

課 名	担当事項
都市整備課	総括、都市計画関係
防災課	防災計画等
企画課	土地利用計画等
健康・子育て課	保育所関係計画
産業課	農政、土地改良計画
環境課	生活排水処理対策、知多南部地域ゴミ処理の広域化等
建設課	道路、河川、港湾計画等
学校教育課	学校関係計画
生涯学習課	社会教育施設、文化財保護、河和城跡地整備

美 浜 町

〒470-2492

愛知県知多郡美浜町太字河和字北田面 106 番地

TEL:0569-82-1111 FAX:0569-82-4153

編集・発行 産業建設部 都市整備課

本書の一部または全部を無断で複写、複製することを禁じます。
